

在日朝鮮人散住地域における 教育戦略としての朝鮮学校選択

ポストコロニアルな社会的排除との関係において

宮崎 理

【目次】

序章	1
第1節 研究の背景と問題意識	1
第2節 先行研究の検討	2
第3節 研究の目的と方法	7
第1項 研究の目的	7
第2項 研究の課題	7
第3項 研究の方法	8
第4節 用語の定義	9
第5節 論文の構成	11
第1章 ポストコロニアルな社会的排除と教育	13
第1節 福祉国家における社会的排除	13
第1項 包摂型社会から排除型社会への移行	13
第2項 社会的排除概念の特徴	15
第3項 福祉国家の変容による社会的排除概念の変化	16
第2節 ポストコロニアル研究	20
第1項 ポストコロニアル研究の視座	20
第2項 ポストコロニアル研究による社会的排除概念への問い	22
第3節 在日朝鮮人に対する排除の特性	25
第1項 社会的排除論から見た日本社会	25
第2項 在日朝鮮人に対する排除の価値観	28
第4節 教育をめぐる排除と包摂	30
第1項 在日朝鮮人の教育をめぐる制度	30
第2項 文化・社会的装置としての学校	33
第3項 教育戦略としての学校選択	35
小括	37
第2章 在日朝鮮人の教育に関する歴史と現状	38
第1節 朝鮮人の日本への渡航の歴史	38
第2節 植民地支配終結後における排除の形成	42
第3節 在日朝鮮人に対する教育政策と教育状況	44
第1項 植民地支配期の教育政策と教育状況	44
第2項 終戦直後の教育政策と教育状況	47
第3項 朝鮮学校の高校無償化制度からの排除の構造	48
小括	52
第3章 調査概要	54
第1節 調査設計	54
第1項 調査の目的と方法	54
第2項 倫理的配慮	55

第2節	分析方法	56
第3節	調査フィールドの特徴.....	58
第4章	朝鮮学校保護者の学校選択の実際	60
第1節	調査対象者たちの特徴.....	60
第1項	調査対象者たちのプロフィール	60
第2項	調査対象者たちの学校経験の外形的特徴	62
第2節	調査対象者たちの学校選択.....	63
第1項	子どもたちの学校経験の外形的特徴	63
第2項	学校選択の経緯.....	64
第3項	地理的条件の影響	66
第4項	学校選択の決定者	69
第5項	周囲の人びとの影響.....	69
第6項	排除の現実の中で朝鮮学校に通学させることへの思い	72
第7項	学校選択の影響.....	74
第8項	将来の展望.....	76
小括	78
第5章	朝鮮学校保護者の学校選択が含意するもの	79
第1節	歴史・社会的背景への認識.....	79
第1項	在日1世の経験への認識.....	79
第2項	排除の現状への認識.....	81
第2節	日常的な生活のレベルにおける排除との関係.....	82
第1項	日本学校における他者化の経験	83
第2項	在日朝鮮人同士の関係のなかに身をおくということ.....	84
第3節	文化資本の相続.....	86
第1項	在日朝鮮人文化の再生産と在日朝鮮人の再生産.....	86
第2項	他者に対する・態度姿勢.....	89
第4節	社会関係資本の相続.....	90
第1項	在日朝鮮人同士をつなぐものとしての朝鮮学校.....	91
第2項	社会関係資本を相続することそのものの意味	93
第5節	将来的な展望との関係.....	95
第1項	将来の展望を描きにくい状況.....	95
第2項	広い世界で活躍する朝鮮人になることの期待	97
小括	99
終章	本研究の成果と今後の課題	101
第1節	本研究の要約	101
第2節	朝鮮学校保護者の学校選択の実際と意味	104
第1項	朝鮮学校保護者の学校選択の実際.....	104
第2項	朝鮮学校保護者の学校選択の意味.....	105

第3節	在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性	107
第4節	本研究の意義と今後の研究課題	108
参考文献	111
初出一覧	116
資料	117

【図表目次】

表 1	2015 年における在日朝鮮人集住地域の人口比率	6
表 2	貧困・剥奪・社会的排除の概念比較	15
表 3	在日朝鮮人の増加状況	40
表 4	大阪府在住在日朝鮮人の渡航理由	41
表 5	在日朝鮮人の教育程度（1935 年）	45
表 6	在日朝鮮人の日本語理解状況（1935 年）	45
表 7	京都市在住の在日朝鮮人の不就学・中退の理由（1937 年）	46
表 8	コーディングの例.....	58
表 9	調査対象者の特徴.....	61
表 10	調査対象者の子どもたちの教育経験と居住形態の変化	63

序章

本研究は、社会的排除研究においてこれまで論じられることが少なかった朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちの学校選択を題材にし、植民地主義的な背景を持つ社会的排除＝ポストコロニアルな社会的排除との関係において考察するものである。

本章では、第1節で本研究の背景と問題意識を述べる。第2節では朝鮮学校に焦点をあてた先行研究の動向を把握し、問題の所在を明らかにする。それらをふまえ、第3節では本研究の目的と方法を提示する。第4節では本研究で鍵となる用語の説明をする。第5節では本論文の構成を示す。

第1節 研究の背景と問題意識

近年、社会福祉学において社会的排除というタームが多用されている。社会的排除とは、1980年代以降、「福祉国家の危機 (The Welfare State in Crisis)」¹が叫ばれる中で、ヨーロッパにおいて用いられ始めたタームである。当初は貧困政策のなかで用いられていたこのタームは、現在では多様な用いられ方をしている。例えば、ゼノフォビア (外国人嫌悪) や、移民的背景を持つ人びとの権利を制限すること、彼／彼女たちの権利へのあからさまな政治的攻撃の高まりなども含むようになってきている (Ottmann 2010 : 25)。スイスにおけるミナレット (イスラム寺院の尖塔) の建設禁止をめぐる議論や、フランスにおけるムスリム女性が公共の場でブルカを着用することの禁止をめぐる議論など、ヨーロッパ社会が直面しているアクチュアルな問題についても、社会的排除研究の対象となっている。

このように、ヨーロッパの社会的排除研究において、移民的背景を持つ人びとに関する問題へと関心が広がってきた背景のひとつには、ポストコロニアル研究 (Post-colonial studies あるいは Postcolonial studies) の影響がある。ポストコロニアル研究は、「あからさまな植民地支配」が終焉を迎えた今日においても再生産されている植民地主義を問題化し、克復しようと提起してきた。ポストコロニアルな社会的排除についての議論は、おもにヨーロッパの植民地主義的な現状を批判するものとしてみられる。しかし、日本にとっても無関係なものではない。日本は、近代国民国家として成立する過程で、北海道・樺太・小笠原諸島・沖縄諸島などを軍事的に併合してきた。そして、1910年代以降、日本は台湾・南樺太・朝鮮・南洋諸島・中国東北部などへと領土を拡張してきた。

日本でみられるポストコロニアルな社会的排除のひとつとして、在日朝鮮人に対するものが挙げられる。特に、朝鮮学校はいまだに植民地主義に背景を持つ排除が見られる場のひとつである。2010年に始まった「高校無償化制度」からの朝鮮学校の除外や、それに引き続く地方自治体による補助金の打ち切り (大阪、東京、宮城、埼玉、神奈川、広島など) はその例である。福田誠治は、旧来から日本社会に存在していた差別感情と戦後の冷戦構造を背景に、日本政府は朝鮮学校に対して「長期にわたって対立もしくは敵対してきた」と指摘している (福田 2005 : 357)。これは、朝鮮学校が、日本社会のなかで困難な状況におかれてきたという説明である。また、ゼロ年代以降、排外主義的なグループ・個人による物理的な暴力行使をも伴った朝鮮学校への襲撃やヘイトスピーチなど、表面的な形を

¹ 「福祉国家の危機」とは、1981年にOECDが発表した報告書のタイトルである。

変えながら排除が継続していることが社会問題化している。朝鮮学校のみならず、在日朝鮮人総体に対する排除をいかに克服していくのかということは、日本社会が直面している大きな課題のひとつである。

教育は、社会的排除研究における主要なテーマのひとつである。学校教育から排除される子どもたちや不就学・不登校などの問題、教育を受ける権利を保障することによって包摂を達成する必要があるという議論などである。しかし、社会的排除研究の枠組みのなかで、朝鮮学校が取り上げられることは少ない。これは、日本における社会的排除研究が「国民間の不平等」として日本国民のみが研究対象とされがちであることの表れではないだろうか（亀山 2007 : 88）。

ヨーロッパの貧困研究・貧困政策の領域で発達してきた社会的排除概念は、個人やさまざまな集団と社会との関係を考える際、重要な手掛かりとなるものである。ゆえに社会的排除研究として在日朝鮮人に焦点をあてることは、彼／彼女たちに対する排除の現実を克服するための有用な知見を得られるものであると考える。

第2節 先行研究の検討

これまで、在日朝鮮人の教育に関する研究の多くは朝鮮学校に焦点があてられ、その歴史的経緯について論じたり、不平等な法制度を問題化したりしたものが数多く蓄積されてきた。在日朝鮮人の教育の歴史に関する研究において、朝鮮学校の歴史は、学校設立・改編・日本政府による弾圧・その後の再開・差別とそれへの抵抗という過程として捉えられ、民族教育を守ろうと「たたかう在日朝鮮人」と、それに対して「弾圧を加える日本政府」という二項対立的な歴史観が描かれてきた。

そのような研究の代表的なものは、小沢有作（1973）によるものである。小沢は、1910年の「韓国併合」から1970年代初頭までの在日朝鮮人の教育に関する日本政府の政策を中心に分析し、日本政府による日本語と日本政府の立場に立った歴史の教育を「同化教育」、朝鮮人自身による教育活動を「民族教育」として定義づけ、それらを対立するものとして捉えた。小沢は、「在日朝鮮人は、祖国の独立をささえにし、在日朝鮮人じしんの組織化・権利擁護の運動を土台にして、自力で朝鮮学校をつくり、民族教育の行路を開拓してきた。それは戦前の同化教育の歴史を批判的に克服するものであり、また民族教育の思想を鮮明に開示するものであった」が、「政府の同化主義的姿勢は敗戦でも変わらず、この方針を実現するためにも、その障害となる朝鮮人学校への敵視・抑圧に傾注した」と説明している（小沢 1973 : 206-207）。

このように、「同化教育」対「民族教育」という構図のもとでは、「日本政府」対「在日朝鮮人」というように、人びとも非常に「わかりやすく」二項対立的に表現される。そして、在日朝鮮人が朝鮮学校へ子どもたちを通わせることは、排除への抵抗であり自由で主体的な選択として肯定的に論じられてきた。その一方で、日本学校へ子どもを通わせることは、「同化教育」に屈することとして否定的に論じられてきた。例えば、公立学校で日本人生徒と共に日本人教師から学ぶ在日朝鮮人生徒は、「同化教育の教化力に呑みこまれていくほかにすべはなかった」というフレーズで表現されている（小沢 1973 : 305）。

高史明（1974）は、小沢の研究成果を一定程度評価しつつも、批判的に論評している。高は、「この通史が、もっぱら権力者とそれに対抗する運動のみに絞られている」と指摘し、「どうしてもこの運動からこぼれ落ちているおびただしい朝鮮人の存在を考えないわけにはいかない」、「この人々は、運動から落ちこぼれていることでもって、この通史からも締めだされてしまうのであろうか」と述べている（高 1974：56）。

「同化教育」対「民族教育」という二項対立的な構図は、戦前から今日に至るまでの朝鮮学校に対するその時々での排除の形式的な側面を、「わかりやすく」捉えるものとして評価できる。しかし、その構図を個人の次元にまで画一的にあてはめるならば、高が指摘するように、朝鮮学校に通っていなかった（通っていない）多くの在日朝鮮人たちの存在が無化されてしまうであろう。そればかりか、朝鮮学校に通っていた（通っている）在日朝鮮人たちも、「同化主義に対するたたかい」という文脈に一括りにされ、彼／彼女たちの多様な思いや様々な境遇も見逃されてしまう。日本学校に通った（通っている）在日朝鮮人は「同化教育」に飲み込まれていった人びとであり、朝鮮学校に通っていた（通っている）在日朝鮮人は同化教育に対してたたかう人びとであると、一括りに言うことはできないのではないだろうか。

1980年代以降は、国際的な人権運動の高まりにも後押しされ、不平等な法制度について論じたもの（在日本朝鮮人教育会編 1996、金 2008、朴 2011 など）が多く蓄積されてきた。朝鮮学校に対する制度上の差別的な扱いは、1990年代より在日朝鮮人と日本人の社会運動により段階的に一定程度「解消」されてきている。しかし、金は、それらは『特別な処置』であり、ある種の『恩恵的門戸解放』と言えるもので民族教育そのものの保障という立場から行われたものではない」と述べている（金 2008：87-88）。

法制度について論じた研究では、いまなお朝鮮学校は不平等な地位に置かれていることが指摘されており、平等の達成は今日においても重要な社会的課題として位置づけられている。筆者も、例えば、先述した高校無償化制度からの朝鮮学校の除外など、解決を迫られている不平等な現実が複数あると考える。ゆえに、法制度という形式的な排除について論じることは、不平等な現実を変えるうえで必要な営みである。

しかし、法制度上の平等の達成によって、すべての排除が克服されるわけではない。社会の価値観や日常的な生活の次元で見られる非形式的な排除についても論じる必要があるのではないだろうか。「植民地主義」ということであるならば、日本による朝鮮半島に対する植民地政策は、すでに終結している。ポストコロニアル研究は、形式的な植民地主義が終結した段階においても、植民地主義的な価値観が非形式的なものとして社会で再生産されているということを問題化してきた。ヨーロッパの社会的排除研究においても、ポストコロニアル研究の成果は大きな影響を与えている。朝鮮学校をめぐる排除の非形式的な側面を考える際、それらの研究は有用な手掛かりになりうるのではないだろうか。

歴史や法制度と並んで、アイデンティティが朝鮮学校に関する研究の主要なテーマのひとつとなってきた。在日朝鮮人のアイデンティティへの注目は、若年世代の在日朝鮮人を対象にした聞き取り調査や、朝鮮学校に対するフィールドワーク研究などで数多く見られる。

例えば福岡安則（1993）は、「日本社会には、まだまだ、在日韓国・朝鮮人に対する蔑

視、忌避、差別の感情が渦巻いている。韓国・朝鮮人に対するマイナスのイメージが、いわば“強力な磁場”として存在するがゆえに、『同化された自己』と『異化された自己』を併せ持つ『在日』の若者たちの内面で、『同化志向』と『異化志向』が錯綜する。彼ら／彼女らのアイデンティティ葛藤を生み出す基盤が、ここにある」と述べている（福岡 1993 : 81）。在日朝鮮人に対する日本社会のまなざしが、彼／彼女たちのアイデンティティに葛藤をもたらしているという説明である。

福岡は同書の中で、「従来、『民族意識』を強固に維持していこうとするタイプと、日本社会への『同化』を強めていくタイプとの二極分節といった構図で、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティのありようが捉えられてきた」が、若い世代の在日朝鮮人のアイデンティティはもっと多様化してきていると指摘し、「同化志向」「異化志向」という概念を提示している（福岡 1993 : 79）。「同化志向」とは「まわりのみんな（＝日本人）と同じでありたい、と思う気持ち」であり、「異化志向」は、「まわりのみんな（＝日本人）と違う自分であってかまわない、違う自分でありたい、あるいは、違う自分でなければならない、と思う気持ち」である（福岡 1993 : 80-81）。福岡は、その概念を手掛かりに、若年在日朝鮮人のアイデンティティのありようを「共生志向」「祖国志向」「個人志向」「帰化志向」「同胞志向」という5つに類型化している（福岡 1993 : 89-99）。

福岡による類型化は、一見すると在日朝鮮人の多様なありようを表現しているかのようであるが、やはり「同化」か「異化」の二項対立的な構図ではないだろうか。例えば、「祖国志向」タイプの「典型的な生活史」とは、「親の勧めによって、小学校から高校もしくは大学まで一貫して総聯系の『民族学校』に通学し、そこで朝鮮の言葉・歴史・文化を学んでいる。このような民族教育をとおして、いわば自明のものとして『民族の誇り』を内面化していく」と説明されている（福岡 1993 : 93）。そして、「その意味では、彼ら／彼女らは、自分はいったい何者なのかというエスニック・アイデンティティの葛藤は体験していない」と言及している（福岡 1993 : 93）。

本研究で題材としている朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちや、朝鮮学校に通っている子どもたちは、福岡の分類に従うならば、「祖国志向」タイプであると考えられる。福岡は、「祖国志向」タイプの在日朝鮮人たちは、朝鮮民主主義人民共和国の「在外公民」としての自覚を持っており（福岡 1993 : 92）、彼ら／彼女たちの「生き方のモデル」は「祖国の朝鮮人」であるという（福岡 1993 : 94）。

しかし、この類型化は、「同化」と「異化」という二項対立的な構図で在日朝鮮人を捉え、朝鮮学校に通う在日朝鮮人たちを「異化」として一括りに捉えているだけに過ぎないのではないだろうか。彼ら／彼女たちは、朝鮮学校に通ったとしても日本社会のなかで生まれ生きていく人びとであり、単純に「同化」か「異化」には分けられないのではないだろうか。さらに、彼ら／彼女たちが「祖国の朝鮮人」を「生き方のモデル」としているという説明は、「在日」の朝鮮人であるという実態とかけはなれたものではないだろうか。

韓東賢（2006）は、在日朝鮮人のアイデンティティを「同化」対「異化」という二項対立的に捉えることに対して批判的な見解を示している。また、福岡の枠組みは、「在日朝鮮人のエスニック・アイデンティティのあり方を左右する基盤が、日本社会のありようが存在する」ものであると指摘し（韓 2006 : 37）、「在日二世以降のエスニック・アイデンテ

ィティ形成において、『朝鮮学校コミュニティ経験』とでもいうべきものが決定的な役割を持つ」と論じている（韓 2006 : 41）。つまり、在日朝鮮人のアイデンティティは日本社会のまなざしのみで規定されるものではなく、朝鮮学校のなかでの主体的に作り出されていく側面を持っているという説明である。

ところで、なぜ在日朝鮮人を対象にした研究においてアイデンティティばかりに焦点が当てられてきたのだろうか。アイデンティティが重要な焦点の一つとなってきたということは、どのような枠組みで捉えるかの別はあるにせよ、常に日本社会が、「何者であるのかということ」を在日朝鮮人に対して問い続けてきたということではないだろうか。

近年では、朝鮮学校に子どもを通わせている（通わせていた）保護者たちの学校選択理由に関する研究も散見されるようになった。例えば、大阪府の朝鮮学校に子どもを通学させている保護者へのインタビュー調査を行った中島智子（2011）は、日本学校出身の保護者たち・朝鮮学校出身の保護者たちいずれもにとって、朝鮮学校は、「自分が何者であるかを当然のこととして教えてくれる場所として、安心して過ごせる場所として見なされている」と分析し、「朝鮮人として当たり前で育つことを可能とする居場所」として、保護者たちは朝鮮学校を選択していると結論づけている（中島 2011 : 199）。

中島は、調査対象者のひとりが、朝鮮学校に子どもを通わせている理由について、「うちの場合は当たり前のように、悩むとかもなく、当然のように入りましたね」と語ったのに対して、「通常の日本人が子どもが 学齢期を迎えると当たり前のように日本の学校に行かせるのと同じことのようなのである」と分析している（中島 2011 : 194）。しかし、朝鮮学校保護者たちが、子どもを朝鮮学校に通わせることを「あたりまえである」と語ったことが何を意味しているのかということについて、十分に検討されているとは言い難い。日本人が日本の学校に行かせるのと同じようであるという分析は、朝鮮学校に子どもを通わせることは朝鮮人としてあたりまえであるという説明である。そのような説明は、朝鮮学校に子どもを通わせない在日朝鮮人が多くいるという現実とかけ離れたものである。さらに中島は、朝鮮学校保護者たちは「子どものうちに『自分が何者か』の基礎をしっかりと確立させたいという思いが強い」と述べている（中島 2011 : 199）。この説明は、やはりアイデンティティという個人の内面に過度に注目してしまっており、朝鮮学校に子どもを通わせることの多様な意味を見失ってしまっているのではないだろうか。

以上のように、在日朝鮮人の教育に関する先行研究を概観することによってわかったのは、歴史については二項対立的な構図が中心となっており、制度に関しては排除の形式的な側面しか射程にできないということである。さらに、アイデンティティの形成に焦点が当てられることで、個人の内面が過度に強調されてきたということである。学校選択理由に関する研究においても、朝鮮学校に子どもを通わせる理由は、民族としてのアイデンティティを形成するためとして説明されている。

在日朝鮮人が朝鮮学校に子どもを通わせるか否かということ、を、「同化」対「異化」という二項対立的な構図でとらえ、アイデンティティという個人の内面ばかりに焦点をあてるならば、排除の克服の方向性は、異化戦略としての民族アイデンティティを形成する場である朝鮮学校を守らなければならないという提起に収斂されてしまうであろう。だが、アイデンティティは、一度形成されたならば変化しない固定的なものではない。また、朝鮮

学校は朝鮮人としてのアイデンティティを形成することができる場であるが、日本学校ではそれができないと言えるのであろうか。

そして、そもそも朝鮮学校に子どもを通わせることの理由を、アイデンティティの形成のための主体的で自由な選択として一括りに説明できるものなのであろうか。一般的に、人びとが子どもを通わせる学校を選択する背景には、複合的な要因があるのではないだろうか。それは、在日朝鮮人の場合にも同じはずである。朝鮮学校に子どもを通わせることは「同化」か「異化」といった単純なものではなく、それぞれの人びとをとりまく様々な状況と関係しているのではないだろうか。朝鮮学校保護者たちは、いかにして子どもを朝鮮学校に通わせるという決定をしているのだろうか、その決定はどのような意味を持つのだろうか、日本社会の構造とどのような関係にあるのだろうか。朝鮮学校保護者の学校選択と彼／彼女たちがおかれた状況の関係は、排除の現実を変革するという立場からどのように捉えうるのであろうか。

ところで、これまで在日朝鮮人の教育に関する研究では、在日朝鮮人の集住地域が頻繁に考察の対象となってきた。ここで言う集住地域とは、在日朝鮮人の人口比率が相対的に高い地域のことである。例えば、金侖貞（2007）は、神奈川県川崎市をフィールドに多文化共生教育をテーマとした研究を行っている。高智富美（2005）は、大阪府八尾市における在日韓国・朝鮮人の教育運動とエスニック・アイデンティティについて調査している。中島智子（2014）は、大阪市生野区に所在する東大阪朝鮮中級学校でフィールドワークを実施し、同校がどのような学校であるのかを明らかにしている。

これら神奈川県川崎市、大阪府八尾市、大阪市生野区は、一般的に在日朝鮮人の人口比率が高い地域であると言われている。2015年の国勢調査をもとに実際の人口比率を整理すると、以下の通りである（表1）。鶴橋商店街や高麗市場などの在日朝鮮人街があり、集住地域として知られている大阪市生野区における韓国・朝鮮籍者の比率は10.9%である。この比率は日本全国で一番高い。大阪府八尾市は、全国よりは高い比率であるとはいえ、1.06%である。神奈川県川崎市は、同市川崎区では若干高い比率であるものの、川崎市全体では全国の比率とさほど変わらない。川崎市内でも在日朝鮮人が多く居住していることで有名な桜本地区などは、より高い比率であることが推測される。しかし、行政区全体を単位とすると、行政区内の一地域の把握は難しくなる。

表 1 2015年における在日朝鮮人集住地域の人口比率

	韓国・朝鮮籍人口	総人口	韓国・朝鮮籍者の比率
神奈川県川崎市（全体）	5,219 人	1,475,213 人	0.35%
川崎市川崎区	2,293 人	223,378 人	1.03%
大阪府八尾市	2,862 人	268,800 人	1.06%
大阪府大阪市生野区	14,252 人	130,167 人	10.9%
日本全国	376,954 人	127,094,745 人	0.30%

（総務省編『国勢調査平成27年版』をもとに算出）

特筆すべき点は、このような集住地域は、日本全国でごく限られているということであ

る。同年の国勢調査をもとに全国の市区町村ごとに韓国・朝鮮籍者の比率を算出したところ、1.0%を超える市区町村は非常に少なかった。このことは、相当数の在日朝鮮人が在日朝鮮人散住地域に居住しているということを示している。散住地域では集住地域よりも個人化の力動が強く働いている。これまで頻繁に考察の対象となってきた集住地域ではなく、散住地域に焦点をあてることで、在日朝鮮人の多様な現実を把握することができ、排除の克服を考える上で有益な示唆が得られるのではないだろうか。

第3節 研究の目的と方法

第1項 研究の目的

以上より、本研究では、在日朝鮮人散住地域の朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちに焦点をあて、ポストコロニアルな社会的排除の文脈と関連づけながら、保護者たちの学校選択の実際とその意味を分析し明らかにすること、さらには在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性を検討することを目的とする。

第2項 研究の課題

先行研究からみた本研究の課題は以下の4点である。

第一に、在日朝鮮人に対する社会的排除の現実を捉えたり、その解決を模索したりする際に、どのような見方ができうるのかを検討することである。本章第2節で検討したように、先行研究では、朝鮮学校に子どもを通わせることは、「同化」への抵抗であり民族アイデンティティを形成するため、すなわち言うならば「異化」として一括りに解釈されがちであった。そして、排除の形式的な側面である不平等な法制度に焦点が当てられがちであった。しかし、そのように二項対立的に考え、「わかりやすく」人びとを分けることができうるのであろうか。

さらに、社会的排除は、その対概念として社会的包摂が想定されている。社会的排除の克服の方向性を示すという際に、在日朝鮮人の学校選択に即して、「排除」や「包摂」はどのようなものとして考えうるのかを明らかにしたい。

第二に、在日朝鮮人の教育をめぐる今日の社会構造が、いかなる歴史の産物であるのかを確認することである。日本の社会的排除研究においては、そもそも在日朝鮮人や朝鮮学校を題材にしたものはあまり見られず、社会的排除は「福祉国家の危機」という文脈において「新しく生じた事柄」として論じられがちである。しかし、多くの朝鮮人が朝鮮半島から日本に渡航し、それらの人びとをルーツに持つ人びとが現在に至るまで日本に居住することになった経緯は、日本による朝鮮半島に対するコロニアルな歴史と不可分のものである。そして、現在の在日朝鮮人の教育をとりまく状況について考えてみても、それは、朝鮮人に対する教育政策が植民地政策の一環として推進された植民地期の歴史、さらには、それに連なる植民地支配期終結以後の教育政策の歴史と不可分のものである。朝鮮人の日本への渡航の歴史や在日朝鮮人の教育に関する歴史を理解することは、朝鮮学校に子どもたちを通わせている保護者たちの背景を明確にするためのものとして位置づけられるのではないだろうか。

第三に、朝鮮学校保護者の学校選択の実際を明らかにすることである。特に本研究では、散住地域であるという点に焦点をあてる。本章第2節で検討したように、朝鮮学校に関する先行研究では、在日朝鮮人の集住地域が中心となってきた。集住地域とは異なる散住地域の特徴として、朝鮮学校に通学するには寄宿舎に入舎しなければならないケースが想定される。居住している場所から近い距離に朝鮮学校がある場合には自宅からの通学が可能であるが、そうでない場合には、寄宿舎への入舎が必要である。少なくない子どもたちが親元から離れて寄宿舎に入舎した上で朝鮮学校に通学していると考えられるが、そのようなケースについて論じた研究は見当たらない。

また、先述した福岡の研究では、朝鮮学校在学経験者たちの生活空間は「在日朝鮮人社会」に限られる傾向が強く、「日本で生まれ育ちながら、親しい人間は同胞の朝鮮人だけである場合が珍しくない」と述べられている（福岡 1993 : 94）。しかしこの指摘は、一つの市町村に一家族しか在日朝鮮人が住んでいないということも少なくない散住地域の現実にはあてはまらないのではないだろうか。散住地域の在日朝鮮人たちは、朝鮮学校在学経験者であったとしても、集住地域の在日朝鮮人たち以上に日常的に日本人たちと生活空間を共にしているのではないだろうか。そのような状況が、彼／彼女たちの学校選択にどのような影響を与えているのであろうか。

第四に、散住地域の朝鮮学校保護者の学校選択がいかなる意味を持つのか、ポストコロニアルな社会的排除との関係において明らかにすることである。それは、朝鮮学校保護者の学校選択の実際（第三の課題）が含意するものを、社会的排除を考察する際の視座（第一の課題）と在日朝鮮人や朝鮮学校の歴史的背景（第二の課題）を手掛かりに明らかにするということである。先行研究では、朝鮮学校に子どもを通わせるということは、同化教育に対する抵抗であり、民族アイデンティティを形成するための自由で主体的な選択として解釈されてきた。しかし、学校選択の背景には、複合的な要因があるのではないだろうか。

朝鮮学校に子どもを通わせている在日朝鮮人の保護者たちが日本に居住していること背景には、かつて日本が遂行した朝鮮半島に対する植民地政策が深く関係している。そして、朝鮮学校はいまだに植民地主義的な背景を持つ排除にさらされている場のひとつである。こうした理由から、ポストコロニアルな社会的排除の関係において考察することは妥当であると考えられる。

第3項 研究の方法

本研究では、文献研究と質的調査研究を行う。

文献研究としては、鍵となる概念である社会的排除とポストコロニアル研究、および教育戦略に関する理論的検討を行う。そして、朝鮮人の日本への渡航の歴史、朝鮮学校に対する排除の歴史と今日の特徴を考察する。その際に、国内外の学術文献のほか、朝鮮学校や在日朝鮮人と関係する法律条文や省令、行政機関による統計資料などを参照する。

質的調査の対象とするのは、ある在日朝鮮人の散住地域に所在する「X 朝鮮学校」に子どもを通わせている保護者たちである。散住地域については本章第2節で述べたが、「X 朝鮮学校」が所在する行政区（市区町村レベル）の韓国・朝鮮籍者の比率は、0.01%であ

る。また、「X 朝鮮学校」の周囲には、いわゆる「 코리아・タウン」「在日朝鮮人街」として知られる地区はない。なお、詳細な調査概要については、第3章で述べる。

第4節 用語の定義

本論文において鍵となる用語について、その定義を整理しておく。

(1) 在日朝鮮人

本稿では、1910年の「韓国併合」に端を発する日本による朝鮮半島の植民地支配が開始された前後から1945年8月の太平洋戦争終結に至るまで、さらには終戦直後から朝鮮戦争期に朝鮮半島から日本に移住してきた人びとと、彼／彼女たちにルーツを持つ日本在住の人びととを「在日朝鮮人」と定義づける²。

なお、「在日朝鮮人」を指し示す言葉としては、「在日韓国人」「在日コリアン」「在日韓国朝鮮人」「在日朝鮮韓国人」などの語も用いられている。本稿で用いる「在日朝鮮人」という語に含まれる「朝鮮」は、特定の国籍や政治的な立場を指し示すものではなく、本研究で対象とする人びとの出自としての朝鮮民族を表すものである。また、本研究では朝鮮学校に焦点をあてており、調査対象者たち自身が自らを指し示す言葉として国籍等に関係なく「在日朝鮮人」という語を用いている。これらの理由から、本稿では「在日朝鮮人」という語を用いる。ただし、先行研究や調査対象者の語りの中では様々な語が用いられており、引用においてはそれらの表現に従う。

2015年12月末現在、「在留外国人統計」（法務省）の「国籍欄」が、「韓国」となっている人びとは457,772人、「朝鮮」³となっている人びとは、33,939人である。そのうち、特別永住者の在留資格を持つ人びとは、348,626人である。統計上は、これらの人びとが狭義の「在日朝鮮人」と言えよう。しかし、日本国籍を取得する「在日朝鮮人」も増加している。国籍欄が「朝鮮」もしくは「韓国」であった人びとのうち、1952年から2012年までに、日本国籍を取得した人びとは、累計で403,957人である⁴。さらに、これらの人びとだけでなく、朝鮮半島にルーツを持っているが、親世代以前の人びとが日本国籍を取得したなどの理由で出生時から日本国籍である人びともいる。これらの人びとを含めると、広義の「在日朝鮮人」は統計上見える数以上に多く存在すると考えられる。

(2) 朝鮮学校

² より詳細な「在日朝鮮人」の定義については、外村（2014：3-4）による整理等を参照のこと。

³ 「朝鮮」は朝鮮民主主義人民共和国の国籍保持者ではなく、在日朝鮮人のうち日本が国交を持ついずれの国の国籍（もしくは日本国籍）も取得していないことを示す登録上の記号である。法務省は、「在留外国人統計」の脚注で、「朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍を始めいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の『国籍・地域』欄に『朝鮮』の表記がなされており、『朝鮮』は国籍を表示するものとして用いているものではない」と説明している。

⁴ これらの人びとのなかには、前述の定義には当てはまらない人びと（朝鮮半島分裂以降に大韓民国から日本に移住し、日本国籍を取得した人びと）も存在するが、その実数を統計上明らかにすることは難しい。

「朝鮮語を授業用語として、在日朝鮮人の子どもたちを対象とする、在日朝鮮人によって運営されている学校」(朴 2012 : 31) という定義にならう。朝鮮学校の起源は、植民地統治時代に日本に渡来し、朝鮮語を学ぶことができなかつた在日朝鮮人の子どもたちを対象に、朝鮮語や朝鮮の歴史、文化を教えるために在日朝鮮人たち自身の手によって戦後設立された寺子屋式の「国語教習所」に求められる。

初級学校・中級学校・高級学校の他に、就学前教育としての幼稚班、東京都小平市には大学にあたる朝鮮大学校がある。2012年4月現在、これらの学校は合わせて102校、66か所あり、約一万人が在籍している。朝鮮学校に通う子どもたちは、朝鮮籍、韓国籍、日本国籍などと様々である。通学している子どもたちの祖先の出身地域も様々であり、現在の朝鮮民主主義人民共和国にあたる地域の出身者の子孫のための学校ではない⁵。朝鮮学校の「朝鮮」は、民族としての朝鮮である。朝鮮学校の設立は、1945年8月の終戦直後であり、1948年の朝鮮民主主義人民共和国の建国よりも早い。また、朝鮮民主主義人民共和国の義務教育は、幼稚園・小学校・中学校の1・4・6制がとられているが、朝鮮学校では日本の教育制度に合わせて初級学校・中級学校6・3制がとられている⁶。「学友書房教科書編纂委員会」という在日朝鮮人をメンバーとした組織が、朝鮮学校のカリキュラムと教科書の編纂を行っており、「民族性の原則」「科学性の原則」「現実性の原則」のもと、日本で行う教育であることが考慮されている(朴 2012 : 39-56)。歴史的経緯から「在日本朝鮮総聯合(朝鮮総聯)」との関係が深く「北朝鮮の学校」と思われることもあるが、これらを考慮すると朝鮮学校は、「日本で生まれ育った朝鮮人の学校」であるといえよう。

朝鮮学校は、一般的な日本の学校と異なり、学校教育法の第一条⁷の定義に当てはまる教育機関(いわゆる一条校)ではなく、都道府県知事の認可を受けた各種学校である。

本論文では、朝鮮学校と区別するために、便宜的に一条校のことを「日本学校」という。また、日本学校の区分は「小学校・中学校・高等学校・大学」と表し、朝鮮学校の区分は「初級学校・中級学校・高級学校・大学校」と表す。なお、調査対象者の語りや文献のなかでは、朝鮮学校であっても、「小学校、中学校、高等学校、大学」と表現されていることがある。その場合はそれに従う。

(3) 散住地域

本研究でいう散住地域とは、在日朝鮮人の人口比率が比較的低い地域のことを指す。散住地域では、日常的な在日朝鮮人同士の関わりが少ないと考えられる。在日朝鮮人を対象

⁵ 日本による朝鮮半島の植民地支配を背景に、日本に渡航した人びとの多くは朝鮮半島南部や済州島(現在の大韓民国にあたる地域)の出身者である。ゆえに、朝鮮学校に通っている子どもたちの祖先も、現在の大韓民国にあたる地域の出身者が多い。

⁶ いわゆる「外国人学校」は、①出身国の教育制度に沿った教育を日本で行っている学校(ブラジル学校、中華学校、韓国学校、ドイツ学校、フランス学校など)、②国際的教育評価団体から学校として認可されているインターナショナルスクール、③その他の学校(①と②に含まれない学校)に分類することができる。朝鮮学校は、③にあたる学校である。

⁷ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条には、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする」と定められている。

としたこれまでの研究においては、在日朝鮮人の人口比率が比較的高い地域がフィールドとされてきた。例えば、曹慶鎬（2012）は、集住地域に関する研究として、東京都荒川区（田嶋 1995）、大阪市生野区（二階堂 2003）、大阪市八尾市（高智 2005）、兵庫県神戸市長田区（文 2000）をフィールドにした研究を挙げている。

(4) 社会的排除

日本における貧困研究の第一人者のひとりである岩田正美は、社会的排除とは、「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から生み出された現代の社会問題を説明し、これを阻止して『社会的包摂』を実現しようとする政策の新しい言葉」（岩田 2008 : 12）であると説明している。各々の論者によってその定義に若干の差異は見られるものの、貧困が、結果としての経済的な不平等に焦点をあててきたのに対し、社会的排除は、不平等を生み出す経過や構造といったものに焦点をあて、その解決を目指す政策志向の概念であると言えよう。

(5) ポストコロニアリズム

国家主権を国境外の領域や人びとに対して拡大するという意味においての「あからさまな植民地主義」の支配が終結した段階であるにも関わらず、支配／被支配、搾取／被搾取、抑圧／被抑圧などといった植民地主義に根差した諸関係が構造的に再生産されている様を明らかにする概念である。植民地主義を地理的・時間的に制約されたものではなく、「帝国主義的姿勢 (imperial attitude)」としてとらえる視座である (Said =1998 : 53)。ここでの「ポスト」という接頭語には、「一般の意識においては過去とみなされいながら現代のわれわれの社会性や意識を深く規定している構造、それをどう考えるのか、それとどう向き合っていくべきかという問題提起」が含まれている (鶴飼 1998 : 42)。

(6) 教育戦略

本稿で用いる教育戦略とは、ブルデューの文化的再生産論に流れを持つ用語である。ブルデュー (Bourdieu =1986 : 20-21) は、さまざまな社会集団や家族が、社会的地位や権力を再生産するために採用する種々の再生産戦略 (例えば、結婚戦略や出産戦略、投資・貯蓄戦略、転居戦略など) のひとつとして教育戦略を位置付けている。教育戦略には、家庭の資本の種類や量、使い方が関係している。人びとが社会的地位や権力を再生産するために有効な資本として、経済的資本、文化資本、社会関係資本があげられる。

第5節 論文の構成

本論文は、論文の概要を説明する序章、本論である第1章～第5章、結論を述べる終章から構成する。

第1章では、社会的排除に関する理論的研究を参照し、概念整理や分析枠組みを提示する。第1節では、ヨーロッパにおける社会的排除に関する先行研究を中心に検討し、本研究の鍵となる概念である社会的排除について論述する。第2節では、ヨーロッパにおける

社会的排除概念の再考に大きな影響を与えているポストコロニアル研究の視座を参照する。さらに、ポストコロニアル研究の影響をうけ、社会的排除概念がどのように再考されてきたのかを、フランスにおける移民的背景を持つ人びとに対する社会的排除という具体的な事例との関係において検討する。第3節では、第1節と第2節で得られた知見を手掛かりに、日本におけるポストコロニアルな社会的排除が、いかなるものとして見られるのかを整理する。第4節では、学校そのものや学校選択を社会学的にどのように位置づけるのか、ブルデューらの議論を手掛かりに考察する。

第2章では、本研究の対象として朝鮮学校保護者を取り上げる前提として、在日朝鮮人と教育に関する歴史と現状について論じる。第1節では、在日朝鮮人が日本に渡航した歴史を、植民地支配との関係において整理する。第2節では、日本による朝鮮半島の植民地支配終結後に、ポストコロニアルな社会的排除がどのようにして形成されてきたのかを在日朝鮮人に対する政策の変遷を中心に明らかにする。第3節では、在日朝鮮人に対する教育政策と教育状況の変遷を、植民地支配期から今日に至るまで、朝鮮学校に対する排除の構造を中心に引き上げ概観する。

第3章では、本研究で行う朝鮮学校保護者に対する調査概要を提示する。

第4章では、第3章で示した調査概要に基づいたインタビュー調査から得たデータを整理し、朝鮮学校保護者の学校選択の実際を明らかにする。

第5章では、第4章で明らかにした学校選択の実際を分析し、調査対象者たちが朝鮮学校に子どもを通わせることが含意するものを、ポストコロニアルな社会的排除との関係において考察する。

最後に、終章では、本研究の結果を示すとともに、研究の意義と今後の課題を提示する。

第1章 ポストコロニアルな社会的排除と教育

朝鮮学校に子どもを通わせている保護者の学校選択の実際とその意味を分析するのに先立ち、本章では、本研究の鍵となる概念である社会的排除とポストコロニアルリズムに関する先行研究を検討する。そのうえで、それらの概念との関係において、本研究で焦点をあてる「教育」の位置づけを考察する。それは、排除とその対概念としての包摂をどのように考えるのか、さらには在日朝鮮人に対する排除を社会的排除研究のなかでどのように捉えるのかという論点とも関係するものである。

まず、社会的排除に関するヨーロッパの議論を中心に検討し、社会的排除概念の背景と特徴、およびそれへの批判を整理する（第1節）。つぎに、社会的排除論をポストコロニアル研究の視座を手掛かりに再考し、排除はどのようなものとして位置付けられるのかを提示する（第2節）。そのうえで、日本における社会的排除の特質を、在日朝鮮人との関係において明らかにする。（第3節）そして最後に、教育をめぐる排除と包摂について検討し、本研究の視座として教育戦略に注目することを提起する（第4節）。

第1節 福祉国家における社会的排除

第1項 包摂型社会から排除型社会への移行

社会的排除とは、20世紀後半以降、ヨーロッパの社会政策を基礎付けてきたタームである。ヨーロッパにおいて、社会的排除というタームが注目されるようになったのは、1974年に、フランスのルネ・ルノワールが、『排除された者：10人のフランス人のうちの1人（Les Exclus: un Français sur dix）』という著作の中でその言葉を用いてからである。ルノワールが、社会的に排除された人びととして取り上げたのは、精神障害者や身体障害者、自殺願望の人びと、高齢の病人たち、虐待を受けた子どもたち、薬物依存症者たち、犯罪者たち、ひとり親たち、複数の問題を抱える世帯、マージナルな人びと、非社交的な人びと、そして他の「社会的不適合者たち」であった。彼は、そうした人びとはフランス国民の10%に上ると指摘した（Silver 1994：532）。当時、排除は、「経済成長と福祉国家の恩恵が届かない人びと」の問題として語られていた（福原 2007：12）。

1980年代以降、「福祉国家の危機（The Welfare State in Crisis）」が論じられつつあるなか、ヨーロッパで今日的な意味において社会的排除というタームが用いられるようになっていった。その背景には、グローバリゼーションの進行とポスト工業社会への移行という大規模な社会的・経済的な変容があった（岩田 2008：32-34）。

ベーリスとスミスによると、グローバリゼーションとは、「多くの社会関係が地理的な領土から相対的に切り離されて、人びとの生活がますます一つの場所であるような世界で営まれるようになるプロセス」である（Baylis and Smith 2001：15）。グローバリゼーションの進行により、世界全体はあたかも一つの市場であるかのように変化を遂げてきた。その変化の過程で、企業の経済活動は一国内部では完結しなくなり厳しい国際競争にさらされるようになった。それに伴い、福祉国家の「ケインズ主義的コンセンサス」が基盤としていたインフレーションを伴わない需要主導の一国内での経済成長は不可能となった（Andersen =2003：4）。

ポスト工業社会への移行は、大きな雇用変動をもたらした。ポスト工業社会では、専門

的・高技能職が優遇される一方で、不熟練低技能労働の需要は低賃金に依存し、非正規的で不安定な仕事が助長されるようになった。その結果進展したのが、中核労働と周辺労働という、労働の二極分化である（Andersen =2003 : 12）。

グローバリゼーションが進行するとともにポスト工業社会へと移行するなかで、経済成長は漸次化し、労働市場と雇用状況の変化が起こった。この変化は、フォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行として説明されるものである。その定義については各論者によって多少の違いはあるが、ハートとネグリによる、「工場労働者に見られるような安定した長期的雇用を特徴とする経済から、フレキシブルで移動性が高く不安定な労働関係を特徴とする経済への移行」という説明が概ね一般的なものであろう（Hardt and Negri =2005 : 上巻 190）。ポスト・フォーディズムへの移行により、完全雇用が崩壊し長期的な失業者が増加することによって、福祉国家の制度からこぼれ落ちる人びとが増加した。なぜならば、年金保険、医療保険などの福祉国家の制度は、「雇用されているという状況」を前提として設計されていたからである。

こうした社会的・経済的な構造の変化に伴い新たに生じた社会問題を語るものとして、社会的排除というタームは発達していった。このタームは、当初は経済的な問題を取り上げる際に用いられていたが、次第に社会的紐帯の不安定性の増大を指すものとして排除の概念は拡大されていった。長期的な失業だけでなく、例えば、家庭の不安定性、単身者世帯の増加、社会的孤立、労働組合・労働市場・労働者階級の近隣集団・社会的ネットワークに基盤を持つ階級的連帯の衰退など、排除の結果として生じた事象も含まれるようになった（Silver 1994 : 533）。このように、社会的排除というタームは、経済的な問題を越えて、人びとの社会生活からの排除の問題を取り上げるものとして用いられるようになったのである。

ヤングは、フォーディズムからポスト・フォーディズムへと移行するなかで、同化と統合を基調とする「包摂型社会」から、分離と排除を基調とする「排除型社会」へと社会が変化したと指摘している（Young =2007 : 30）。「包摂型社会」における福祉国家とは、「同化主義的な国家」であり、その役割とは、「逸脱する他者」を「社会の周縁から中心へ連れ戻し、社会の主要な部分へ同化させること」であった（Young =2007 : 26）。ヤングは、「包摂型社会」とは、「他者」を「近代主義的な属性を欠いた人々」と捉え、「憎んだり、外部の敵とみなしたりするのではなく、他者が『われわれ』と同じ人間になるまで、かれらの社会化・更生・治療に励むような社会」であると説明している（Young =2007 : 26-27）。

ヤングによると、「包摂型社会」は多元主義的な社会の到来と人びとの存在論的な不安への対処法として、多文化主義を生み出した（Young =2007 : 256）。しかし、前述したような「既存の労働秩序が崩壊する過程（労働市場の変容）」と「コミュニティが解体される過程（個人主義の台頭）」による不安の高まりから、「他者」をリスクとみなして排除する傾向が強まり、多文化主義は敗北を余儀なくされるとともに、本質主義が台頭した（Young =2007 : 30）。そして、「包摂型社会」にかわって「排除型社会」が出現したのである。本質主義は社会的排除を推進していった。「排除型社会」では、「他者」は本質的に異なるものとしてスケープゴート化され、外部の敵として忌み嫌われるようになった。レイシズムは生物学的なものから文化的なものへと変化し、「他者」を排除することによってマジョリテ

イのアイデンティティが再確認されるようになった (Young =2007 : 304)。

第2項 社会的排除概念の特徴

社会的排除の概念的特徴は、類似概念との比較において見ることができる。バーンズは、社会的排除と貧困、そして剥奪それぞれの概念的な差異を比較検討している (Barnes 2005 : 16)。それを整理したのが、図表 2 である⁸。

社会的排除概念の最も大きな特徴は、社会的な参加に焦点を当てているという点である。貧困が所得という経済的な不足のみに焦点を当てているのに対し、社会的排除は、経済的な指標に加えて、剥奪で焦点が当てられている標準的な生活のための資源の不足、さらには社会的な参加に焦点を当てている。

貧困も剥奪も同様に分配の問題として捉えられるが、社会的排除は分配の問題であると同時に、関係性の問題として捉えられる。ここでいう関係性とは、ルームが述べているような、「人びとの中のいくつかのグループが、ソーシャル・シチズンシップの現代的概念を具現化する、主要な社会的・職業的環境や、福祉インスティテューションへのアクセスをどの程度拒否されているのかということ」である (Room 1995 : 7)。

表 2 貧困・剥奪・社会的排除の概念比較

	貧困	剥奪	社会的排除
要因	・ 一次的	・ 多次的	・ 多次的
充足されるべきものの	・ 生存のために必要な最低限のニーズ	・ 生存のために必要な最低限のニーズ ・ 標準的な生活のために必要なニーズ	・ 生存のために必要な最低限のニーズ ・ 標準的な生活のために必要なニーズ ・ 社会的参加
問題の位置づけ	・ 分配の問題	・ 分配の問題	・ 分配の問題 ・ 関係性の問題
焦点	・ 静態的な結果	・ 静態的な結果	・ 動態的な過程
対象	・ 個人 ・ 家庭	・ 個人 ・ 家庭	・ 個人 ・ 家庭 ・ コミュニティ

Barnes (2005 : 16) をもとに筆者作成。

社会的排除のもう一つの大きな概念的特徴は、動態的な過程として把握されるという点である。貧困も剥奪も静態的な状況、すなわち「ある時点での測定」という結果に焦点があてられる (Barnes 2005 : 15)。それに対して、社会的排除のコンセプトでは、焦点は資源の不足や関係性の欠如に至るまでの過程にあてられる。ワーカーら (Worker and

⁸ 表中の「生存のために必要な最低限のニーズ」は“Physical needs”の、「標準的な生活のために必要なニーズ」は“Material needs”の意識である。

Worker) は、社会的排除とは、「社会において、ある人の社会的統合を決定づける社会的、経済的、政治的、あるいは文化的システムのいずれかから、全体的にあるいは部分的に締め出される動的な過程 (process)」であると説明している (Worker and Worker 1997 : 8)。

排除を過程として捉えるということには、単に一個人のレベルのみならず、しばしば世代を越えて排除が生じるということも含意されている。バラとラペールは、社会的排除の特徴を 7 点に整理し⁹、その中の一つとして「長期の過程」を挙げている (Bhalla and Lapeyre =2005 : 37)。それは、排除はある個人の将来の機会を制限するだけでなく、次世代以降の人びとの将来の機会をも制限するという点である。つまり、社会的排除は個人のレベルに留まらず再生産され、新たな人びとの排除を生み出すのである。

貧困や剥奪といった概念は、個人や世帯を分析の対象とするのに対し、社会的排除の概念は、コミュニティや、より広範な社会まで分析の範囲を拡大している。社会的排除は、社会的なレベルでは「不適切な社会的結合あるいは統合を反映している。個人的なレベルでは、規範的に期待される社会的諸活動へ参画することや、有意義な社会的諸関係を築くことができないことを意味している」のである (Silver 2006 : 411)。すなわち、諸個人の状況だけではなく、排除を生み出す社会的な構造や、社会にとって排除が何をもたらすのかといった事柄までも問題化するという点が、社会的排除の特徴である。

ミクロな支援の必要性を訴えるとともに、政策志向の概念であるということも、社会的排除の大きな特徴として挙げられる。これは、「福祉国家の危機」を論じる文脈においてこのタームが誕生した経緯に基づくものであり、社会政策の根本的な再設計が必要であることを要求するものである。バラとラペールは、「個人のレベルにおけるエンパワメントの喪失と、社会のレベルにおける構造的な障害物の両方に対処しなければならない」と指摘している (Bhalla and Lapeyre =2005 : 38)。

社会的排除概念の特徴として、地理的な要素に注目している論者もいる。マダニプールは、社会的排除とは、「多次元のプロセスであり、そのプロセスにおいて排除のさまざまな形態は絡み合って生じる。それは、決定することや政治的プロセスへの参画、雇用と物質的資源へのアクセス、そして共通の文化的プロセスへの統合である。それらは、絡み合って生じるときに、特定の地域における空間的な現れとして見出される排除の深刻な形態をつくるのである」と指摘している (Madanipour 1998 : 22)。これは、排除はしばしば特定の人びとの地理的な分断を伴って表出するという点である。

第3項 福祉国家の変容による社会的排除概念の変化

社会的排除の概念はフランスの社会政策の中で注目され、次第にヨーロッパ全体に波及し、福祉国家の変容とともに変化していった。1989年、社会的排除のタームは、欧州社会憲章の序文に盛り込まれた。そこでは、「連帯の精神から見れば社会的排除と闘うことは重要である」と指摘された (European Commission 1989)。これを契機に、社会的排除

⁹ バラとラペールが整理した社会的排除の特徴とは、①多次元的なアプローチ、②失業と不安定さがもたらす諸々の帰結、③質的な次元、④長期の課程、⑤ダイナミックな過程、⑥相対的な概念である (Bhalla and Lapeyre =2005 : 35-38)。

との闘いは、ヨーロッパ全体の共通の政策課題となったのである。

まず、EU は、社会的排除の現状の把握に乗り出した。1994 年からは、欧州共同体の統計事務所 (Eurostat) が、「ヨーロッパ共同体世帯パネル (ECHP)」を開始した。これは、社会的排除に関する初めての大規模調査である。この調査では、所得状況や基本ニーズのみならず、住居・教育・労働市場・健康・社会関係・社会参加など多面的指標が採用された。社会的排除は、所得、労働市場における地位、金銭以外の社会的指標という 3 要素の組合せとして理解されるようになったのである (Ottmann 2010 : 27)。

調査が実施されると、EU レベルでの社会的包摂政策の方向性が提示されるようになっていった。1997 年に調印された「アムステルダム条約」の 136 条では、「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」が、137 条では、「労働市場から排除された人々を労働市場へ統合する」ことが、EU とその加盟国の共通目標として掲げられた。社会的排除を克服することは、ヨーロッパ全体のレベルのみならず、各国レベルにおいても目標として設定されたのである。その目標を達成するための施策は、加盟国政府による「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」の作成とその検証というかたちで具体化されていった (小玉ほか 2003 : 6-7)

しかし、社会的排除の克服は、それ自体が目的ではなく、経済成長の達成という目的のための手段の一つとして次第に位置づけが変化していった。2000 年 3 月、リスボン欧州理事会では、EU の新しい戦略目標が設定された。それは、「より多くのより良い仕事とより高い社会的結束とを伴う持続可能な経済成長を達成しうる、最も競争力に富み、最もダイナミックな知識依存型経済」の実現を謳ったものであった。社会的排除との闘いは、その目標を達成するための方策の一つとして位置づけられた (小玉ほか 2003 : 9)。このように、社会的排除の克服は、ヨーロッパ共通の政策課題として主要な位置を占めるようになった。社会的排除を克服するためには労働市場への包摂が政策の中に位置付けられてきたが、それは経済成長の達成という目的も併せ持っていたということには注目しておく必要がある。

ヨーロッパにおける社会的排除への関心の高まりは、福祉国家の根本的な変化と表裏一体である。それは、「Welfare から Workfare へ」という変化であり、積極的労働市場政策 (Active Labour Market Policy) の展開である。これは、「社会政策の構造の変化だけでなく、福祉国家の基盤そのもののパラダイムシフト」である (Ottman 2010 : 29)。

一般的に、労働市場政策は、消極的労働市場政策と積極的労働市場政策に分類することができる。消極的労働市場政策は、労働市場から排除された人びとの生活を保障するために失業給付をおこなう施策が典型であり、排除を事後的な給付によって克服しようとするものである。一方、積極的労働市場政策は、公共職業安定所や職業訓練施設等を利用し就職相談や職業訓練等を実施することにより、労働市場から排除された労働者を再び労働市場に戻すか、あるいは排除を未然に防ぐことを目的とした施策が典型であり、排除を労働市場への包摂によって克服しようとするものである。

福祉国家の基盤そのもののパラダイムシフトは、例えば、イギリスにおいて顕著に見られた。1990 年代末以降、それまで貧困研究が主流であったイギリスでも、社会的排除研究が進んで行われるようになり、政策領域においても社会的排除は注目されるようになった。

1997年に英国首相に就任した労働党のトニー・ブレアは、「第三の道 (The Third Way)」を採用した。「第三の道」は、アンソニー・ギデンズの構想をモチーフとしており、それは、「福祉国家の代わりに、積極的福祉 (positive welfare) の社会という文脈で機能する社会投資国家 (social investment state)」の実現を目指すものである (Giddens =1999 : 196-197)。

ブレア政権は、省庁横断的な「社会的排除ユニット (Social Exclusion Unit=SEU)」を設立し、近隣集団の再生、ホームレス、十代の妊娠、教育、訓練や雇用を受けていない若者、そして不登校や学校からの排除などの主要な問題に関する一連のレポートを発表した。さらに、2000年には、貧しいコミュニティにおける非営利および営利追求企業の民間投資を促進するために、「社会的投資対策本部」が設立された。ブレア政権は、労働市場への包摂を積極的にめざし、就労している低所得者層を優遇すると同時に、柔軟性に富んだ労働市場を構築するために、非正規労働者や低賃金労働者といった周辺労働市場を積極的に拡大した。

ブレア政権の政治理念には、福祉国家のコンセプトの根本に関するいくつかの大きな変化がみられる。その中でも注目すべき事柄は、「権利と責任 (responsibility)」を強調したという点である。それは、権利としての福祉を享受しようとするならば、責任を果たさなければならないという価値観である。例えば、失業者が求職活動をしたり職業訓練を受けたりする責任であり、親が子どもを育てる責任であり、コミュニティが、子どもたちが犯罪に走りにくい環境をつくる責任である (小堀 2005 : 99-104)。

ドイツ連邦共和国も「第三の道 (Dritter Weg)」を採用した国家のひとつである。ドイツ社会民主党 (SPD) のゲアハルト・シュレーダーは、「新たな中道 (die neue Mitte)」を唱え、1998年に首相の座に就いた。シュレーダー政権は、『ハルツ委員会報告』(2002年8月)に基づいて、「効率的な福祉国家 (leistungsfähiger Sozialstaat)」への移行を押し進めた。ハルツ委員会報告の根底にあるのは、「ドイツの労働市場の低迷 (大量失業) は、失業者が失業手当 (保険金)、失業扶助、社会扶助などの支給に甘んじ、自ら努力して労働市場に参入しないことに一因があるので、失業者を労働市場に参入させる目的達成のために、ある程度の制裁措置を伴う強制を行うが、労働市場に積極的に参入する失業者に対しては助成も約束し、このようなやり方で労働市場の改善を図ろうとする考え」¹⁰であった (戸倉 2002 : 53)。

つまり、労働市場からの排除の責任は、排除されている個々の人びとと自身に帰されるものであり、福祉国家が基本としてきた権利としての給付は、あたかも怠惰な人びとを手助けするものであるかのように考えられたのである。シュレーダーは、「大きな経済成長と高い賃金水準は、効率的な (leistungsfähige) 福祉国家、すなわち、社会的市場経済が良く

¹⁰ 戸倉は、文中に記したドイツ連邦共和国の諸制度に関して、「失業手当 (保険金) は、失業保険に基づいて支給され (最高 32 カ月まで)、失業扶助は、失業手当の受給期間の後でも、困窮している失業者に税を財源とする連邦政府の負担で支給され、期間制限は存在しない。社会扶助は、これとは別に社会福祉制度の基本となるもので、生計費を扶助する生活扶助 (失業もその原因に入る) と特別な生活状態に対する特別扶助 (更正扶助、家族計画扶助、老齢扶助等がある) に分かれる」と脚注を付している (戸倉 2002 : 59)。

機能するために不可欠である」と指摘した (Ottman 2010 : 26-29)。

シュレーダー政権の政策は、「Welfare から Workfare へ」という潮流に位置付けられるものであり、経済のグローバル化に対応して柔軟な経済システムを作りあげて産業の国際競争力を強化しようとする EU の「リスボン戦略」に沿ったものである (佐々木 2010 : 19)。

オットマンは、こうした福祉国家の変容の背景には、ニューライト¹¹の主張が多く取り入れられていると指摘している (Ottmann 2010 : 28)。その主張とは、第 1 に、公共の福祉の提供は、人びとが困難な状況におかれている間中、収入の保証を提供するので、市場の誘因を蝕んでいるという主張である。第 2 に、福祉国家は、民間投資を締め出し、経済的な損失を招くという主張である。第 3 に、福祉国家は、家族が崩壊するときに支援を提供するので、家族に対してネガティブな影響を有しているという主張である。第 4 の批判は、福祉国家の集合的供給が市場プロセスの役割を制限するので、福祉制度の官僚制は、個人の自由を減少させ、国家の権力を増大させるという主張である。第 5 に、課税と強制的な保険料によって基盤がつけられている福祉国家は、個人的財産の侵害と、むしろこの方法は、「強制的なチャリティー」に寄与しない個々の納税者への直接的な抑圧を含むという主張である。

ニューライトによる福祉国家批判は、必ずしも一貫した理論体系を持っているわけではない。しかし、福祉国家の変容に大きな影響を及ぼしたことは確かである。それは、「国家による福祉供給を一義的には市場セクター、ついで家族やボランティアなどのインフォーマルセクターによる福祉供給に置き換えようとする」という変化と、「依存的な福祉文化を打破するために、福祉受給者や貧困層に対する道徳教育や労働規律の強化を求めている」という変化である (伊藤 2002 : 35-36)。新しい福祉国家についての議論は、経済的なものが中心となり、社会的排除の克服のための政策については、労働市場への統合の問題として論じられている。社会的排除の概念も、初期のものから大きく変化し、経済的な側面が強調されている。政策の重点は、ますます労働市場への人びとの「活性化 (activation)」の必要性に置かれ、議論は、「労働」というタームによって支配されているのである (Ottmann 2010 : 28-29)。

しかし、社会的排除の克服を目指し、労働市場への包摂に主軸を置いたヨーロッパの社会政策に対しては、複数の批判がなされている。バラとラペールは、EU における社会的排除と闘う政策の特徴は、早期の介入によって長期失業を予防するとともに、雇用政策の中で「(市民を) 活性化する (activation)」政策の比重を高めることが追求されている点にあると分析している (Balla and Lapeyre = 2005 : 138)。その上で、彼らは、「(市民を) 活性化する (activation)」政策の問題点は、「社会的排除の個人的な次元と、社会への (再)

¹¹ ギャンブル (Gamble, Andrew) は、ニューライトとは、「より自由でより開放的でより競争的な経済を主張する自由主義の傾向と、社会全体での政治的社会的権威の回復に、より強い関心をもっている保守的傾向」であると定義づけ、「もしニューライトが統一性を持ち、以前の『右翼』から区別するに値するなら、ニューライトを際立たせるものは、自由経済の伝統的自由主義的擁護と国家権威の伝統的保守的擁護の結合である」と述べている (Gamble = 1990 : 49)。

統合過程に参加するという失業者や排除された人びとの義務とを強調しすぎている」ということであり、そのことは、「社会的排除の構造的要因をないがしろにし、長期失業者に烙印を押す一因となる。それというのも、長期失業者が（再）参入するには実際に構造的な障壁があるにもかかわらず、彼らがかかえている諸問題は彼ら自身のせいになってしまうからである」と批判している（Balla and Lapeyre =2005: 139）。

社会的包摂を目指す過程で福祉国家は変容し、社会的排除概念も大きく変化してきた。このことは、本研究でテーマとしている植民地政策を背景に渡航した人びとの排除の問題とは、どのように関連しているのであろうか。次節では、ポストコロニアル研究の視座を手がかりに、その論点について考察する。

第2節 ポストコロニアル研究

第1項 ポストコロニアル研究の視座

ポストコロニアリズム（Postcolonialism あるいは Post-Colonialism）とは、国家主権を国境外の領域や人びとに対して拡大するという意味においての「あからさまな植民地主義」の支配が終結した段階であるにも関わらず、支配／被支配、搾取／被搾取、抑圧／被抑圧などといった植民地主義に根差した諸関係が構造的に再生産されている様を明らかにする概念である。ポストコロニアル研究は、1970年代後半に欧米において始められ、1990年代以降日本にも導入されてきた。それは、理論的にはポスト構造主義の影響を受けたものであり、植民地主義の浸透と再生産の様態を広範な領域において明らかにし、残存する、そして再生産されている植民地主義に根ざした不平等な現実を、いかにして変革することができるのかを模索してきた一連の研究である。

ポストコロニアリズムという言葉は、日本語へ訳すことに困難を覚えるものである。例えば、「ポスト（post）」という接頭語から、「植民地主義以後」という訳語が想定されるかもしれない。これは、あたかも植民地主義の支配は時間的に過去のものであり、現在はそれをのりこえた地平であるかのような印象を与える。また、イデオロギー的に、植民地主義の後にやってきて、「取ってかわる」という意味としても捉えられる。そうした点を指して、この用語に対しては、いくつかの批判があるのも事実である（Loomba =2001: 17-38）。

しかし、ここでの「ポスト（post）」という接頭語は、植民地主義が終焉を迎えたことを時間的に示すものではない。その接頭語を用いることによって共有しようとしているのは、植民地主義が、「一般の意識においては過去とみなされいながら現代のわれわれの社会性や意識を深く規定している構造、それをどう考えるのか、それとどう向き合っていくべきか」という問題提起」である（鶴飼 1998 : 42）。

ポストコロニアル研究の第一人者のひとりに、サイドがあげられる。ポストコロニアル研究の理論的な道は、サイドが著した『オリエンタリズム』（1978）によって拓かれたといっても過言ではないだろう。サイドは、「あからさまな植民地支配」が終焉した現代の状況を指して、「世界のほとんどの地域で、植民地は独立を達成したが、植民地征服を

背後でささえた帝国主義的姿勢¹²の多くはいまなおつづいている」と述べた (Said =1998 : 53)。

植民地主義的な価値観や考え方、それらに基づく態度や言説などは、過去のものとして歴史のなかのみに見出されるものではなく、現在においても再生産され続けている。そうであるがゆえに、「あからさまな植民地支配」が終結した後も、支配／被支配、抑圧／被抑圧、搾取／被搾取、排除／被排除といった非対称的な関係は、一見解消されたように見えながらも、再生産され続けているのである。ポストコロニアル研究は、そのような状況がいかんしてつくられてきた (つくられている) のか、そしてその克服の方向性はどのようにありうるのかということをはっきりと明らかにしようとしてきた。

サイードは、西洋の植民地主義的な言説を丹念に分析し、東洋 (Orient) とは、西洋によって、「発見」されるべき異質な「他者」として位置づけられることによって歴史的に構築されてきたものであると論じた。それは、東洋として仕立て上げられた地とそこに住まう人びと自身の声を排した言説である。サイードは、「オリエンタリズムとは、オリエントを扱うための一オリエントについて何かを述べたり、オリエントに関する見解を権威づけたり、オリエントを描写したり、教授したり、またそこに植民したり統治したりするための一同業組合的の制度と見なすことができる。簡単に言えば、オリエンタリズムとは、オリエントを支配し再構成し威圧するための西洋の様式 (style) なのである」 (Said =1998 : 21) と指摘した。つまり、「オリエンタリズム」とは、特殊なまなざしではなく、いうなれば、東洋に対する言説として広く見られる西洋の「典型的な形式」なのである。

ここで「他者化する (othering)」ということに注目してみよう。他者を定義づけるということと、自己を定義づけるということは、不可分のものである。西洋が、東洋を野蛮で周縁的な存在として定義していくということは、同時に、西洋自身が、自らを文明的で中心的な存在として定義していくということでもある。つまり、植民地支配の客体として東洋を定義づけるということは、西洋が植民地支配の主体として自身を定義づけるということに伴っているのである。

しかし、植民地主義的な非対称的諸関係は、本質主義的な二項対立には還元できないものである。今日、植民地主義的な非対称的諸関係は、さらに複雑な支配や抑圧、排除を生み出している。そこに注目することこそ、ポストコロニアル研究の視座として重要なものである。サイードと並んでポストコロニアル研究の代表的な理論家のひとりであるバーバは、ポストコロニアル研究の視座の特徴を、つぎのように論じている。

ポストコロニアルのパーспекティブ—文化史家及び文学理論家によって発展されてきているものではあるが—は、開発社会学や「従属」理論の伝統からはかけ離れたものである。分析のモードとしてそれは、第三世界と第一世界 (先進国) の関係を二項対立の構想におくナショナリストや「土着主義者 (nativist)」の教育学を、修正しようとする。ポストコロニアルの展望は、社会を説明する全体論的形態をとる企てに抵抗する。そして、これらのしばしば対立する政治的領域の突端に存在する、より複

¹² 「帝国主義的姿勢」とは、“imperial attitude”の訳語である。

雑な文化的・政治的境界を認識することを強いているのである。

(Bahbha =1995 : 258-259)

バーバは、植民者／被植民者の対立構造を過度に強調する二項対立的なものの見方を批判した。それは、そこから本質的かつ固定的で、均質的なアイデンティティが導き出されてしまうからである。こうした発想は、現在では、保守からラディカルまで様々な政治的スタンスのポストコロニアル研究者たちに共有されているものとなっている¹³ (成家 2006 : 38-40)。

このように、ポストコロニアル研究の視座とは、単に、植民地主義的なものが継続していることを指摘するものではない。植民地主義的なものは再生産されているものであり、支配／被支配、抑圧／被抑圧、搾取／被搾取、排除／被排除といった非対称的な関係は作り出されているものとして捉えられる。しかしながら、その関係は本質主義的な二項対立には還元できないものとして捉えられるのである。

第2項 ポストコロニアル研究による社会的排除概念への問い

ポストコロニアル研究は、初期には言説分析を中心に展開されてきたが、現在では、様々な領域にその視座は取り入れられている。社会的排除研究も例外ではない。オブライエンとペンナは、「ヨーロッパの社会政策についての支配的な議論は、労働市場と福祉国家のインスティテューションを、『統合的』なメカニズムであり『包摂的』な場所として解釈しているにもかかわらず、それらが同時に『非統合的』であり、『非包摂的』であるのではないかという重要な疑問を放置してきた」と指摘している (O'Brien and Penna 2008 : 85)。そして、「包摂」の場として論じられている労働市場や福祉国家に対して、ポストコロニアル研究の視座から次のような見方を提示している。

ジェンダー、人種、階級、植民地主義の問題が、政治的・経済的サブシステムのインスティテューションに適用されるとき、これらのインスティテューションは、文化的・歴史的なアイデンティティ、身分、期待に満たされているということが明らかになる。排除は、システムの機能不全としてではなく、排除の問題を解決する手段として提供されているインスティテューション (労働市場や福祉国家) という織物に織り込まれたものとして論じることができる。

(O'Brien and Penna 2008 : 89)

現在、ヨーロッパ全体のレベルでも、各国のレベルでも、社会的排除との闘いは主要な政策ターゲットとなっている。しかし、社会的排除を生み出す植民地主義的な価値観が、福祉国家のインスティテューションのなかに歴史を通じて埋め込まれており、社会的排除と闘う政策において包摂の場として捉えられている労働市場のなかでも再生産されているがゆえに、排除が克服されていない。つまり、ポストコロニアル研究の視座から見ると

¹³ ここで成家が保守的な人物として挙げているのはイギリスの作家 V. S. ナイポールであり、ラディカルな人物として挙げているのはサイドである (成家 2006 : 39)。

ば、排除と包摂は二項対立的な概念ではなく、包摂の中に排除は埋め込まれていると考えられるのである。オブライエンとペンナは、上記の中でそのことを指摘しているのである。

ここで、いかなる現実が、ポストコロニアル研究による社会的排除の再考を促したのか、確認しておこう。労働市場や福祉国家のインスティテューションに疑問を投げかけるポストコロニアル批評家たちの議論を参照する際、オブライエンとペンナが真っ先に引き合いに出したのが、2005年10月27日から3週間にわたってフランス全土で続いた「暴動（*émeutes*）」という具体的な出来事である。この「暴動」は、パリ市北東郊外のクリシー・ス・ボワ（Clichy-sous-Bois）において、移民的背景を持つ2人の若者たちが、警察の追跡から逃れて入り込んだ変電所で感電死した事件への抗議がきっかけであった。2人の若者は、モーリタリア系の15歳の少年と、チェニジア系の17歳の少年であった。この事件に抗議した人びとの「暴動」は、フランス全土を文字どおり燃え上がらせた。この「暴動」を、フランスのマスコミは、「民族的蜂起」として報じ、それは、「第一にはフランス的な同化『モデル』の失敗を、第二には西洋大都市圏の只中における『文明の衝突』の存在を、第三には、イスラーム世界からわれわれの世界に持ち込まれた、抗争もしくはテロのモデルの潜在的な力を意味している」と言及した（Brossat = 2006 : 243）。

しかし、この事態は、移民的背景を持つ人びとの側の問題として解釈することはできないものである。彼／彼女たちが、いかなる現実にな置かれているかを検討してみよう。「暴動」について、コバヤシは、「日常の暴力は、不可視の社会的暴力の反映に過ぎない」と指摘している（コバヤシ 2006 : 21）。これは、フランス政府や閣僚たちも、「今日の社会問題を個人や民族問題にすり替えようとして」いたが、背景にあるのは、移民差別の歴史と、移民的背景を持つ人びとが経験している日常的な排除の現実があるという説明である（コバヤシ 2006 : 24）。

フランスでは1960年代から1970年代にかけて、戦後の高度経済成長の中で、安価な労働力が必要とされ、マグレブやポルトガル、トルコ、マリなどからの移民が労働者として入国した。この安価な労働力こそが、福祉国家が前提としていた経済成長の基盤である。移民第一世代の人びとが「包摂」されていた労働市場とは、安価で流動性のある労働力として彼／彼女たちを搾取するものであったといえる。その後、グローバリゼーションの進行による競争の中で、移民労働者たちが従業していた工場は相次いで閉鎖され、その結果、彼／彼女たちは失業に追い込まれたが、人種差別によって再就職は困難を極めたという（コバヤシ 2006 : 22）。フランスにおいて、移民第一世代の人びとが経験してきた歴史とは、必要なきときには都合の良い労働力として労働市場に包摂され、不必要なきときには残余として労働市場から簡単に排除されるという、まさに被植民者的なものであったといえよう。つまり、排除は福祉国家が前提としてきたものの中に深く根ざしたとして考えられる。

こうした移民第一世代の人びとの歴史は、現在においては、形を変えた日常的な排除の現実として経験されている。稲葉は、移民的背景を持つ第二世代以降の人びとは、移民第一世代の人びとは「質の異なる社会的排除」を経験していると指摘している（稲葉 2008 : 50）。フランス生まれの第二世代以降の人びとは、出生地主義を取るフランスにおいて、国籍上は「フランス人」である。現在、1960年代と比較するならば、フランスの移民労働者の権利は大きく前進している。ムスリムが就業時間中に祈りの時間を設けること

をはじめとした宗教的実践に関わる主張は認められ、就労と在留資格は切り離されるようになり、以前は「外国人」には認められていなかった結社の自由は保障されるようになった。しかし、彼／彼女たちは、肌の色や名前だけで差別され、恒常的に警察に尋問され、身分書の提示や身体検査を強いられるという、「公的秩序の保護」を名目とした「日々の屈辱」を経験しているという (Badiou =2006 : 32)。法制度をはじめとした形式的な排除がなくなったとしても、移民的背景をもつ人びとは、日常的な生活の次元において排除にさらされているのである。

排除の現実とは、新自由主義による個人化の促進の結果でもある。以前は労働市場から排除されたとしても、家族、学校、宗教、軍隊、労働運動などへ統合されていた。しかし、もはやこうしたものは機能しなくなっており、自分自身しか頼るものがないというのが、フランスにおける移民的背景を持つ第二世代以降の人びとの現実である。

社会的排除は、「福祉国家の危機」が論じられる中で、新たな問題として指摘されてきた。しかし、社会的排除をポストコロニアルな問題として考察するならば、それは全く新しいものとして生じたのではないということが明らかになる。社会的排除は、福祉国家が前提として来たものの中に深く埋め込まれたものであり、ブロサが言うように、「西洋社会における内包的な疎外という形態の根深さ」である (Brossat =2006 : 241)。グローバリゼーションが深化し、ポスト工業化社会への移行が進んだ今日では、排除は形を変えながら維持・再生産され続けている。

フランスにおける「暴動」が示したのは、包摂の場とされた労働市場における排除の現実であり、「排除されたもの」として労働市場にとりこまれていく人びとの存在である。排除と包摂は、二項対立的に分けられるものではなく複雑に入り組んでおり、その現実とは、個人に焦点があてられる限り隠されてしまっているのである。

ヨーロッパでは、現在のところ、社会的排除は、新機能主義的なシステム理論の枠組みにおいて捉えられている。その枠組みにおいて、社会は、経済システム、政治システム、文化システム、コミュニティ・システムという独立しながらも相互に浸透したサブシステムによって構成されたものとして見られる。そして、「社会的排除は、それらのインスティテューションの内部の機能障害の結果として解釈され」、社会的排除と闘う政策は、「コアとなるインスティテューションの調整」として位置付けられているのである (O'Brien and Penna 2008 : 86)。

オブライエンとペナは、新機能主義的な理解とそれによって導かれた社会政策には、「理論上の妥当性と適用される実用性の根本を蝕むいくつかの根本的な問題がある」と指摘している (O'Brien and Penna 2008 : 87)。問題の中でも注目すべきものの一つは、「境界の定義」の問題である。それは、「なぜ、特定の慣習、アイデンティティ、価値、規範などが正当なものとしてされたりされなかったりするのかわ、なぜ、権利、職務、義務の編成が与えられることに、特定の地政学的な領域が統合され、他の領域は排除されるのかわ、なぜ、他の人びとが否定されたり阻害されたりしているインスティテューションの中で、ある信条は確立されるのかわ」という疑問であるという (O'Brien and Penna 2008 : 87)。つまり、なにが排除され、なにが包摂されるのかわ、それをどのように線引きするのかわという問題を明らかにする必要があるという指摘である。

問題のもう一つは、「社会的排除の政治的ダイナミズム」の問題である。これは、「境界の定義」の問題の背景にあるものである。オーダー／ディスオーダー、進歩／非進歩、合理／不合理、市民／外国人、包摂／排除といった各々のカテゴリーは、二項対立的な「他の」カテゴリーの生成を前提としているという (O'Brien and Penna 2008 : 87-88)。オブライエンとペンナは、なにが・誰が「他の」カテゴリーの側であるのかは、現代社会の歴史的な軌跡の中に位置付けられるものであり、「それらは文化的に特徴的であり、特有の(というよりは、普遍的な) 文化的・政治的な諸経験に関係している」ということが、バーバ、ゴールドバーク、スピヴァクなどといったポストコロニアル学者たちの研究によって、明らかにされてきたと述べている (O'Brien and Penna 2008 : 87)。つまり、社会的排除の構造を捉えるには、「境界の定義」の背景にある政治的ダイナミズムを捉える必要があるという指摘である。

これらの指摘を見るならば、福祉国家における社会的排除は、シチズンシップの問題でもあるのではないだろうか。シチズンシップとは、マーシャルが論じた「社会の完全な成員」に与えられる市民的権利、政治的権利、社会的権利の 3 つの権利を意味している (Marshall =1993 : 15-16)。それは、「個人の身体、思想、言論や財産に対する政府の強制からの自由、投票や立候補を通じての政治参加、福祉を通じた生活の保障など」を通じて実現されるものである (津田 2013 : 46)。

オブライエンとペンナが指摘した「境界の定義」の問題とは、シチズンシップの範囲を定める境界のことと関連していると言えるのではないだろうか。移民的背景を持つ人びとの排除が問題となるとき、いかなる「社会的排除の政治的ダイナミズム」によって、どこにシチズンシップの境界線が引かれるのかを考察することによって、排除の構造が見えてくるのではないだろうか。

以上、ヨーロッパにおける社会的排除概念について検討してきた議論から得られる知見とは、以下の 2 つにまとめられる。第一に、移民的背景を持つ人びとの排除を、彼／彼女たちの「特有な」エスニシティや民族の問題としてではなく、排除を生み出す社会構造の問題として捉える必要があるということである。排除を、排除されている人びとの文化に注目して論じる限り、排除の構造的な要因は見えなくなると同時に、排除の責任は排除されている人びとに帰されてしまう。また、植民地主義の歴史はそのまま継続しているわけではなく、形を変えてポストコロニアルなものとして再生産されているものであり、歴史と現代的な特徴の両方を捉える必要がある。

第二に、排除と包摂は政策的には二項対立的に捉えられがちであるが、包摂を目指した政策の中において排除が生み出されているということに着目する必要があるということである。

第3節 在日朝鮮人に対する排除の特性

第1項 社会的排除論から見た日本社会

本節では、ヨーロッパにおける社会的排除概念についての前節までの検討を通して得られた知見もとに、在日朝鮮人が置かれた日本固有の状況を検討する。

日本において社会的排除概念が多用されるようになった契機は、2000年12月に厚生省（当時）社会・援護局企画課が『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』を公表したことによる。同報告書では、「近年における社会経済環境の変化」として、①経済環境の急速な変化、②家族の縮小、③都市環境の変化、④価値観の揺らぎが挙げられている。そして、従来の社会福祉における主要な対象は「貧困」であったが、現代においては、①「心身の障害・不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存、等）、②「社会的排除や摩擦」（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等）、③「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸をあわせて検討する必要があると指摘されている（厚生省社会・援護局企画課 2000）。

こうした指摘は、「既存の労働秩序が崩壊する過程（労働市場の変容）」と「コミュニティが解体される過程（個人主義の台頭）」の進行というヨーロッパ社会の変化と類似するものである。同報告書では「社会的排除や摩擦」として「外国人の排除や摩擦」という文言が見られるものの、本研究で題材としている在日朝鮮人に関する具体的な言及はない。日本で社会的排除概念が用いられ始めた当初、排除は社会的・経済的な構造の変化によってもたらされた「新たな問題」を説明するタームとして用いられており、いわゆるオールドカマーの代表格である在日朝鮮人の排除の問題は含まれていなかったのである。現在も社会的排除論の中では、ニューカマーの人びとについて論じたものが複数見られるが、在日朝鮮人について論じたものは極めて少ない。

しかし、このことは在日朝鮮人に対する社会的排除が存在しないことを意味するものではない。例えば、金明秀は、「1995年社会階層と社会移動全国調査」（第5回SSM調査）及び「在日韓国人の社会成層と社会意識全国調査」をもとに、1995年時点での日本人男性と在日韓国人男性を比較し、同じ教育年数であったとしても、在日韓国人男性は日本人男性に比べて相対的に低い評価の職業にしか就けていないことを明らかにしている。民族集団間での社会的地位の格差を示す「民族的階層化」が生じているという指摘である（金 2016：9-10）。

金が分析の対象としたのは1995年のデータであるが、康明逸は1985年から2000年までの国勢調査のデータを主な資料とした分析から、在日朝鮮人が依然として日本の労働市場において厳しい状況におかれていることを明らかにした。それは、①在日朝鮮人男性の自営業比率が日本在住者男性全体よりも高く、経営基盤が脆弱なことから廃業する人びとの比率も高く平成バブル崩壊後に半減したこと、②日本在住者全体よりも在日朝鮮人の非正規雇用比率が高く不安定な雇用状況にあり、とりわけ在日朝鮮人女性の非正規雇用率が高いこと、③在日朝鮮人の失業率が日本在住者全体よりも高いこと、④在日朝鮮人雇用者の平均所得が日本居住雇用者全体よりも低いということである（康 2016：19-26）。

こうした事象は、「就職するとき」といった「点」に焦点をあてるならば、「就職差別」などといった言葉で表現されるものである。しかし、「点」にはその前後につながる人びとの生活の連続という「線」がある。就職差別を受けた個人が、十分な収入を得られないことで生活水準が低位に留まることが想定される。あるいは、高学歴にも関わらず、相対的に社会的評価が低い職業にしか就けないならば、剥奪感に苛まれるであろう。さらに、差

別という「点」にはそれを生じさせる社会が「面」として広がっている。具体的なひとつの出来事として差別が生じる際には、それを正当化する社会の価値観や価値をめぐる営みがある。その価値観は、別の差別につながっている可能性もある。このように、在日朝鮮人は日常的に社会的排除の圧力にさらされているのである。

在日朝鮮人の自営業率の高さは、「いわゆる就職差別などによって主たる労働市場から排除され、結果として自営セクターに囲い込まれてきた」からであると説明されている（金・稲月 2000 : 189）。これは、「ミドルマン・マイノリティ」としての存在である。ミドルマン・マイノリティとは、ボナシチらが論じたように、支配社会から差別されメインストリームの労働市場から排除される一方、民族集団内のインフォーマルな互助的ネットワークを利用して都市部の特定職業に入り込むことによって、下層労働市場に取り込まれずに中間的地位を形成する存在である（Bonacich =2016）。在日朝鮮人は、メインストリームの労働市場、各種社会保障制度などから排除されながらも、自分たちの手で生存の機会を作り出してきたのである。

しかし、今日的な変化を見てみると、新自由主義の台頭とエスニック・マイノリティの個人化という現象が見られる。まず、経済的な変化として、自営セクターの中核を担っていた在日系金融機関が、2000年代以降相次いで破綻し自営が成り立たなくなっていく（朴 2005 : 267-286）。それにより、民族ネットワークは弱体化し縁故による就労が困難となった。政治的な変化としては、新自由主義の台頭が極めて大きな影響を与えている。これは、「既存の差別構造を根本的に変えることなく、エスニックな帰属の問題や葛藤をあくまで諸個人の問題＝自己責任として解決することを奨励する」という、孤立的な個人への分断である（川端 2013 : 161）。それによって、マイノリティの集団としての政治は弱くなり、人権擁護や不平等解消の取り組みは個人の問題に帰されがちになってしまっている。しかし、差別は軽減したわけではなく、被害妄想的な「パラノイア・ナショナリズム」（Hage =2008）や排外主義が台頭しており、それらに対応することがより困難になっていると言えるのではないだろうか。

では、制度的な面ではどうであろうか。在日朝鮮人に対する制度的な排除は、本研究で焦点を当てている朝鮮学校の、高校無償化制度からの除外のように、いまだに大きなものとして存在している。しかし、制度的な排除は段階的にはあるが一定程度解消されてきたとすることができる。日本は、1970年代後半以降のインドシナ難民の流出を契機に、1982年に「難民の地位に関する条約（難民条約）」を批准した。それに伴う国内法の整備として、国民年金、障害年金、児童手当などから国籍条項は削除された。公共住宅への入居、国民金融公庫や住宅金融公庫の利用などからも国籍条項がなくなった。1986年4月からは、国民健康保険の国籍条項もなくなり、社会保障制度に関してはほとんどの国籍条項が削除された。

制度面でのこうした変化は、ヤングが言う「包摂型社会」の出現であるかのように見える。しかし、韓東賢（2014）は、日本で「外国人」に関してはヤングが論じたような意味で「包摂型社会」になったことはないという。ヤングの議論において「同化」は「包摂型社会」の構成要素としてのものであった。しかし、日本における上記の変化は国際的な圧力によるものであり、「外国人」政策は社会統合への理念がなく、「排除」か「同化」の二

者択一を迫るような形のものであったという指摘である（韓 2014：471）。

一般的に「外国人」に対する政策は、出入国に関する政策と在住「外国人」の社会統合に関する政策の二本立てであるが、日本にはいまだに前者しかなく後者は存在しない。韓は、そうしたなか、近年の日本では、治安対策強化の流れとしての「排除型社会」が進行しており、欧米諸国同様に目に見える形で政府レベルでも大衆レベルでも排外主義が横行していると論じている（韓 2014：484、2015：110-111）。

確かに日本では国レベルで多文化主義が採用されたことはなく、「外国人」は社会統合の対象ではなく治安維持の取り締まり対象とされる側面の方が大きい。そのような現状を鑑みるならば、筆者も韓の指摘には同意する。しかし一方で、一部の地方自治体では、多文化主義社会をめざす政策が、わずかながらも推進されてきた。例えば、多くの在日朝鮮人が居住している神奈川県川崎市では、1972年以降、国に先駆けて自治体として独自に国民健康保険、児童手当、市営住宅入居などの国籍条項を削除してきた。1996年には、「外国人市民代表者会議」を設置している。これらの取り組みは、在日朝鮮人をはじめとした地域住民の社会運動の成果である（藤岡 2007：62）。このように地域レベルでは多文化主義を採用しようとする動きがあったわけであり、日本社会すべてが一貫して画一的に「排除型社会」であったとまでは言えないのではないだろう。

これらを総合して考えるならば、日本は「外国人」に関して国レベルでは「包摂型社会」になったことはなく、その処方箋としての多文化主義を経ることもなく、総体として「排除型社会」が進行している。一方、地域レベルではごく一部でありながらも多文化主義を目指した動きがあった。しかし、近年ではそのような地域住民が積み上げてきたものすら無化されつつある。だが、ヘイトスピーチに抗議する運動が立ち上がるなど、排除とそれへの抵抗は常にせめぎあっている状況にある。

第2項 在日朝鮮人に対する排除の価値観

では、在日朝鮮人に対する排除が生じるのはなぜなのであろうか。第2節では、排除の価値観は社会に埋め込まれたものであるというポストコロニアル研究の視座を基にしたヨーロッパにおける社会的排除研究の先行研究を検討した。ここでは、日本に埋め込まれた在日朝鮮人に対する排除の価値観について検討する。

移民的背景を持つ人びとに対する排除の価値観が生じる原因については諸説ある。社会的排除との関係においてしばしば論じられているのが、失業者や貧困者などの社会的排除に晒されている人びとが排外主義運動に参加するという説である。非正規雇用などの不安定な就労状況の増加や格差・貧困問題の深刻化によって、その不満や不安が移民的背景を持つ人びとに向けられるというものである。社会的排除にさらされた人びとが、「自分達こそが移民的背景を持つ人びとから職を奪われるなどして不当に搾取されており、彼／彼女たちは特権を持っている」と主張するという説明である。これは、福祉国家を守るためにマイノリティを排除しなければならないと主張する「福祉排外主義」の台頭として、一般的に発達した福祉国家として考えられているデンマークやノルウェー等の国々でも問題となっている（宮本 2004）。

ゼロ年代中盤移行の日本において、ヘイトスピーチが社会問題化する中、例えば「在日

特権を許さない市民の会（在特会）」は、在日朝鮮人が「特権」を持っていると主張している。「在特会」の会長であった桜井誠は、「在特会」の設立前に出版した著書の中で、「在日特権」として、特別永住資格、生活保護、帰化条件、朝鮮商工会への税制優遇措置、通名の使用の5点を挙げている（桜井 2006）。これらを「特権」とするのはそもそも現実とは異なるものであるが、在日朝鮮人が「特権」を有しており日本人が貶められているという主張は、一定程度の支持を持っている¹⁴。

安田浩一は、「在特会」などの排外主義的な活動への参加者へのインタビューをまとめ、『ネットと愛国：在特会の「闇」を追いかけて』（安田 2012a）を著した。同書の中で安田は、「社会への憤りを抱えた者。不平等に怒る者。劣等感に苦しむ者。仲間を欲している者。逃げ場を求める者。帰る場所が見つからない者一。そうした人々を、在特会は誘蛾灯のように引き寄せる」と指摘している（安田 2012a：355）。安田は、自身が調査で出会った人びとを「しんどそうな人々」というフレーズで表現し、「抱えきれないほどの不安と不満と憤りをどのようにコントロールすればよいのか、彼ら自身も苦しんでいるように見えた」と述べている（安田 2012b：7）。それらの人びとの境遇について、「僕が会った在特会員のほとんどが非正規の労働者で、経済生活の不安定な人が多い」という言及もしている（安田 2012c：87）。つまり、在日朝鮮人に対する排外主義的な活動に参加している人びとは、社会的排除にさらされた人びとであるというのである。

しかし、このような説には疑問が生じる。確かに日本において「行動する保守」と称する人びとの運動が盛んになった時期は、ゼロ年代中盤以降に非正規雇用などの不安定就労が社会問題として大きく取り上げられ、貧困や格差が深刻化していった時期と重なる。だが、そのような社会的・経済的な変化の中で排除にさらされた人びとのみが、在日朝鮮人に対する排除の価値観を有しているのならば、問題はそれらの人びとが行うヘイトスピーチや襲撃事件等に限定される。ところがそのような「わかりやすい排除」は表面的なものにすぎず、在日朝鮮人に対する排除は構造的なものとして国レベルでの制度的などにも見られる。それらは排外主義的な運動が生じる前から存在していたものであり、構造的なものとして捉える必要があるのではないだろうか。

安田が言うように「しんどそうな人々」が、在日朝鮮人に対する排除の価値観を持つという説に対して、樋口直人は疑問を呈している。樋口は、「排外主義運動の標的になったのはニューカマー外国人ではなく、他の国ならば標的になる可能性がきわめて低い在日コリアンであった」と指摘している（樋口 2014：24）。

朝鮮人の大規模な日本への渡航は1910年の「韓国併合」から1945年の太平洋戦争終結前後までであり、日本における居住の歴史は長い。近年になって流入した大規模な移民ではなく、すでにいる人びとである在日朝鮮人と日本人の間で職をめぐる競合が生じるということは現実からはほど遠く、そうした実感も持ち難いものではないだろうか。

そこで樋口は、在日朝鮮人に対する排除の価値観を「日本型排外主義」という言葉で表現している。日本における排外主義が、「戦後東アジアの地政学」の影響下にあったという

¹⁴ 「在日特権」と言い表されているものの内実は、根拠のないものである。それらの検討については本研究の論点ではないので、ここでは省略する。詳しくは野間（2013）等を参照のこと。

指摘である。樋口は、在日朝鮮人に対する日本の戦争責任の清算は冷戦体制下でうやむやにされてきてしまい、日本と韓国・朝鮮民主主義人民共和国との関係が在日朝鮮人に反映されるという「三者関係」が長く支配的であったという。ゆえに、日本と韓国・朝鮮民主主義人民共和国との関係が悪化すると、在日朝鮮人に敵視の矛先が広がるという形で、ゼロ年代以降の排外主義運動が台頭したという説明である（樋口 2014 : 183-206）。

日本と韓国・朝鮮民主主義人民共和国という国同士の関係の悪化とは言っても、それは対等な関係の中におけるものではなく、非対称的な関係の中におけるものであり、旧植民地に対するまなざしではないだろうか。日本（人）と朝鮮（人）の関係の構造について、佐々木てる（2013）は、以下のように説明している。

戦前、戦後の日本の制度が彼らに対して「人種差別」的であり、そのこと自体が社会的事実となってきたことが指摘できる。すなわち植民地期においては、宗主国である文明化された日本（人）が劣っている朝鮮（人）を支配しているという前提があり、日常生活でも根本的に非対称的な関係のもと差別が当然視されてきた。この構造は戦後の「日本人」／「外国人」の関係と同型である。すなわち「国民」ではない「外国人」が国民と同等の権利を持つのはおかしい、制度的に区別されて当然という見解である。たとえ一時期まで日本人であり、一斉に日本国籍を剥奪したという経緯があっても、「外国人」は「外国人」だという論理である。そして戦前の「宗主国／植民地」は「日本人／外国人」の非対称的な関係にそのままスライドし、日常的な「人種差別」的意識は温存されたまま継続されていく。

（佐々木 2013 : 114-115）。

このような言説を参照するならば、在日朝鮮人に対する排除の価値観は、社会的排除にさらされた人びとが有しているものであるという説とは異なるものとして説明できるのではないだろうか。つまり、居住の歴史が長く、職の競合が起こらないにもかかわらず在日朝鮮人が不当に「特権」を得ているとみなされ排除の対象となってきたのは、植民地主義的な価値観の反映であるという説明である。在日朝鮮人に対する排除の価値観は、単なる朝鮮人嫌悪や誤解に基づく偏見などではなく、日本社会のなかで再生産されてきたポストコロニアルなものであると言えよう。

第4節 教育をめぐる排除と包摂

第1項 在日朝鮮人の教育をめぐる制度

第1章の最後に、本節では、そもそも学校という文化・社会的装置がどのような意味を持つのか、学校選択をどのような視座でとらえるのか検討する。それに先立ち、本研究で題材としている在日朝鮮人の教育をめぐる制度において、排除や包摂がどのように埋め込まれているのかを考察する。

まず、在日朝鮮人の教育をめぐる重要な前提として確認する必要があるのが、朝鮮籍や特別永住権を持つ韓国籍の在日朝鮮人である子どもたちは、義務教育体系の外側に置かれ

ている、すなわち教育を受ける権利から制度上排除されているということである。日本国憲法第26条第1項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と記されている。しかし、そこで規定されている「教育権」は、「国民」に限定されたものである。日本による植民地支配下では、朝鮮半島に居住する朝鮮人も在日朝鮮人も「日本国籍」を有していたが、1952年4月28日に「日本国との平和条約（Treaty of Peace with Japan）」（いわゆる「サンフランシスコ講和条約」）が発効されると、旧植民地出身者は「日本国籍」を失った。このことが、在日朝鮮人が教育を受ける権利から排除されることに直結したのである¹⁵。

文部省（当時）は、1953年2月11日、「朝鮮人の義務教育学校への就学について」という通達を発した。そこには、「在日朝鮮人は日本の国籍を有しないこととなり、法令の適用については一般の外国人と同様に取り扱われることとなった」という前提の下、「従って、就学年齢に達した外国人を学齢簿に登載する必要はないし、就学義務履行の督促という問題も生じない。なお、外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には、義務教育無償の原則は適用されない」と記されている。一方で、在日朝鮮人には、「従来からの特別の事情」があるので、保護者から「義務教育学校に就学させたい旨の申出があった場合」には、「事情の許す限りなお従前通り入学を許可」とも記されている。つまり、在日朝鮮人は義務教育体系の枠外であるが、恩恵的に義務教育学校に通学することができるというわけである。日本政府のこの見解は、今日でも変化していないと考えられる。

今日に至るまで効力を持っている在日朝鮮人の教育に関する日本政府の公式見解は、いわゆる「1965年通達」である。「1965年通達」とは、1965年12月28日に、文部事務次官名で都道府県知事と都道府県教育委員会宛に出された、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育事項の実施について」（以下「通達①」）と「朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて」（以下「通達②」）という2つの通達のことである。これらは、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（日韓条約）が発効した後の在日朝鮮人教育に関する文部省（当時）の方針を示したものであった。

今日に至るまで効力を有している「1965年通達」の「通達①」にも、「1953年通達」の内容は引き継がれている。在日朝鮮人は、公立小中学校へ子どもを「入学させることを希望する場合」には入学を「申請」し、教育委員会が入学を「認める」という関係になっているのである。在日朝鮮人が日本学校に子どもを通学させることができるという点においては、包摂であるといえることができる。しかし、それは教育を受ける権利としてではなく、義務教育体系から排除されていることを前提とした、いわば恩恵的な包摂であると言えよう。

「通達①」では、「日本人子弟と同様に取り扱う」という文言もある。これによって、例えば、「教科用図書の無償措置の対象とするものとする」「就学援助措置（学用品またはその購入費、通学に要する交通費、修学旅行費、教科用図書またはその購入費、寄宿舎居住費、医療費、学校給食費および日本学校安全協会の共済掛金に係る援助措置）」などに

¹⁵ 朝鮮人の「外国人」化による排除の形成については、第2章第2節でさらに詳しく論じる。

ついて、公立小中学校に通う在日朝鮮人の子どもたちも「同様に扱う」ことになった。このことは、包摂が一步前進した側面もあると言えよう。

しかし、「通達①」では、「教育課程に関する事項」として、「学校教育法第一条に規定する学校に在籍する永住を許可された者およびそれ以外の朝鮮人の教育については、日本人子弟と同様に扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきでないこと」とも記されている。これは、一条校の中では朝鮮人の子どもたちに対して朝鮮の文化や朝鮮言語についての教育（いわゆる民族教育）は行わないという点で、民族教育からの排除として捉えられる。

このような排除と包摂の関係を、倉石一郎は、「入れ子構造」になっていると指摘している（倉石 2012）。それは、「排除を母体として出現する包摂は、逆説的だがそれによって排除をより完全なものとする」ものであり（倉石 2012 : 110）、「排除が残りながらも部分的な包摂が達成されることにより、排除は見えにくくなっている」という説明である（倉石 2012 : 111）。

その後、1991年に、日韓両政府の間で「1965年通達」に関する協議が行われ覚書が交わされた。覚書には、民族学級を課外活動として承認することや、就学年齢に達した在日朝鮮人に対して「就学案内」を出すことなどが盛り込まれている¹⁶。これらの点は、一定程度の包摂であるということもできる（倉石 2012 : 109-110）。しかし、やはり、在日朝鮮人は義務教育体系の外に置かれており、希望者のみ申請があれば入学を認めるという枠組みは維持されたままなのである。

「通達②」では、本研究で焦点を当てている朝鮮学校について述べられている。「朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと」、「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと」と記されている。これは、朝鮮学校を正規の学校としては容認しないという内容である。

ここまでの考察から見えてくることは、在日朝鮮人の子どもたちは、現在に至るまで、義務教育の枠組みから制度上は排除されているということ、さらには、その排除を前提とした上で部分的な包摂が制度の中には埋め込まれており、それによって、排除があたかも存在しないかのようになるというように、結果的に包摂によって排除が強化されてしまっているということである。一見すると、日本学校に行くか朝鮮学校に行くかは、（様々な条件が許すならば）自由に選択できるかのようなものである。しかし、日本学校に行くことを選ぶならば、正規の学校の枠組みの中に恩恵的に包摂されるが、民族教育を受けることから排除されることになる。他方、朝鮮学校に行くことは民族教育を受けることに自由な選択であるかのように見えながら、正規の学校の枠組みからは外れるということになり、排除されるということになる。

第2節で検討したように、社会的排除概念に対しては、ポストコロニアル研究によって

¹⁶ 日本国籍を有する者に対しては、「就学通知」が出されている。

再考が提起されてきた。そのなかでも重要な論点のひとつは、包摂のなかに排除の文化が埋め込まれているのではないかという指摘であった。これはヨーロッパにおける議論であったが、在日朝鮮人の教育に関する制度的な排除と包摂についても、同じようなことが言えるのである。在日朝鮮人の教育をめぐっても、排除と包摂の線引きは非常にあいまいであり、排除の対概念として包摂を展望することには困難が伴うのである。

第2項 文化・社会的装置としての学校

社会的排除研究において、教育に関する事柄は、重要なテーマのひとつとして扱われてきた。ヨーロッパ各国の社会政策において、社会的排除の克服が主要なターゲットになっていることを確認したが（第1章第1節）、特に教育支援は重点的に行われている。バラとラペールによると、ヨーロッパ各国では、「負債、学校からの排除、ホームレス状態などといった人生の危機を予防しようとする政策」が採用されてきており、「貧しい生育環境や脆弱な出身集団の子どもたち」は、「とくに社会的排除のリスクを抱えていることが多いために、EU では教育上の不利益と学校プログラムへの再統合に対する包括的なアプローチを発展させることに、とりわけ重点が置かれている」という（Bhalla and Lapeyre = 2005 : 143）。

日本においても、社会的排除の克服が政策的課題として取り上げられつつある中、教育支援に重点が置かれる傾向が見られる。例えば、2013年6月14日に閣議決定された「教育振興基本計画」では、教育は「人生前半の社会保障」として位置づけられ、「教育の再生を社会総掛かりで支えていく必要がある」と述べられている¹⁷。広井良典（2006）や宮本みち子（2012）らも、社会的包摂の手段として教育の重要性を論じている。酒井朗は、このような動向を指して、「現代社会において教育は、排除を防ぐための重要な手だてであり、社会参加のための基礎的条件として保証されることが強く求められるようになっている」と指摘している（酒井 2015 : 8）¹⁸。つまり、政策領域においても研究領域においても、社会的排除の克服、すなわち社会的包摂のための手段として教育を位置づける論調が強いのである。

しかし、教育の機会を保証することによって社会的包摂を達成するという捉え方については、疑問も呈されている。例えば、稲垣恭子は、「教育への包摂それ自体が内包する排除＝疎外という根本的な問題」へとつながる「現代の教育や学校が抱えるジレンマ」が存在すると指摘している（稲垣 2012 : 10）。それは、一見すると多様な学校の選択肢が誰にとっても平等にあるかのように見えながらも、教育費や教育に関する情報やネットワークとの接触などの格差が選択の範囲を制約しているという「包摂のなかの文化的排除」の問題や、ジェンダーや階層、地域などといった「単一カテゴリーにおける二項対立的な差異」だけではなく、それらが重なることによる差異やそこから新たに生み出される「複雑な排

¹⁷ 2013年6月14日に閣議決定された「第二期教育振興基本計画」のp.29。

¹⁸ 同時に酒井は、社会的排除の観点から見た場合日本の教育には課題が見出されると指摘し、「労働市場を初めとする外部社会との関係における教育の機能不全」、「『学校に行かない子ども』の問題」、「包摂のために必要とされる種々の情報の取り扱い」などについて検討している（酒井 2015 : 9）。

除の問題」が教育をめぐる生じているという指摘である（稲垣 2012 : 9-10）。

ここで、そもそも教育を社会学的にどのように位置づけるのかを検討してみよう。アルチュセールは、学校とは「国家のイデオロギー諸装置」¹⁹の一つであると論じている（Althusser =2005）。「国家のイデオロギー諸装置」のなかでも、学校は中心的な国家のイデオロギーを伝達する装置である。アルチュセールによると、「学校は幼稚園から、あらゆる階層の子どもたちをとらえる。また学校は、幼稚園から、新しい方法にせよ古い方法にせよ、何年ものあいだ、子どもたちが〈家族〉という国家装置と〈学校〉という国家装置のあいだに挟まれてもつとも『傷つきやすい』年月のあいだ、支配的なイデオロギーのなかにくるまれた『ノウハウ』（フランス語、算術、博物学、諸科学、文学）や、あるいはごく端的に、むきだしの支配的イデオロギー（道徳、公民科、哲学）を教え込む」という機能を果たしているという（Althusser =2005 : 208）。その教え込みによって、「既成秩序の尊重にかかわる諸規則に対する服従の再生産、すなわち、労働者に対しては、支配的なイデオロギーへの服従の再生産と、さらには、搾取と抑圧の担い手たちに対しては、支配と階級の支配を『言葉によって』保障するために、これらの担い手たちに向けられた支配的イデオロギーを上手に使いこなす能力」の再生産が達成されるというのである（Althusser =2005 : 91）。

他方、ブルデューはパスロンとの著書『再生産』（1970=1991）において、教育とは、社会階層の再生産に重要な役割を果たしているものであると論じている。同書の中でブルデューらが主張しているのは、「およそ象徴的暴力を行使する力、すなわちさまざまな意味を押しつけ、しかも自らの力の根底にある力関係をおおい隠すことで、それらの意味を正統であるとして押しつけるにいたる力は、そうした力関係のうえに、それ固有の力、すなわち固有に象徴的な力を付けくわえる」という公理である（Bourdieu and Passeron =1991 : 16）。

これは、教育が持つ暴力性についての指摘である。一般的に、教育は表向きには中立で、誰にでも学校選択の自由が平等に担保されているかのように見える。しかし、教育は、支配的な階層の文化を権威によって無条件に教え込み、しかもその暴力性を隠蔽するような仕方で、影響力を行使している。こうした仕組みによって支配的な階層の文化は正統化される。なぜならば、支配的な階層の文化に親和的か否かは、生まれの階層によっているからである。ある学校に行くことを選択できるか否かには、文化的なもの、さらには経済的なもの等によって最初から制限がある。学校は支配階層の文化を押しつけることで、そこに入り込める者と入り込めない者を選別し、階層を再生産する場であるということが出来る。教育は支配的な階層の人びとが自分たちの階層を再生産するだけでなく、被支配的な階層の人びとを被支配的な階層として再生産し、そのことによって既存の階層構造を再生産する機能を果たしているのである。

アルチュセールの論にも、ブルデューとパスロンの論にも共通しているのは、教育は排除の再生産の場でもあるということである。社会的排除研究においては、教育を通じた包

¹⁹ アルチュセールは、「国家のイデオロギー諸装置」とは、①学校装置、②家族装置、③宗教装置、④政治装置、⑤組合装置、⑥情報装置、⑦出版—放送装置、⑧文化装置であると列挙している（Althusser =2005 : 121-122）。

撰という論があるが、そもそもそれが可能であると想定されるのは、学校が社会のメインストリームの価値観を伝達する場であるからではないだろうか。しかし、中立的で平等であるかのように見えながら、そもそもある学校に行けるか否かは、ブルデューとパスロンが指摘するようにその前の段階で一定程度決まっているので、既存の社会的な立ち位置がそのままに反映するのである。

第3項 教育戦略としての学校選択

では、人びとが子どもをある学校に通わせるという選択をどのように捉えれば良いのであろうか。本研究で焦点を当てている朝鮮学校の保護者たちが、いかなる状況のもとに、どのようにして学校選択をしているのかを探る視点を、再生産に関するブルデューによる議論を中心に検討しながら探っていく。

どのような学校に子ども通わせるのか、あるいは通わせないのかといった保護者の学校選択は、教育戦略の一環をなすものである。教育戦略とは、ブルデューの再生産論に流れを持つ用語である。ブルデューは、さまざまな社会集団や家族が採用する種々の再生産戦略、例えば、結婚戦略や出産戦略、投資・貯蓄戦略、転居戦略などの一つとして、教育戦略というものを位置付けている (Bourdieu =1986 : 20-22)。

ブルデューによると、教育戦略には、家庭の資本の種類や量、使い方が関係している。人びとが社会的地位や権力を再生産するために有効な資本として、経済的資本だけではなく、文化資本や社会関係資本があげられる (Bourdieu =1986 : 19)。様々な階級や集団の社会的な再生産において、文化的な事柄が重要になるのは、「経済理論で認知されている様態だけでなく、あらゆる様態を再考察しないかぎり、社会の構造と働きを説明することはできない」からである (Bourdieu =1991 : v)。

ブルデューによると、文化資本とは、以下の 3 つの様態に区別されるものである (Bourdeue =1986 : 20)。

- ① 身体化された様態の文化資本
家庭環境や学校教育を通して各個人のうちに蓄積された諸々の知識、教養、趣味、感性など。
- ② 制度化された様態の文化資本
学校制度やさまざまな試験によって賦与された資格など。
- ③ 客体化された様態の文化資本
書物、絵画、道具、機械などのように物質として所有可能なもの。

また、社会関係資本とは、「多かれ少なかれ制度化されており相互に認め合う持続的なネットワークを所有すること、換言するならば、集団のメンバーシップと結びつくような現実的で潜在的な資源の総称であり、そのメンバーシップは、相互のメンバーに、様々な意味で信頼を付与する資格証明書のような集団全体が所有する資本によって支援されるものである」と説明されている (Bourdieu 1986 : 249)。社会関係資本は、個人が権力や資源配分の決定権へのアクセスに関するものである (Bourdieu and Wacquant 1992:119)。

ブルデューは、社会的階層や集団、あるいは社会支配の秩序の再生産は、人びとが様々な戦略を選択することを通して、これらの資本を相続することによってなされていると説明している。戦略という概念は以下のように説明されている。

戦略の概念は、客観的視点と、さらに構造主義が想定している（例えば、無意識の概念に訴えることによって）行為者なき行為とに対して手を切るための道具です。しかし、戦略とは、意識的・理性的な計算が生み出すものでもなければ、無意識的プログラムが生み出すものでもありません。それは、ゲームのセンスのような実践的感覚、歴史的に定義される個別的な社会的ゲームの実践的感覚で、子供の頃より社会的活動に参加することによって獲得されます。

(Bourdieu =1988 : 101-102)

つまり、戦略とは、意識的に熟考して選択されることでも無意識的に生み出されることでもなく、「あたりまえ」であるかのように選び取られるものであるといえよう。

宮島喬は、文化的再生産論によるアプローチは、在日朝鮮人や被差別部落の人びと、アジア、中南米出身の労働者とその家族まで含めた様々な日本におけるマイノリティ集団の理解の今日的視点として有用であると論じている（宮島 1994 : 184）。そして、「現実に社会的不平等を生成し、維持しているものに家族の媒介する文化資本がある」が、「マイノリティの家族もより有利な資本形成による再生産戦略をつねにさぐっている」と述べている（宮島 1999 : 131）。文化資本の相続によってマイノリティの不平等な社会的地位が再生産される一方で、彼／彼女たちは、より良い資本を形成・相続することによって、少しでも良い社会的地位を得ようと模索していると言えよう。

また、小内透は、「もとより、諸個人の社会的地位形成手段の獲得を規定するのは、各種の資本だけにとどまらない。性やエスニシティといった属性も少なからぬ意味を持っている」と論じている（小内 2001 : 116）。つまり、教育戦略の決定には種々の資本が深く関係しつつ、社会的な立ち位置なども重要な要因となっているのだと言える。

こうした知見を手がかりに学校選択を考察するならば、ある個人が、どのような学校を選択するのか、その選択はどのような過程によってなされるのかということは、その個人が有する資本の質や量とおかれた状況に対する応答であると考えられる。それゆえに、教育戦略としての学校選択の実際を明らかにし、分析することは、その人びとが置かれた状況を明らかにすることにつながるのではないだろうか。

これらの議論を、本研究で焦点を当てている朝鮮学校保護者の学校選択に当てはめて考えてみよう。先行研究においては、朝鮮学校に子どもを通わせることは、「あたりまえ」であるかのように論じられていた。しかし、これは在日朝鮮人であるから「あたりまえ」であるということではなく、朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることを「あたりまえ」のようなことであると認識するような資本を有していたり、社会的な地位にあたりするということではないだろうか。そうであるならば、朝鮮学校保護者の学校選択を教育戦略の一環として捉えて検討することで、彼／彼女たちの持っている資本や排除の現実が見えてくるのではないだろうか。

小括

本章では、本研究の鍵となる概念である社会的排除やポストコロニアリズムなどに関するヨーロッパの先行研究を検討し、その検討を通じて得られた知見を在日朝鮮人が置かれた日本的文脈へと接続して論じてきた。

ヨーロッパでは、「福祉国家の危機」という文脈において新たに生じた問題を論じるタームとして、社会的排除概念が用いられてきた。社会的排除は政策志向の概念であり、その対概念として包摂が位置付けられてきた。今日、ヨーロッパにおける社会的排除概念は、経済的な側面を強調するものへと変化してきており、社会的排除と闘う政策においては、労働市場が包摂の場として第一義的にとらえられている。また、社会的排除は、新機能主義的なシステム理論の枠組みの中でとらえられることにより、原因ではなく結果に焦点があてられ、排除を生み出す構造は隠されてしまっている。

社会的排除概念は、移民的背景を持つ人びとの排除など多様な問題を指し示すようになってきている。ヨーロッパにおける社会的排除概念の再考に大きな影響を与えているのが、ポストコロニアル研究である。ポストコロニアル研究の視座を参照したところ、①移民的背景を持つ人びとの排除を、彼／彼女たちの「特有な」エスニシティや民族の問題としてではなく、排除を生み出す社会構造の問題として捉える必要があること、②排除と包摂は政策的には二項対立的に捉えられがちであるが、包摂を目指した政策の中において排除が生み出されているということに着目する必要があるという知見を得た。

こうして得られた知見を手掛かりに、在日朝鮮人に対する日本社会の排除の特性について検討してきた。ヨーロッパにおいて「包摂型社会」から「排除型社会」への転換が見られたのに対して、日本は在日朝鮮人に対しては一貫して「排除型社会」であり、労働市場などにおいていまだに厳しい状況にある。排除の現実に対して在日朝鮮人たちは、民族集団内のインフォーマルな互助的なネットワークを形成し、生存の機会を作り上げてきた。しかし、ヨーロッパと同様、近年は個人化の促進の結果として、排除への対応が個人的な責任に帰されがちになっている。在日朝鮮人に対する排除を生み出しているのは、日本社会のなかで再生産されてきたポストコロニアルなものである。

在日朝鮮人の教育をめぐる排除と包摂は、日本の教育制度に入り組んだものとして埋め込まれており、二項対立的には捉えられないものである。また、教育は一見すると平等であるかのように見えながら、既存の階層構造を再生産する場として捉えられる。ブルデューらの議論を手掛かりに考えるならば、学校選択はもっぱら「自由に」行われているものではないと言える。本研究における課題のひとつである朝鮮学校保護者の学校選択の意味を明らかにするためには、学校選択を教育戦略の中核をなすものとして分析することが必要である。

第2章 在日朝鮮人の教育に関する歴史と現状

第1章において、ヨーロッパにおける社会的排除とポストコロニアリズムに関して理論的に検討したが、そこから得られた知見の一つは、移民的背景を持つ人びとの排除を、彼／彼女たちの「特有な」エスニシティや民族の問題としてではなく、歴史的な背景と現代的な特徴の両方において捉える必要がある、ということであった。

ここからは、そうした知見を手がかりに、在日朝鮮人と朝鮮学校の歴史に論点を移していく。彼／彼女たちの歴史に目を向けるならば、多くの朝鮮人が朝鮮半島から日本に渡航し、それらの人びとをルーツに持つ人びとが現在に至るまで日本に居住することになった経緯は、1910年の「韓国併合」に始まる日本による朝鮮半島の植民地化の歴史と不可分のものである。そして、現在の在日朝鮮人の教育をとりまく状況について考えてみても、それは、朝鮮人に対する教育政策が植民地政策の一環として推進された植民地期の歴史、さらには、植民地支配期終結以後の教育政策の歴史と不可分のものである。

本章では、朝鮮人の日本への渡航の歴史を概観したのち、植民地支配終結後に、在日朝鮮時に対する排除がいかにして生じたのか、その形式的な側面を中心に考察する。それらを踏まえ、朝鮮人の教育をめぐる歴史的な背景を、①植民地支配期に同化教育政策が推進された時期、②植民地支配終結以後の朝鮮学校設立と閉鎖の時期、③朝鮮学校に対する排除が部分的に克服されていった時期、④排除が再びあからさまな形で顕在化されてきた近年の状況に大別し、教育状況と教育政策の変遷を中心に検討する。それによって、歴史的過程のなかでつくりだされてきた朝鮮人の教育をとりまく状況を、社会的排除論の視座から整理する。

第1節 朝鮮人の日本への渡航の歴史

多数の朝鮮人が日本に渡航してきた背景には、日本による朝鮮半島に対する植民地政策が深く関係しているということを、前提として把握しておく必要がある。在日朝鮮人の形成は、日本の近代化の過程と不可分のものである。

朝鮮人の日本への渡航が本格化したのは、1910年の「韓国併合ニ関スル条約」（いわゆる「韓国併合」）に基づいて日本が当時の大韓帝国を併合してからである。日本による植民地政策の推進が、朝鮮人の日本への渡航を促したことは、統計資料からも明らかである。「韓国併合」以降、日本に渡航した朝鮮人の数は劇的に増加し、1917年には、在日朝鮮人の数は1万人を超えている（表3）。この時点で、日本国内に朝鮮人の集住地域が形成され、いわゆる「在日朝鮮人社会」が成立したと考えられている（樋口 2002: 54）。

朝鮮人の日本への渡航の要因は、つぎの2つに整理することができる。それは、プッシュ要因（送り出し地域である朝鮮半島の状況に関わる要因）と、プル要因（受け入れ地域である日本の状況に関わる要因）である。プッシュ要因、プル要因ともに、日本の植民地政策の推進に伴って生じたものである。

プッシュ要因としては、植民地政策の推進による朝鮮半島の農村の疲弊が挙げられる。特に、「韓国併合」によって日本の領土となった朝鮮半島を統治するために日本政府が設置した朝鮮総督府が、1910年から1918年にかけて実施した「土地調査事業」と、1920年から1934年にかけて実施した「産米増殖計画」は、朝鮮半島の農村の疲弊を招き、朝鮮

人の日本への渡航を促した。

「土地調査事業」とは、①土地所有権の調査、②地租および地租賦課金を課するための土地価格の調査、③測量による地形の調査を内容としたものである。「土地調査事業」のもとでは、土地所有権の主張は、申請主義をとっていた。そのため、読み書きが不十分な朝鮮農民の土地は国有化されたのである。それによって、日本人は「合法的に」朝鮮の広大な土地を取得した。土地を失った朝鮮農民たちは、小作農や土幕民、火田民へと転落し、生活に困窮するという事態が生じた（姜・金 1989 : 26-27）。

さらに農村の疲弊の拍車をかけたのが、「産米増殖計画」である。日本では、1918年、米の買い占めによって米価が高騰し、生活難に陥った人びとが、米屋や富豪、警察などに向けて蜂起するという出来事が広く巻き起こったために、軍隊がその鎮圧に乗り出していた。この食糧難とそれに伴う社会的混乱を解決するために日本政府が行ったのが、「産米増殖計画」である。朝鮮総督府は、朝鮮半島を日本の食糧供給地として位置づけた（河合 1986 : 18）。「産米増殖計画」は、朝鮮農村の土地改良と工作方法の改善、水利施設の完備によって、米約 120 万石の増産を目指したものであった。しかし、生産増加をはるかに上回る量の米が日本に輸出された。そのうえ、朝鮮農民には、水利組合費や肥料・納期の購入などの負担が重くのしかかった。「産米増殖計画」は、「農産の飛躍的増殖」を達成したと同時に、「土地なき農民の飛躍的増殖」をも招き、困窮した農民たちの農村からの離脱を促したのである（中塚 1986 : 100-104）。

こうした植民地政策の推進が、朝鮮人の日本への渡航を促したことは、日本に渡航した朝鮮人の出身地と階層の特徴からも見て取れる。戦時労務動員が始まった 1939 年よりも前に日本に渡航した朝鮮人は、その多くが朝鮮半島南部（現在の「大韓民国」にあたる地域）の出身者である（内務省警保局 1942）。1910 年当時、朝鮮半島における朝鮮人の人口は 1313 万 8780 人で、その 80%にあたる 1041 万 8880 人が農民であったが、農村は南部に集中していた。農民の中でも、その構成は小作農が多くを占めており、植民地政策の推進による農村の疲弊はこれらの小作農民たちに打撃を与え、日本への渡航が促されたのである。

例えば、1934 年に、大阪府学務部社会課が、大阪市在住の朝鮮人 1 万 1835 世帯を対象とした調査では、「内地渡来の理由」（すなわち、日本への渡航の理由）を尋ねたところ、「農業不振のため」（55.7%）、「生活難のため」（17.2%）などの回答が得られている（表 4）

20。

20 この調査結果においては、「農業不振のため」と答えられている一方、「金儲け」と答えられているなど、日本への渡航の「理由」と「目的」が混在しており、不明瞭な点が見られる。調査結果を記した『在阪朝鮮人の生活状況』には、「何の理由で朝鮮を離れて内地に渡来してきたか、その渡来理由を調査したものは本項であるが、あるものは原因動機等を示し、あるものは目的を示し、あるものは理由を示す等区々になつてゐるが、これ等を今その儘列記すれば農業不振の爲めと云ふを筆頭に、生活の途を拓く爲、各種職業を見習ふ爲、或は、家庭的關係に依る爲等大約九十項目に分かれたるが其うち最も多きは農業の不振が原因であり、其の数六五八七人即ち全世帯の五割六分を占めてゐる」（大阪府学務部社会課 1934 : 25）（ママ）と記述がある。この文章から考えると、これは、当時の調査が自由回答であったのではないかと推測される。

表 3 在日朝鮮人の増加状況

年 度	人口数	増加人口	備 考
1905	303		日本帝国統計資料より
1908	459		
1910	790		
1911	2,527		日本政府の国勢調査
1912	—		
1913	3,635		「歴史学研究」別冊「朝鮮の諸問題」より
1914	—		
1915	3,989	—	1915年～1944年までの資料出所は日本政府内務省 警保局調査による
1916	5,638	1,649	
1917	14,501	8,863	
1918	22,262	7,761	
1919	28,272	6,010	
1920	30,175	1,903	
1921	35,876	5,701	
1922	59,865	23,989	
1923	80,617	20,752	
1924	120,238	39,621	
1925	133,710	13,472	
1926	148,503	14,793	
1927	175,911	27,408	
1928	243,328	67,417	
1929	276,031	32,703	
1930	298,091	22,060	
1931	318,212	20,121	
1932	390,543	72,331	
1933	466,217	75,674	
1934	537,576	71,359	
1935	625,678	88,102	
1936	690,501	64,823	
1937	735,689	45,188	
1938	799,865	64,176	
1939	961,591	161,726	
1940	1,190,444	228,853	
1941	1,469,230	278,786	
1942	1,625,054	155,824	

1943	1,882,456	257,402	1945年1月から8月までの資料は非公開による推定人数
1944	1,936,843	54,387	
1945	2,363,262	426,419	

姜編著（2002：734）より

表 4 大阪府在住日朝鮮人の渡航理由

内地渡来の理由	世帯数	割合(%)
農業不振のため	6,587	55.7%
生活難のため	2,037	17.2%
金儲け	1,745	14.7%
求職	241	2.0%
商業不振のため	228	1.9%
不況のため	162	1.4%
労働	148	1.3%
生活向上	140	1.2%
修学	115	1.0%
商業経営	88	0.7%
その他	344	2.9%
総計	11,835	100.0%

(大阪府学務部社会課 1934：25) をもとに筆者作成

これは、当時の朝鮮人が、日本による植民地統治の結果生み出された困難な生活から逃れ、朝鮮半島から日本に渡航せざるを得なかったことを端的に示す一例である。

朝鮮人の日本への渡航のプル要因としては、日本が急速に資本主義化することに伴い、日本の資本家階級が安価な労働力を大量に必要としていたということが挙げられる。松村は、それを、「日本資本主義が第1次世界大戦を契機として独占段階へと移行するなかで、急速な資本蓄積の強行が、大量の労働力を吸引したことによって部分的な『労働力不足』を現象させ、植民地労働力を日本へ吸収する条件が強化された」と指摘している（松村 1967：116）。

当時、日本に渡航した朝鮮人が就くことのできた職業は、土木建築業、繊維工業、金属機械工業などが主なものであった。1910年の韓国併合直後から、日本における朝鮮人労働者の使用は始まっていた。代表的なものとしては、大阪府の摂津紡績木津川工場（1911年～）、東洋紡績三軒屋工場（1914年～）、住友鋳銅所（1916年～）、尼績津守工場（1917年～）などが挙げられる。しかし、こうした仕事に就くことができたとしても、日本人労働者との間には賃金格差があり、朝鮮人労働者は、低賃金労働を余儀なくされていた。朝鮮半島は、日本にとっての食糧供給地としてだけではなく、安価な労働力を大量に獲得する労働力供給地として位置づけられていたのである（姜 1996：92-193）。

松本は、「戦前日本の資本主義的発展にとって植民地がもっていた経済的な位置、役割は、市場、原料供給の面のみならず、労働力供給の面でも大きなものがあった。第一次世界大戦期を実質的な起点として 1920 年代に本格化した朝鮮からの対日移民は、日本本国の非熟練労働市場を支える低賃金労働力として大きな比重を占めるようになっていた」と説明している（松本 1988 : 94）。

以上のように、日本が朝鮮半島における植民地政策を遂行することで生じた農村の疲弊と、日本が近代化するうえで安価な労働力を必要としていたことが相まって、朝鮮人の日本への渡航が促されたのである。梶村秀樹は、当時の朝鮮人がおかれた状況を、「植民地農政のもとで、家内手工業の解体を強いられる一方、都市プロレタリアートへの転化の道も閉ざされ、土地調査事業を基盤とする植民地地主制の創出過程で全般的没落を強いられ、農村に封じ込められたまま『産業予備軍』化された朝鮮農民が、日本資本主義が低賃金労働を必要とする規模に応じて引き出されてきた」と指摘している（梶村 1980 : 55）。

さらに、日本が人的・物的資源のすべてを戦争の遂行のために用いる国家総動員体制の構築をめざして 1938 年に制定した「国家総動員法」を基盤に、翌 1939 年度からは、朝鮮人の日本への渡航は、戦時労務動員という形をとるようになった。これは、朝鮮人の渡航の状況を大きく変化させた出来事であった。金は、朝鮮人の戦時労務動員とは、「侵略した地域の被支配民族を日本帝国主義のさらなる侵略の道具として駆り立てたこと」（金 2003 : 30-31）であると論じている。

第2節 植民地支配終結後における排除の形成

1945 年の日本敗戦とともに、朝鮮半島に対する日本の植民地政策が終了した。しかし、日本に居住する朝鮮人に対する排除は克服されることなく、植民地支配期とは異なる形の排除が形成された。その大きな要因の一つとなったのが、「外国人」化という法的地位の変化による、在日朝鮮人の制度上の他者化である。

植民地統治時代、朝鮮人は、「朝鮮民事令」（1912 年）や「朝鮮戸籍令」（1922 年）などによって、内地国籍とは異なる朝鮮戸籍が設けられ、日本人と朝鮮人は明確に区別されていた。とはいえ、1952 年 4 月に「日本国との平和条約（Treaty of Peace with Japan）」（いわゆる「サンフランシスコ講和条約」）が発効するまで、朝鮮人は「日本国民」という国籍上の地位を有していた。

戦後、在日朝鮮人の法的地位は変化し、新たな排除が形成された。最初の排除は、政治的排除である。1945 年 12 月に改定された「衆議院議員選挙法」において、「戸籍法の適用をうけざる者の選挙権及被選挙権は当分の内之を停止す」という附則が加えられ、内地国籍を持たない朝鮮人・台湾人の参政権は停止された。これによって、政治的決定の機会から排除されたのである。

ところが、権利は剥奪された一方で、義務は課せられた。1947 年に、「外国人登録令」が公布され、「台湾人および朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」と規定された。終戦直後の日本政府は、朝鮮人から旧来有していた権利を剥奪し、「外国人」として管理対象とみなした一方で、「日本国民」と位置づけ続けることに

よって、国民としての法令順守や納税等の義務は課すという矛盾した取り扱いをしたのである²¹（田中 1995、金 1990）。

ポツダム宣言の施行のために日本に対する占領政策を実施した連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による朝鮮人の取り扱いにおいても、ふたつの異なる対応がみられた。1945年11月、「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」において、GHQは公式見解を提示した。そこには、「台湾系中国人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放民族として取り扱うべきである。かれらは、本指令に使用されている『日本人』という語には含まれないが、かれら日本臣民であったのであり、必要の場合には敵国民として処遇してよい」と記されている。GHQは、朝鮮人を「解放民族」でありながら「敵国人」として位置づけるという、相反する規定をしたのである（金 1995: 185）。

このように、在日朝鮮人は、「日本人」でありながら「外国人」、「解放民族」でありながら「敵国民」というように、日本政府とGHQから相反するふたつの定義づけがなされたのである。その後、矛盾した法的地位におかれた朝鮮人たちは、自身の国籍を選択する余地のないままに、1952年4月28日、「サンフランシスコ講和条約」が発効されると、日本国籍を喪失し、「出入国管理令」（のちに「出入国管理法」として継続）の対象である完全なる「外国人」として位置づけられた。「サンフランシスコ講和条約」発効に先立って、1952年4月19日に出された「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（法務府民事甲第438号民事局長通達）では、「朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住する者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」と記されている。これによって、強制退去の可能性があり、出入国に制限がつけられ、外国人登録証の常時携帯や指紋押捺などの義務が課されることとなった。

その際、在日朝鮮人の在留資格は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（法律第126号）の第2条6項に定められたが、これは、在日朝鮮人の法的地位を不安定なものとした²²。なぜならば、この規定は、すべての在日朝鮮人に適応されたものではなく、対象は限定的であり、家族のなかでも在

²¹ 大沼保昭は、この矛盾した取り扱いを、「在日朝鮮人、台湾人が当時の日本政府の主張どおり、依然として日本国籍を保持していたのであれば、彼らは、国民としての義務を負担すると共に、国民としての権利を享有するはずである。にもかかわらず、日本政府は、『日本国民』たることを強調することによって日本の法令遵守、税負担はあくまで主張しつつ、国民の権利として最も重要な参政権を、『停止』というきわめてあいまいな言語シンボルを採用することによって、事実上否認したのである。『解放された』はずの在日朝鮮人の側から、日本政府、連合軍双方への批判が生ずるのは当然といわなければならないだろう」と指摘している（大沼 1978 : 86）。

²² 法律126号には、「日本政府との平和条約の規定に基づき、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和20年9月2日以前からこの法律の施行日まで本邦に在留する者（昭和20年9月3日からこの法律施行の日まで本邦に出生したその子を含む）は、出入国管理令第22条の2項の1の規定に関わらず、別に法律で定められるところによりその者の在留資格及び在留期限が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」と記されている。

留資格の種類が異なるなど、朝鮮人の間に分断を生じさせたからである。法律 126 号の対象となったのは、1945 年 9 月 2 日以前からこの法律が試行される 1952 年 4 月 28 日まで日本に在留する人びとと、その子たちのみであった。4 月 28 日以降に出生した人びとや、戦後一時的に朝鮮半島へ帰還したが再び日本に渡航した人びとなどは対象とはならず、特定在留や特別在留該当者として、在留期間が過ぎると在留の更新が必要であるという状況におかれた。しかも、在留資格は、「別の法律」が定められるまでという制限のついたものであった。その後、1965 年の日韓国交正常化に伴って締結された「在日韓国人保護地位協定」によって、韓国籍を有するものは、1966 年から 5 年の間に申請をするならば「協定永住権」が付与されるようになった。これは、植民地支配の推進という同一の歴史的背景によって生み出された在日朝鮮人の間に、法律上の序列をつくるものであった（金 2004 : 22-26）。

朝鮮人の「外国人」化は、彼／彼女たちを社会保障制度から排除することへと直結していった。例えば、長らく国民年金法には国籍条項が存在した。国籍条項は 1981 年に撤廃されたが、経過措置が講じられなかったために、現在に至るまで無年金状態に置かれた高齢の在日朝鮮人たちが存在する。また、国民健康保険は、1986 年に厚生省（当時）が、国籍を問わず日本に居住するすべての外国人に適用する省令を出すまで、朝鮮籍の人びとや「協定永住権」を取得しなかった韓国籍の人びとは排除されていた。児童手当は、1982 年まで適用されていなかった。生活保護法には国籍条項はないが、現在でも権利としての適用ではなくあくまでも法の準用に適用であり、不服申し立ての権利はない。これらの社会保障制度からの排除は形式的なものであるが、諸個人の生活に深く関係するものである（在日本朝鮮人権利擁護委員会 1996 : 147-180、金 2008 : 79-86）。

こうした排除は、山森亮が指摘した「連帯のユニットが国民によって区切られることによって、国民でない者が排除されるしかた」という「排除の政治の作動のしかた」の一形態である（山森 2004 : 221）。これは、福祉国家というものが、国民国家として成立してきた歴史と不可分の排除である。誰が国民であり、誰が国民でないのか、誰が福祉国家の枠組みの中に包摂され、誰が排除されるのか。こうした区分の境界線は、なんら自然なものではなく、政治的な恣意をもって引かれるものである。福祉国家における包摂は、その他方で、ある特定の人びとを排除したうえで成立している。戦後の日本は、戦時中の総力戦体制を基盤として社会福祉制度を整えていったが、それは戦時体制から戦後体制への転換ではなく、連続したものとして捉えられる（中野 2005 : 15-18）。

第3節 在日朝鮮人に対する教育政策と教育状況

第1項 植民地支配期の教育政策と教育状況

日本が朝鮮半島で植民地政策を推進したことを背景に、日本に渡航してきた朝鮮人たちの戦時下における教育の状況はいかなるものであったのだろうか。

まず、彼／彼女たちの教育水準をみてみよう。内務省警保局（当時）による 1935 年の全国調査では、在日朝鮮人の教育水準は、表 5 のようになっている。このなかで、「無学

文盲者」²³ という言葉で表現されている就学の機会が無く全く読み書きの出来なかった人びとは、65%と最高位を占めており、つぎに、「小学校程度」31.25%、「中等学校程度」1.14%、「専門学校又は高等学校程度」0.30%、「大学程度」0.25%と続いている。日本に渡航してきた朝鮮人の多くが、公的な教育を受ける機会に乏しかったという大きな特徴がみられる。一方で、中等学校以上の高等教育を受けた人びともわずかながら存在していたのである。そのことは、朝鮮人の内部でも教育水準の格差があったことを示している。

表 5 在日朝鮮人の教育程度 (1935 年)

学校別	実数	割合
無学文盲者	347,437 名	58.78%
小学校程度	194,752 名	31.25%
中等学校程度	6,787 名	1.14%
専門学校又は高等学校程度	1,797 名	0.30%
大学程度	1,406 名	0.25%
調査人員合計	591,040 名	100.00%

(内務省警保局「社会運動の状況」1935年版＝朴編 1976a：251) をもとに筆者作成

同調査では、在日朝鮮人の「国語 (=日本語)」の理解状況も調べられている。それが表 6 である。当時、一番多かったものが、「国語をやや解する者」36.14%であり、つぎに「全く理解できない者」35.46%と続き、「国語に精通するもの」は 28.4%でしかなかった。日本に渡航してきた朝鮮人の多くは、教育の水準が低かっただけではなく、日本語の理解も困難であった状況がうかがえる。

表 6 在日朝鮮人の日本語理解状況 (1935 年)

状況	実数	割合
国語に精通するもの	167,842 名	28.40%
国語をやや解する者	213,589 名	36.14%
国語を全く解せざる者	209,609 名	35.46%
調査人員合計	591,040 名	100.00%

(内務省警保局「社会運動の状況」1935年版＝朴編 1976a：251) をもとに筆者作成

では、こうした教育状況にあった彼／彼女たちの子どもたちの教育は、どのような状況であったのだろうか。戦時下の日本本国 (いわゆる「内地」) に居住する朝鮮人の子どもたちの教育状況の特徴は、大きく以下の 3 つにまとめられる。

特徴のひとつは、戦争初期には、在日朝鮮人の子どもたちの多くが、就学年齢に達しても学校で学ぶことができないまま放置されたということである。内務省警保局の調査によ

²³ 筆者は、「無学文盲者」という言葉は極めて差別的な表現であると考え。しかし、ここでは、資料中の引用として、当時用いられていたまま使用する。

ると、「満州事変」が勃発し、日本がいわゆる「15年戦争」に突入した1931年当時、在日朝鮮人の総人口は31万1,247人であった。そのうち、小学校児童数は7,380人であったが、当時の学齢児童数は推定4万人であり、就学率は18.5%でしかなかった。

日本人と比較すると、在日朝鮮人の就学率の低さは、より顕著なものとして見えてくる。調査資料が残っている京都市の1937年時点における7歳～17歳の小学校就学状況は、卒業生5.4%、就学中47.6%、中途退学者2.6%、不就学者44.3%であった。当時、京都市に在住する同年齢の日本人児童の不就学率は、1.13%であり、日本人と朝鮮人の就学状況の格差は非常に大きなものであった。調査結果の説明においても、「朝鮮出身同胞世帯の不就学率は真に驚くべきものがあり、教育を以て国民の義務とする一般観念に著しく背馳するものといふべく甚だ遺憾に耐えない所である」という記述がみられる（京都市社会課1937＝朴編1976a：1200）。

こうした不就学率の高さの理由としては、「貧困」が一番の理由としてあげられている（表7）。修学状況を左右するものとして、経済的要因は大きなものだったのである。続いて、「女子ゆえに」という理由があげられている。ジェンダー規範の再生産が就学率の男女差という形であらわれていた状況も見受けられる。不就学理由の第3位には、言語的困難が挙げられている。先に見たように、在日一世の多くは、日本語の理解が困難であったことから、家庭での使用言語は朝鮮語であり、そうした環境のなかで育った子どもたちも、朝鮮語を母語としていたと推測される。こうした在日朝鮮人の日本語理解の状況と、学校では日本語のみで教育が行われていたという状況が相まって、子どもたちの修学が難しくなっていたと考えられる。

表7 京都市在住の在日朝鮮人の不就学・中退の理由（1937年）

理由	実数	割合
貧困	494名	28.59%
女子ゆえ	280名	16.20%
言語不明	89名	5.15%
その他	87名	5.03%
不明	778名	45.02%
調査人員合計	1,728名	100.00%

（京都市社会課「市内在住朝鮮出身者に関する調査」1937年版＝朴編1976a：1202-1203）
をもとに筆者作成

しかし、在日朝鮮人の子どもたちの戦時下における不就学率の高さは、これらの理由だけで説明できるものではない。背景には日本政府の在日朝鮮人に対する教育政策がある。1930年、文部省普通学務局は、日本本国在住の朝鮮人に対して就学の義務があるか否かについての拓務省の照会に対する回答として、「内地在住朝鮮人ハ小学校令第三二条ニ依リ学齢児童ヲ就学セシムル義務ヲ負フモノトス」と述べ、在日朝鮮人に対しても日本人と同様に就学の義務があるという見解を示した。1910年の「韓国併合」より二十年もの歳月を経て、ようやく在日朝鮮人の義務教育が話題となったのである。

ところが、同じ回答のなかで、「之ヲ励行スルコトハ今一寸の設備ガ間ニ合ハヌト云ウノデ、義務アリト云ウ解釈ノ下ニ、其ノ励行ヲ幾ラカ手加減ト申シマスカ、内地人ト同様ニ引出スト云ウコトニ多少加減ヲシテ居ル」とも述べられ、あくまでも優先すべきは日本人の子どもたちに対する教育であり、それが達成されたのちに、在日朝鮮人の子どもたちを受け入れるという見解も示された。すなわち、義務教育とはいっても、それは形式的に適用されただけであり、当時、在日朝鮮人の子どもたちの就学を促す処置はなんらとられていなかったである。以上のように、在日朝鮮人は、初期の段階においては、そもそも就学の機会から排除されていたのである。

特徴のもうひとつは、その後、在日朝鮮人の子どもたちの就学は促されたが、その背景にあったのは、同化教育政策の強力な推進であるということである。内務省警保局の調査によると、1942年当時、在日朝鮮人の総人口は162万5,054人であった。そのうち、小学校児童数は17万8,451人であったが、当時の学齢児童数は推定27万6000人であり、就学率は64.7%と考えられる。3割以上の子どもたちが未修学であったとはいえ、1931年と比較すると、就学率は3倍近くに増加している（内務省警保局1942：745及び内務省警保局1942：749＝朴編1976b：788）

戦争が激化し、日本が国家総動員態勢のもと在日朝鮮人も戦争に動員されるなか、「戦闘要員としてまた軍需産業の有能な労働者として訓練する」ために同化教育が強力に推進された（井上2001：166）。この政策上の要因が、在日朝鮮人の子どもたちの修学率が上昇した背景として考えられる。

このように、在日朝鮮人の就学率が向上したとはいっても、その内実は、朝鮮人であることを否定する教育の推進であった。こうした状況をみて、表面的には就学率の向上として数値のうえで明らかとなっているが、その内実は同化教育の深化であり、朝鮮語や朝鮮の歴史を学ぶ機会を奪われたのである。

第2項 終戦直後の教育政策と教育状況

終戦直後の早い段階から、在日朝鮮人たち自身による独自の教育は開始されていた。植民地支配期に、朝鮮語や朝鮮の歴史を学ぶ機会から排除されていた在日朝鮮人の子どもたちのために寺子屋式の「国語教習所」が在日朝鮮人たち自身の手によって設立され、民族教育が始まった。そのなかでも、「戸塚ハングル学院」は、現在確認できる最も早い時期（1945年8月末から9月初めごろ）に開設された「国語教習所」である。その後、「国語教習所」は日本各地に600～700箇所ほど作られ、「在日本朝鮮人聯盟（朝聯）」²⁴の指導のもと朝鮮学校が設立された。1946年10月には、初級学校541校、中学校7校、青年学校22校、高等学校8校に発展し、在校生数は6万2000人にのぼった（金2004：65）。

しかし、在日朝鮮人たち自身による民族教育の実践は、すぐに危機にさらされた。1948年1月24日、GHQの指令に基づき文部省（当時）が、「朝鮮人設立学校の取扱いについ

²⁴ 1945年10月に結成された在日朝鮮人の団体。帰国事業や生活権擁護に取り組んでいたが、GHQ占領下の日本で1949年9月に解散させられた。その後、後継団体として1950年4月に「朝鮮人団体協議会」、1951年に「在日朝鮮統一民主戦線」が結成され、1955年5月に現在の「在日本朝鮮人総联合会（朝鮮総聯）」が結成された。

て」と題した学校教育局長通達を発した。それは、次のような内容である。

- 一、現在日本に在留する朝鮮人は、昭和二十一年十一月二十日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従って朝鮮人子弟であっても、学齢に該当する者は、日本人同様、市長村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない。また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって、都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない。学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない。私立の小学校及び中学校には、教育基本法第八条（政治教育）のみならず設置廃止、教科書、教科内容等については、学校教育法における総則並びに小学校及び中学校に関する規定が適用される。なお、朝鮮語等の教育を課外に行うことは差支えない。
- 二、学齢児童及び学齢生徒以外の者の教育については、各種学校の設置が認められ、学校教育法第八十三条及び第八十四条の規定が適用される。
- 三、前二項の趣意を実施するため適切な措置を講ぜられたい。

この通達を受けて、翌 1949 年にかけて各地の朝鮮学校はすべて強制的に閉鎖された。

朝鮮学校の強制閉鎖が強行された後、1952 年頃にかけて自主的な民族教育のための自主的な学校が再建された。1955 年の朝鮮総聯の結成により状況は転換し、現在の朝鮮学校の基礎となる学校が再建されていった。その後も朝鮮学校に対しては、不平等な扱いがなされ続けたが、民族教育の権利運動によって制度上の排除は解消してきているものもある（在日本朝鮮人権利擁護委員会 1996：97-99）。

第3項 朝鮮学校の高校無償化制度からの排除の構造

在日朝鮮人たちの権利獲得運動によって、朝鮮学校に対する排除は一定程度克服されてきた。しかし、第 1 章第 4 節で、検討したように、在日朝鮮人は義務教育体系から排除されていることや、朝鮮学校が正規の学校として認められていない状況は、現在でも変わっていない。そして、近年、日本社会において、朝鮮学校に対する排除は再びあからさまな形で顕在化してきている。その一つの例として、ここでは高校無償化制度からの朝鮮学校の除外をとりあげて、排除の構造を明らかにする。

まず、高校無償化制度の概要から確認していこう。高校無償化制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（2010 年 3 月 31 日法律第十八号）を根拠法にしている。川端達夫国務大臣（当時）は、「高校無償化法案」提案趣旨説明において、次のように述べている。

「今日、高等学校等は、その進学率が約九八％に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果が広く社会に還元されていることから、高等学校等の教育に係る費用について社会全体で負担していくことが要請されております。また、高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題と

なっております。さらに、諸外国では多くの国で後期中等教育を無償としており、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約においても、中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されておりますが、我が国はこの規定を留保していることから、この留保の撤回に向けた施策を進めることが求められております²⁵

こうした発言から、高校無償化制度を実現することの必要性として当時の民主党政府が挙げた理由は、以下の3点に整理される²⁶。

- ① 教育にかかる費用は、社会的に負担すべきである。
- ② 教育の機会均等を達成する必要がある。
- ③ 社会権の保障を実現しなければならない（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（「社会権規約」）の社会権規約第13条2(b)「中等教育の漸進的無償化」の留保撤回）。

つぎに、このような背景のもと始められた無償化制度からの、朝鮮学校排除の形式について考察しよう。そもそも、日本において、他国にルーツを持つ人びとや、他国と関係の深い学校は、「外国人学校」として、他者化されることを基盤に排除されてきたという背景がある。志水は、それを次のように指摘している。それは、「外国人学校」とは、「日本の教育制度のあり方に応じて社会的につくられた、おそらく世界でもユニークなカテゴリー」である。「戦前期には、さまざまなかたちでできあがっていた諸々の学校が、正系・傍系という軸で階層的・序列的に配置されていった。戦後成立した学校教育法によって、それらの多くが『正規の学校』というステータスを得た。」「外国人学校は、概ねそうした『非正規の学校』（＝『非1条校』）というカテゴリーに位置づく学校である」という指摘である（志水 2014：9-12）。

では、「非正規の学校」に位置付けられてきたいわゆる「外国人学校」は、高校無償化制度においては、どのように扱われているのであろうか。高校無償化法の具体的な運用を示した「施行細則」では、それらの学校を「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの」という言葉で表現し、制度の対象となる旨を次のように記載している。

- 四 各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの

²⁵ 第174回国会衆議院本会議録第10号16頁（2010年2月25日）より。

²⁶ 「社会権規約」第13条2(b)には、「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」と記されている。2010年3月12日、「高校無償化法案」の採決に際し、附帯決議が行われ、その中で「国際人権A規約における中等教育の漸進的無償化条項の留保撤回を行うこと」との項目が盛り込まれた。2012年9月11日、野田内閣（当時）は当該留保を撤回することを閣議で決定し、同日、その旨を国連事務総長に通告した。

- (イ) 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの
- (ロ) イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの
- (ハ) 文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるもの

このように、高校無償化制度の開始当時においては、「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの」という表現がされたものの、いわゆる「外国人学校」も、「非正規の学校」ではなく「正規の学校」と同じように、対象校となることが明記されていたのである。この点において、当初の高校無償化制度は、形式的には一定程度の「包摂」が達成されたものとして、画期的なものであった。実際に、「高等学校等就学支援金制度の対象として指定した外国人学校等の一覧」をみると、「(イ)の規定に基づき、文部科学大臣が指定する各種学校」(18校)、「(ロ)の規定に基づき、文部科学大臣が指定する団体」(4団体)、「(ロ)の規定に基づき、文部科学大臣が指定する各種学校」(20校)が高校無償化制度の対象となっている²⁷。各種学校に認定されているブラジル人学校や欧米系の学校、インターナショナルスクールなどには高校無償化制度が適応されている²⁸。他方、朝鮮学校は、「施行細則」(ハ)項を根拠に無償化制度の適用を申請したが、第二次安倍政権の指示(2012年12月28日)に基づき、就学支援金に関する施行細則は改定され、(ハ)項自体が削除されることによって(2013年2月20日)、2016年12月現在に至るまで、高校無償化制度から排除された状態が続いている。

こうした制度上の「排除／包摂」の違いが生じるのには、次のような背景があると考えられる。一方では、2000年前後から、内閣府を中心に進められてきた「外国高度人材受入政策の本格的展開」を背景としたインターナショナルスクールの公教育制度への積極的取り組みや、雇用の「調整弁」とされてきた日系南米人の特別なポジションとの関係で、ブラジル人学校の各種学校化が促されてきたという、日本政府の政策が存在する。これらを背景に、多くの「外国人学校」が高校無償化制度のなかに「包摂」されている。他方、「東アジアに残存する冷戦体制や小泉訪朝後の世論の変化を背景としながら、朝鮮学校は他の外国人学校からも明確に区別され、公教育制度から排除された状況が続いている」のである(比嘉・館 2014: 30-31)。

先に見てきたとおり、これまで、他国にルーツをもつ人びとが教育を受ける権利は、彼／彼女たちのうちの一定数が通学する学校が、「非正規の学校」である「外国人学校」として他者化されることを基礎に、排除・制限されてきた。しかし、高校無償化制度からの朝

²⁷ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm : 2016年12月8日アクセス)。

²⁸ 「高等学校等就学支援金制度の対象として指定した外国人学校等の一覧」を参照のこと(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm : 2016年12月8日アクセス)。

鮮学校の排除は、それとは異なるものであり、「排除」されるものと「包摂」されるものの区別がされたといえることができる。

では、なにが朝鮮学校への排除を継続させてきたのであろうか。そのことを明らかにするために、前項までにおいて確認してきた朝鮮学校の歴史を参照しつつ、「朝鮮学校排除の歴史的な特徴」について考察する。

まず、朝鮮学校の歴史的背景を振り返ってみよう。そもそも、多くの朝鮮人が日本に渡航し、彼／彼女たちをルーツに持つ人びとが、現在に至るまで日本に居住している背景には、朝鮮半島における日本による植民地政策の推進という歴史があった。そして、現存する朝鮮学校は、植民地時代、同化教育を受け、朝鮮語や朝鮮の歴史を学ぶことができなかった在日朝鮮人の子どもたちを対象として、植民地支配終結後に設立された「国語教習所」が起源となっていた。このように、日本の近代化の基盤である労働力として動員されてきた人びとが、同化主義政策による排除の克服として作ったものとして、朝鮮学校は歴史的に位置付けられる。

つぎに、このような起源を持つ朝鮮学校に対する価値観を、日本政府の対応の歴史と、無償化適用をめぐる言説から考察してみよう。朝鮮学校に対する日本政府の対応をみると、終戦直後の1940年代後半から1950年代にかけての、学校への弾圧・閉鎖という対応、1960年代における各種学校認可否認の動き、1970年代から1980年代にかけての、国家試験受験・大学受験否認の動きなど、一貫して朝鮮学校は被排除的な状況に置かれてきたと言える。こうした状況は、形式的にはではあるにせよ、今日にいたるまで段階的に「克服」されてきた。

しかし、昨今の高校無償化適用をめぐる日本国内の言説をみると、形を変えながら、排除は再生産されてきたことがうかがえる。朝鮮学校に対する高校無償化適用について、たとえば、下村博文文部科学大臣（当時）は、つぎのように発言している。

「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総聯と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました」「朝鮮総聯の影響は朝鮮学校にも及んでいるというのは、公安調査庁の見解でございます。公安調査庁は、朝鮮総聯の影響は朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいる、こういうふうに国会でも何度も答弁がございました」²⁹

「朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて学校教育法第1条に定める高校になるなどすれば現行制度の対象となり、また高校や他の外国人学校に在学する在日朝鮮人等は現行制度の対象となっているということを踏まえれば、差別に当たらないというこ

²⁹ 下村博文文部科学大臣記者会見録（2012年12月28日）

（http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1329446.htm：2016年12月8日アクセス）。

とは明確である」³⁰

このように、「拉致問題」と朝鮮学校結びつけたり、公安調査庁の見解をもとに朝鮮学校と朝鮮総聯の関係を問題視したりするなど、朝鮮学校への無償化適用を、治安に関する事柄として政府が位置付けていることがわかる。また、朝鮮学校が、学習指導要領に縛られた一条校化すれば、制度の対象となることが言及されるなど、同化をうながす言説も見られる。つまり、朝鮮学校に対する排除が形式的には一定程度克服されながらも、高校無償化制度の適用をめぐる、排除の価値観が再びわかりやすい形で露呈したのであるといえよう。

ここでは朝鮮学校に対する排除の今日の特徴の位置を明らかにするために、高校無償化制度からの朝鮮学校の除外に焦点を当て、考察してきた。無償化制度からの朝鮮学校の除外とは、排除の克服を目指したはずの制度の運用において、「排除されるもの」と「包摂されるもの」の線引きがなされてしまった出来事である。朝鮮学校の処遇を治安に関する事柄として位置付けたり、同化主義的な主張を織り込んだりすることによって排除がなされた一方で、他のいわゆる「外国人学校」に対しては、「有用」であるか否かといった経済合理的な視点に基づき包摂が部分的に達成された。高校無償化制度をめぐる排除と包摂は、表面的には相反する結果であるかのように見える。しかし、いずれも、日本において再生産され続けてきた植民地主義的なものの具現化ではないだろうか。

小括

本章では、在日朝鮮人形成の背景には、1910年の韓国併合に始まる日本による朝鮮半島における植民地政策の推進によって、多くの朝鮮人が日本に渡航した経緯があることを確認した。植民地支配期は終焉を迎えたが、戦後、日本に居住していた朝鮮人たちが、「外国人」として他者化されることによって、政治的排除を皮切りに、各種の社会保障制度の排除など、かつては「日本国民」として認められていた権利からの排除が生じた。

在日朝鮮人の教育をめぐる歴史も、日本による植民地政策の推進と深く関係していた。日本に朝鮮人が渡航してきた初期の頃には、多くの在日朝鮮人が教育を受けることができなかった。その後、在日朝鮮人の就学率は大きく増加した。しかし、教育の場への包摂を後押ししたのは、同化教育政策の推進であった。すなわち、就学するという形式的な包摂が達成された一方で、朝鮮語を習得したり朝鮮の文化を学んだりすることからは排除されたのである。

戦後設立された朝鮮学校も困難な状況に置かれ続けてきたが、形式的な排除は、段階的に一定程度ではあるが軽減されてきた。しかし、2010年に始まった高校無償化制度から、朝鮮学校は除外されるという排除が生じた。高校無償化制度は、教育に係る費用を社会的に負担し、教育の機会均等の達成と社会権の保障の実現を目標にしたという点において、社会包摂のための政策であると言える。ところが、いわゆる「外国人学校」のなかで朝鮮

³⁰ 下村博文文部科学大臣記者会見録（2013年5月24日）
（http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1335107.htm:2016年12月8日アクセス）。

学校は制度から排除されたのに対して、他の「外国人学校」には適応された。包摂を目指した制度において、排除されるものと包摂されるものの線引きがされたのである。その線引きの背景にあるのは、日本社会で再生産されてきた植民地主義的な価値観ではないだろうか。朝鮮学校の高校無償化制度からの除外は、治安に関する事柄と朝鮮学校を結びつけながら行われたことが、そのことを表しているといえよう。

第3章 調査概要

前章では、朝鮮人の日本への渡航の歴史と、在日朝鮮人に対する教育政策と教育状況の変遷を検討した。そこから明らかになったのは、植民地支配期において、朝鮮人に対する同化教育政策が推進されたが、その終結以後においても、新たに設立された朝鮮学校は被排除的な立場におかれてきたという歴史である。そして、朝鮮学校に対しては、現在も不平等な法制度が残存していたり、再びあからさまな形での排除が顕在化していたりする。

朝鮮学校を対象とした先行研究においては、排除／被排除の図式が前提となり、朝鮮学校に通学することの保障＝排除の克服として論じられがちであった。そうした議論においては、朝鮮学校へ子どもを通わせるということは、朝鮮人が朝鮮人としてのアイデンティティを構築するための選択として捉えられていた。

しかしながら、朝鮮学校に子どもを通わせている個々人が、実際にどのような現実に関われているのか、それをもって十分に説明することはできない。マクロな排除の現実がある一方で、朝鮮学校に子どもを通わせている個々人の具体的なレベルにおいて、排除との関係はどのように見られるのであろうか。朝鮮学校に子どもたちを通わせるという決定を選び取った保護者達は、それによって何を達成しようとしているのであろうか。その決定の背景には、どのような要因があるのであろうか。本章では、これらの問いを明らかにするために本研究で実施する調査の概要について説明する。第1節では調査設計として、調査目的と方法、調査に際して行った倫理的配慮を述べる。第2節では調査によって得られたデータの分析方法を述べる。最後に第3節で本研究における調査フィールドである「X朝鮮学校」の特徴を示す。

第1節 調査設計

第1項 調査の目的と方法

朝鮮学校に子どもを通学させている保護者の教育戦略を把握するために、彼／彼女たちにインタビュー調査を行った。調査期間は、2014年6月から2015年1月である。

インタビュー調査の目的は、つぎの2つに分けられる。ひとつは、朝鮮学校保護者の学校選択の実際を把握することである。それは、どのようにして朝鮮学校に子どもを通わせるに至ったのか、朝鮮学校に子どもを通わせるという選択をしたことによってどのような変化がもたらされたのか、そして、現段階においてどのような将来展望をもっているのかに関わるものである。もうひとつは、学校選択とポストコロニアルな社会的排除の関係を明らかにすることである。それは、ポストコロニアルな社会的排除の現実が個人の学校選択にどのような影響を与えているのか、あるいは学校選択がなにを含意しているのかに関わるものである。

調査対象者の選定は、次のように行った。調査フィールドに「X朝鮮学校」を選んだのは、これまで頻りに考察の対象となってきた在日朝鮮人の集住地域ではなく、散住地域に所在している学校であるという理由からである。散住地域に所在することによって、在日朝鮮人同士の日常的な接触は多くはなく、先行研究で指摘されていたように、集住地域よりも、個人化の力学が強く働いているという特徴を持っていると考えられる。「X朝鮮学校」の在校生たちの出身地は極めて広範囲に及んでいる。なかには、親元を離れて、学校にあ

る寄宿舎に入舎しながら通学している児童・生徒も存在している。

調査対象者は、「X 朝鮮学校」の教員に相談し、朝鮮学校に子どもを通学させている保護者の紹介を依頼した。調査対象者を、朝鮮学校に子どもを通学させている保護者に限定したのは、日本学校に子どもを通わせている在日朝鮮人は数多く存在しながらも、自ら名乗り出ていないにも関わらず、「在日朝鮮人」という言葉で彼／彼女たちを指し示し、他の日本学校の保護者たちとの差異を強調して同定することこそ、排除の再生産につながるのではないだろうかという倫理的な理由からである。

筆者は、本研究を構想し始めた 2010 年ごろから、「X 朝鮮学校」に頻繁に足を運んできた。それを通して、本研究の準備として朝鮮学校の様子を観察したり、調査を依頼するためのラポール形成を目指したりした。

インタビュー調査は、調査対象者である朝鮮学校に子どもを通わせている保護者 1 人ずつ、もしくは 2 人同時に（父母同席でのインタビュー）行った。父母両方に依頼したのは、ひとつの家庭の決定として、朝鮮学校に子どもを通学させるという結果に辿り着いたとしても、その決定の過程における考え方や将来の展望、父母それぞれが決定に与える影響の大きさには差異があり、インタビュー調査の中で、それらを調査対象者たちから聞くことができるのではないかと考えたためである。

質問項目は、先行研究における質問項目を参考に、本研究で明らかにしたいことに基づき事前に作成し、半構造化インタビューとして行った。実際には、事前に作成したインタビューガイドの順番通りに進んだことは少なく、調査対象者の語りに応じて、臨機応変に対応した。所要時間は、いずれの調査も 1 時間ほどであった。調査の場所は、調査フィールドとして設定した「X 朝鮮学校」の応接室や、訪問時に使用されていなかった部屋を使用した。調査内容は、調査対象者から承諾を得て IC レコーダーで録音すると同時に、適宜筆記によるメモを取った。

第2項 倫理的配慮

朝鮮学校に子どもを通わせている親たちに対するインタビュー調査を行うに際して、本研究では、いくつかの点で倫理的配に配慮をしている。在日朝鮮人のコミュニティは狭く、インタビュー内容の詳細や、調査日時、調査フィールドとして設定した学校などが特定されることによって、個人が特定されかねない。また、本研究実施当時、朝鮮学校に対する攻撃は極めて激しいものとなっていた。そのため、筆者は、個人が特定されることによって、調査対象者たちも攻撃にさらされる危険性があるのではないかという危惧を抱いた。調査対象者の中には、「個人の名前を出してもらっても全然構いませんよ」と明朗に話す人も複数いた。しかし、上記の理由から、調査対象者のプライバシーの保護を考え、本稿では、個人の特定がされないように記載している。

調査対象者たちそれぞれへは、インタビュー調査の趣旨を説明した。それとともに、聞き取った内容は学術的な目的以外には用いないこと、研究成果を論文・学会報告等で外部に公表する際は、個人が一切特定できない方法をとること、調査は自由な参加によること

を前提にしており、答えたくない内容を無理に話す必要はないこと等を書面³¹で示すとともに、より詳しい内容を口頭で説明し、理解を得た上でインタビュー調査に臨んだ。研究成果については、調査対象者に対して個別に提示する。

インタビュー内容をメモにとるとともに IC レコーダーに録音することについても、事前に口頭で説明し了承を得た。録音したデータは文字に起こし、逐語録としてまとめた。録音データは、内容の漏洩等を防ぐため本稿執筆後に消去した。

なお、その他の倫理的配慮については、筆者が所属している日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に従った。

第2節 分析方法

分析の対象とするのは、インタビュー調査で得られた録音データを起こして作成する文字テキストデータである。最初に、インタビュー調査の場で筆者が記述したメモを参照しながら文字テキストデータを読み返し、調査対象者の概要を表にまとめる。

その上で、調査対象者の教育戦略の全体像を把握するための分析を行う。まず、文字テキストデータの中から、インタビューガイドであらかじめ設定した質問をキーワードに、それに対応する発言を抽出する。そして、その発言の内容を要約し、マトリックス表に整理していく。

つぎに、教育戦略の中核をなす学校選択に焦点をあて、ポストコロニアルな社会的排除との関係においてどのような意味をもつのかを明らかにするための分析を行う。分析方法は、佐藤郁哉（2008）による質的データ分析法を参考にし、「事例：コード・マトリックス」を用いる。「事例：コード・マトリックス」では、横軸に事例、縦軸にコードを記入し、枠内に文章セグメント（意味内容ごとの文章切片）そのものや、その内容を要約した言葉を配置する。佐藤は、「事例：コード・マトリックス」を用いることは、「質的研究が陥りがちな、事例の特殊性にとらわれて一般的なパターンを見失ってしまう傾向や少数の事例に基づく過度の一般化を避ける上でも有効な手だてとなる」と述べている（佐藤 2008 : 59）。

実際に行った分析の一部を例として、具体的な手順を説明する。まず、文字テキストデータの中から、発言を意味内容ごとに「文章セグメント」として切り出し、学校選択に影響を与えた要因に該当する箇所を抽出した。それを、表 8 のようなフォーマットに記入した。

つぎに、文章セグメントに対するコーディングを以下の手順で行った。

① オープン・コーディング

文章セグメントに対して、コード（各々の内容を要約した小見出し）をつける作業であるオープン・コーディングを行った。これは、文章セグメントそれ自体の中からコードを立ち上げるという作業である。この作業に際しては、佐藤（2008 : 97）が提示しているオ

³¹ 巻末の「資料 1」を参照のこと。

オープン・コーディングにおける一連の問いを手がかりとし、それに対する答えにあたる言葉を、文章セグメントを基に導き出した。上記のフォーマットに記入した文章セグメントを例にすると、以下の通りである。

- ・ここでは何が起きているのか？
「長男が日本学校で子どもたちに、なじられている」
- ・その出来事は、どのような理由や原因によって起きているのか？
「日本学校の子どもたちは、長男は朝鮮語を話せて当然であると考えている。しかし、長男は朝鮮語を話せないから」
- ・登場人物はどのような事をしているのか？
「日本学校の子どもたちは、朝鮮語を話すように長男に求めたうえ、話せなかったことをおかしいと言った。長男は朝鮮語を教えることを父親に求めてきた」
- ・この人はどういう事を言っているのか？
「日本学校の子どもたちは、長男に朝鮮語を話すことを要求した」
- ・発言や行為の背景には、どのような意図があるのだろうか？
「朝鮮人は朝鮮語を話すことができるとして当然であるという考え」

以上のようなプロセスを経て、最終的に、この文章セグメントの内容を示すのに相応しい小見出しとしてのコードを、「朝鮮語を話すように長男に要求する日本学校の子どもたち」とした。

② 焦点的コーディング

つぎに、より抽象度の高い概念に置き換えていく作業である焦点的コーディングを行った。これは、いくつかのオープン・コードごとに概念的カテゴリーを生成する作業である。この作業に際しては、「ある現象の構造とプロセスを分析していくための枠組みとして提起された」、「パラダイム」という考え方を手がかりとした（佐藤 2008 : 108-109）。パラダイムの3つの構成要素（「条件」「行為／相互行為」「帰結」）に対する答えにあたる言葉を、抽象度の高い理論的な言葉で導き出した。引き続き、先に挙げた文章セグメントについて説明すると、以下の通りである。

- ・条件：現象の構造に関わる物。なぜ、どこで、どうして、いつそのような現象が起きているか。
「朝鮮人と日本人との関係において」
- ・行為／相互行為：現象のプロセスに関わるもの。上記のような条件の下で、誰（と誰）がどのような行動を、どのような形で取ったのか。
「日本人は、自分たちが考える“朝鮮人らしくあること”を朝鮮人に期待する」
- ・帰結：個人の行為や複数の人びとのあいだの相互行為が帰結として、どのようなことをもたらしたのか。
「結果的に、その期待に対する何らかの表現をとろうとする」

以上のようなプロセスを経て、より抽象度の高いコードを付与する作業と並行して、文章セグメント同士やコード同士の比較検討を行った。最終的に、類似する複数のオープン・コードを説明する概念的カテゴリーとして、「“朝鮮人らしくあること”への日本人からの期待」という焦点的コードを立ち上げた。

③ 「事例：コード・マトリックス」の作成と分析

横軸に事例、縦軸に焦点的コードを配置し、枠内にオープン・コードを記入し、「事例：コード・マトリックス」を作成した。焦点的コード間の比較、焦点的コードとオープン・コードの比較、オープン・コード同士の比較、事例同士の比較を行う、4つのタイプの継続的比較法を行った。第5章では、以上の作業を通じて整理されたデータをポストコロニアルな社会的排除との関係性において考察し、記述する。

表 8 コーディングの例

焦点的コーディング	オープン・コーディング	文章セグメント
“朝鮮人らしくあること”への日本人からの期待	朝鮮語を話すように長男に求める日本学校の子どもたち	まず、「[朝鮮学校に] 行きたい」って本人が。「なんで行きたいの?」って。「ただ楽しいだけだったら、絶対やめたくなるよ?寂しくなるし」って言ったら、やっぱりその子は名前が、[日本] 学校で、「お前、名前、普通と違うよね?」って言われたことがあったみたいで。で、「なんかしゃべってみて」とかって、1回言われたみたいで。クラスで。したら、わかんない。当然。朝鮮語でしゃべったことがないので、単語しか。それで、まあ、「しゃべれないのに、朝鮮人っておかしくねえ?」とかってなって。まあ、それで本人は、「ちょっと、言葉を教えて」とか。「単語を教えて」とか。という話から、たぶん、本人はちょっと意識が、長男はね。

第3節 調査フィールドの特徴

本研究の調査フィールドである「X 朝鮮学校」について、簡単に述べておく。学校が特定されることを避けるため、詳細については記載しない。

「X 朝鮮学校」は、初級部・中級部・高級部を併せ持つ学校である。全国各地にある他

の朝鮮学校と同様、戦後各地に作られた寺子屋式の「国語教習所」を起源に持つ学校である。1960年代に、地域の複数の「国語教習所」を集約して設立された。当時は、同一の都道府県内に複数の朝鮮学校があったが徐々に統合が進み、現在は、同一都道府県内に所在するのは「X朝鮮学校」のみである。「X朝鮮学校」は、校舎の新築に伴い数回移転している。

調査実施当時の在校生数は、初級部・中級部・高級部あわせて100名に満たない小規模な学校である。そのうち4分の1ほどの子どもたちが、親元を離れ寄宿舎に入舎しながら通学している。寄宿舎は、校舎とつながっている。寄宿舎に入舎している子どもたちの出身地は広範囲にわたり、他の都道府県から来ている者もいる。そのほとんどが、出身市区町村には、彼／彼女たちの一家以外に在日朝鮮人がいないという状況である。

「X朝鮮学校」の教員によると、経済的な事情から退学せざるを得ない児童・生徒もあり、在校生数は年々減少傾向にあるという。一方で、初級部1年次から入学する子どもだけでなく、途中で日本学校から転校して来る子どもたちも少なくない。

授業は原則的に朝鮮語で行われている。学校の中で交わされる言葉は、授業時間以外でも朝鮮語である。ほとんどの子どもたちが、家庭内で朝鮮語を日常的に使用する環境にはない。入学時に知っている朝鮮語は、アボジ（父親）、オモニ（母親）などの単語や簡単なあいさつ程度であるという。

第4章 朝鮮学校保護者の学校選択の実際

第1章第4節で提示したように、本研究における分析の視座として着目するのは、ブルデューらによる文化的再生産論の流れに立つ概念としての教育戦略である。教育戦略とは、各社会集団の再生産戦略の一環をなすものであり、当該社会集団の形式的・非形式的な遺産を受け継ぐのに相応しい行為主体を再生産しようとするものである。本研究では、学校選択を教育戦略の中核をなすものとして位置づける。ここでいう学校選択とは、「子どもを朝鮮学校に通わせる」ということである。

第1章第3節では、在日朝鮮人に対する排除を生み出す日本社会の特徴を検討してきた。さらに、第2章では、朝鮮学校に対する排除の歴史と現在的な特徴を検討してきた。在日朝鮮人はポストコロニアルな社会的排除にさらされているというマクロな現実が存在する。一方で、排除の克服は個人的な努力にゆだねられる傾向が強まっている。その両方を鑑みたととき、彼／彼女たちが朝鮮学校に子どもを通わせる選択をするということは、いかなることなのであろうか。

本章では、「X 朝鮮学校」の保護者を事例として取り上げ、彼／彼女たちの学校選択の特徴を明らかにしたい。以下では、第3章で提示した分析の方法と枠組みに沿って、調査対象者がインタビュー調査の場で語った内容を整理する。

なお、インタビュー調査の文字テキストデータの引用のなかで、前後の文脈に照らし合わせて内容的な補足が必要な箇所については〔 〕内に説明し、言葉の意味そのものの説明が必要な箇所については（ ）内に記述する。

第1節 調査対象者たちの特徴

第1項 調査対象者たちのプロフィール

まず、調査対象者による学校選択を明らかにする前に、彼／彼女たち自身のプロフィールを把握しておこう。表9は、本研究における調査対象者の特徴をまとめたものである。調査対象者7人は、世代的には、朝鮮半島から日本に渡航した最初の代の人びとから数えて2世(3人)または3世(4人)のいずれかである。調査実施当時の年齢は、40代前半(2人)、40代後半(3人)、50代後半(2名)であり、1950年代後半から1970年代前半に生まれた人びとである。朝鮮学校児童・生徒との続柄は、父親4人、母親3人であり、そのうち2組が夫婦である³²。

職業については、大きな特徴があった。それは、調査対象者は、在日朝鮮人同士の関係の中で職業的世界を獲得していたということである。調査実施当時の職業を見てみると、パチンコ会社役員、飲食店従業員、金融機関職員、その他企業の事務職員であった。パチンコ会社と飲食店のケースでは、調査対象者自身が経営、もしくは自身または配偶者の親が経営しており、近い親族以外との間で使用者／雇用者関係を結ばないという点において家族経営的な側面が高い職場であった。調査対象者自身が経営しているケースでは、親もしくは祖父母世代から受け継いだ仕事であった。金融機関に勤めているケースでは、い

³² 今回調査できなかったE、F、Gそれぞれの配偶者も、日本が朝鮮半島において植民地政策を推進したことを歴史的背景に日本へ渡航してきた人びとをルーツに持つ在日朝鮮人である。

わゆる民族系の金融機関であった。

表 9 調査対象者の特徴

ケース	児童・生徒との続柄	世代	年齢	調査対象者自身の学校経験	調査時の子どもの状況	子どもの居住状況
A (Bの夫)	父親	3世	40代後半	初級部1年生から高級部卒業まで寄宿舎に入舎し、朝鮮学校に通学。	・大学生 ・大学生 ・中級部生	寄宿舎
B (Aの妻)	母親	2世	40代後半	小学校1～5年生まで親元から日本学校に通学。初級部6年生から高級部卒業まで寄宿舎に入舎し、通学。		
C (Dの夫)	父親	2世	50代後半	小学校1年生から中学校卒業まで親元から日本学校に通学。高級部は寄宿舎に入舎し、朝鮮学校に通学。	・社会人 ・大学生 ・高級部生 ・高級部生	寄宿舎 (社会人の子どもは除く)
D (Cの妻)	母親	2世	50代後半	初級部1年生から高級部卒業まで親元から朝鮮学校に通学。		
E	父親	3世	40代前半	小学校1～2年まで親元から日本学校に通学。初級部3年生から大学卒業まで寄宿舎に入舎し、朝鮮学校に通学。	・高級部生 ・中級部生 ・小学生(日本学校)	寄宿舎 (日本学校に在学中の子どもは親元)
F	母親	3世	40代後半	初級部1年生から高級部卒業まで親元から朝鮮学校に通学。	・中級部 ・初級部	親元
G	父親	3世	40代前半	初級部1年生から高級部卒業まで親元から朝鮮学校に通学。その後、寄宿舎に入舎し、大学に通学。	・中級部 ・初級部 ・就学前児童	親元

事務職員として会社に勤めているケースでは、在日朝鮮人が経営している会社であり、在日朝鮮人の知人に紹介されて就労していた。一つの仕事のみ継続して従業している調査対象者以外では、以前の職業は、朝鮮学校の教員、朝鮮総聯の職員、在日朝鮮人が経営する会社の従業員などであった。

調査対象者の1家族ごとの子どもの数は2~4人である。調査実施当時、「X 朝鮮学校」に通学している子どもだけでなく、すでに高級部を卒業し、朝鮮大学校に進学したり就労したりしている子ども、あるいは、就学前の年齢の子どもがいる調査対象者もいた。

調査対象者の子どもたちの居住状況に注目してみると、調査実施当時、子どもを朝鮮学校に親元から通わせている保護者が2人(2家族)、寄宿舎に入舎させたうえで通わせている保護者が5人(3家族)であった。親元から子どもを通学させている保護者は、朝鮮学校所在地と市区町村レベルで同一の行政区域内に居住していた。他方、寄宿舎に子どもを入舎させている保護者は、市区町村レベルで異なる行政区域内に居住していた者に加え、都道府県レベルで異なる地方自治体に住んでいる者もいた。このことが示すように、「X 朝鮮学校」に通学する児童・生徒の出身地は、かなり広範囲にわたっているのである。

第2項 調査対象者たちの学校経験の外形的特徴

調査対象者たちに共通していたのは、最終学歴が高級部(5人)か大学校(2人)かの別はあるにせよ、皆が朝鮮学校の卒業生であるという点である。

しかし、朝鮮学校への入学の時期は異なっていた。調査対象者たちのうち4人が就学年齢に達するとともに朝鮮学校(初級部)へ入学していた。他の3人は、いわゆる日本学校に通学したのち、朝鮮学校に転校していた。その時期は、初級部3年生への進級時、初級部6年生への進級時、高級部への進学時とまちまちであった。

調査対象者たちの学校経験の外形的特徴を、2つの側面から分類してみよう。ひとつは、通学した学校の種類、すなわち朝鮮学校に通ったか否かという区別である。もうひとつは、居住形態、すなわち親元から通学したか、それとも寄宿舎に入舎して通学したかという区別である。この側面から区別すると、ある時点において通学している学校の種類と居住形態は、以下の3つのパターンに集約される³³。

- 1) 就学年齢に達すると朝鮮学校に入学し、親元から通学。
- 2) 就学年齢に達すると朝鮮学校に入学し、寄宿舎に入舎して通学。
- 3) 就学年齢に達すると日本学校に入学し、親元から通学したのち、寄宿舎に入舎して朝鮮学校へ通学。

日本学校から朝鮮学校への転校を経験した3人には共通点があった。それは、朝鮮学校に入学すると同時に、親元を離れ寄宿舎に入舎するという居住形態の変化も経験していたという点である。これらの調査対象者のケースでは、朝鮮学校に通うためには親元を離れて寄宿舎に入舎しなければならないという地理的な条件にあったのである。初級部1年次

³³ 寄宿舎に入舎して日本学校に通学したという「第4のパターン」も区分上は想定されるが、そのような学校経験をもつ調査対象者はいなかった。

から高級部卒業まで朝鮮学校に通学した調査対象者たち 4 人のうち、3 人は入学から卒業まで親元から通学しており、1 人は入学から卒業まで寄宿舎に入舎して通学していた。

調査対象者の中で、日本学校から朝鮮学校への転校を経験した者がいたが、朝鮮学校から日本学校への転校を経験した者はいなかった。また、親元から寄宿舎へと居住形態が変化した者がいたが、寄宿舎から親元へと変化した者はいなかった。7 人の調査対象者たちの内、4 人が寄宿舎への入舎経験があった。

第2節 調査対象者たちの学校選択

ここからは、調査対象の学校選択の特徴について記述していく。まず子どもたちの学校経験の外形的特徴を整理する。そのうえで、どのようにして子ども朝鮮学校に入学させることになったのかに関わること、入学後の変化や朝鮮学校における教育への思い、将来の展望など、インタビューで得られたデータを整理し、学校選択の実際を明らかにしていく。

第1項 子どもたちの学校経験の外形的特徴

表 10 は、調査対象者の子どもたちの就学状況と居住形態を、「日本学校に通学中か／朝鮮学校に通学中か」、「親元から通学しているか／寄宿舎に入舎して通学しているか」に整理したものである。

表 10 調査対象者の子どもたちの教育経験と居住形態の変化

	初級部・小学校	中級部・中学校	高級部・高等学校	大学・大学校等
A・B 夫婦 の子ども たち				→
				→
	→			
C・D 夫婦 の子ども たち				→
				→
			→	
			→	
E の子ども たち	→	→	→	
	→	→		
	→			
F の子ども たち		→		
	→			
G の子ども たち		→		
	→			
就学年齢前の児童				

注) 点線部分＝日本学校に通学した期間、実線部分＝朝鮮学校に通学した期間、白色部分＝親元に居住していた期間、灰色部分＝寄宿舎に入舎していた期間、縦波線＝調査実施の時点

学校種別と居住形態の別で見ると、寄宿舎に入舎させながら朝鮮学校に通学させている調査対象者が4人(2家族)、親元から朝鮮学校に通学させている調査対象者が2人(2家族)、寄宿舎に入舎させながら朝鮮学校に通学させている子どもと、親元から日本学校に通学させている子どもの両方がいる調査対象者が1人(1家族)であった。

調査対象者の子どもたちのなかには、日本学校から朝鮮学校への転校を経験している者が1人いた。このケースでは、子どもたち3人のうち第一子と第二子は、日本学校通学後に朝鮮学校に転校するという経験をしていた。それに伴って、親元を離れ、寄宿舎に入舎するという居住形態の変化も経験していた。第三子は、調査実施当時、調査対象者と同居しながら日本学校に通学していた。他の6人(4家族)の調査対象者の子どもたちは転校の経験がなく、朝鮮学校のみに通学していた。

このように調査対象者たちは、調査を実施した時点において、「朝鮮学校に子どもを通わせている保護者」であるという点では共通していながらも、そこに至るまでに子どもが日本学校から朝鮮学校へ転校したり、複数人いる子どもの間で通学している学校が朝鮮学校／日本学校と混在していたりする場合もあった。このことは、学齢期の子どもを持つ在日朝鮮人の保護者を、「朝鮮学校に子どもを通わせている者」「日本学校に子どもを通わせている者」のいずれかの立場に明確に分けることはできないことを示している。この立場は流動的なものである。時間の経過の中で他方の立場へ変化したり、あるいは、ふたつの立場が混在したりする場合もある。

調査対象者の子どもたちの学校経験と居住形態を整理すると、調査対象者と同様に、大きく以下の3パターンに集約される。

- 1) 就学年齢に達すると朝鮮学校に入学し、親元から通学。
- 2) 就学年齢に達すると朝鮮学校に入学し、寄宿舎に入舎して通学。
- 3) 就学年齢に達すると日本学校に入学し、親元から通学したのち、寄宿舎に入舎して朝鮮学校へ通学。

調査対象者自身の学校経験と、彼／彼女たちの子どもたちの就学状況を照らし合わせてみると、朝鮮学校で教育を受けるという点において同一の経験を有していながらも、寄宿舎入舎経験の有無や、日本学校在籍経験の有無などについては、完全に同一の経験をしているわけではないということ明らかとなった。しかし、このあと論じるように、調査対象者自身の学校経験は、自身の子どもたちの学校を選択することに影響を及ぼしていた。

第2項 学校選択の経緯

「お子さんを朝鮮学校に通わせることになった経緯について教えてくださいか」という筆者の質問に対して、子どもが修学年齢に達すると同時に朝鮮学校に入学させた調査対象者たち6人は、子どもを朝鮮学校に通わせることに特別な理由はないと答えた。例えば、「これね、よく聞かれるんだけどね、特に〔理由は〕ない」(A)、「自然に」(D)、「これと言って特別な経緯というものなくて」(F)と語ったように、朝鮮学校以外の学校に子ども

を通わせる選択自体を想定すらしていなかったかのようである。この点は、調査実施時点において、子どもたちを寄宿舎に入舎させて朝鮮学校に通わせていた調査対象者たち（A、B、C、D）も、子どもたちを親元から朝鮮学校に通わせていた調査対象者たち（F、G）も同じであった。

現在、日本には在日朝鮮人の通学先として朝鮮学校以外の学校も存在し、形式的には学校選択の余地があるかのように思われる。しかし、調査対象者たちは、子どもを朝鮮学校に通わせるか、それとも日本学校に通わせるか、あるいはそれ以外の学校に通わせるかなどと悩んだ末に朝鮮学校に通わせるという選択をしたわけではないと語った。調査対象者たちにとって、子どもを朝鮮学校に通わせるということは、主観的には「あたりまえ」の学校選択であるかのように捉えられていたのである。彼／彼女たちは、当然のように第一子を初級部入学の時点から朝鮮学校に通わせており、それに続いて、第二子以降の子どもたちも朝鮮学校に通わせていた。

ここでいう「あたりまえ」には、保護者自身も朝鮮学校に通ったので、子どもを朝鮮学校に通わせることは「あたりまえ」であるという含意がある。

A：そうです、小学校一年生から寮に入って。その頃、うちは小さい頃から、「お前は朝鮮学校に行くんだよ、当然、朝鮮人だから朝鮮学校行くんだよ」って〔親に〕言われてここに入って、育て。自分も結婚して子どもができて、学校に当然入れる時になるとこの学校がまだあったので、今でもありますけど、そこはもう普通に。だから日本学校に行くっていう選択肢がそもそもないんです。基本的に。

では、子どもが就学年齢に達した当初は日本学校に通わせ、後に朝鮮学校に転校させるという選択をした調査対象者（E）の場合はどうであろうか。この調査対象者の場合には、就学年齢に達した時点ですべての子どもたちを朝鮮学校に入学させるという決定をした調査対象者たち6人と比較すると、子どもの転校があるという外形的な点は異なる。

しかし、子どもを朝鮮学校に通わせることを当初から想定していたという点は、他の調査対象者たちと同様であった。「お子さんを朝鮮学校に通わせることになった経緯について教えて頂けますか」という筆者の質問に対する応答は、次のとおりであった。

E：そもそも、僕も嫁もこの学校の出身者なので、まあ、いずれ行くだらうなとは思ってました。ただ、タイミングね。まあ、親元を離す、どのタイミングで離すか。

子どもを朝鮮学校に通わせる想定をしていたことの理由として語られていたのは、調査対象者もその配偶者も朝鮮学校の出身であるということであった。自分が朝鮮学校に通ったので、子どもも朝鮮学校に通わせるということが想定されていたのである。

しかし、それは修学年齢に達するとすぐにではなく、「いずれ」であり、「どのタイミングで」子どもを朝鮮学校に入学させるかということは検討すべき事項であった。その背景の一つには、調査対象者が置かれた地理的条件があった。続く第3項において、他の調査対象者たちのケースも検討しながら、その点について整理していく。

第3項 地理的条件の影響

本研究において特徴的な事柄は、調査対象者たちのうち朝鮮学校から遠く離れた所に住んでいる人びとが複数いるということである。つまり、親元から子どもを朝鮮学校に通わせることは不可能であり、朝鮮学校に通わせるためには子どもを寄宿舎に入舎させる必要がある。

そのような条件におかれていることは、子どもを朝鮮学校に通わせることに困難を与える要因となっていた。そのことが最も端的に表れていたのが E のケースである。この調査対象者のケースでは、子どもを親元から朝鮮学校に通わせることは地理的な条件から不可能である。朝鮮学校に通わせるためには、子どもを寄宿舎に入舎させ、親子が別々に暮らさなければならない。そのことは、「小学校 1 年生から親元を離すのはちょっと、親が耐えられなかったですね。寂しくて」(E) というように、心理的な負担をもたらす困難な選択として考えられていた。

E : やっぱり親元から離すのが、一番ちょっと。不安要素がちょっと高かったかもしれない。これがたぶん、[仮に] ○○³⁴に住んで通わすとかだったら、もっと楽に、早い段階で送ってたかもしれないし。

この発言からは、地理的な条件が子どもを朝鮮学校に通わせることを困難ならしめているということがわかる。逆に寄宿舎へ入舎させずに親元から通学可能であるならば、就学年齢に達した時点で子どもを朝鮮学校に通わせることが想定されてもいたのである。

では、就学年齢に達した時点で、子どもを寄宿舎に入舎させていた他の調査対象者たちは、地理的な条件をどのようにとらえていたのだろうか。それらのケースでは、例えば、次のような語りがあった。

D : でもそのこと [子どもを寄宿舎に入舎させなければならないこと] によって、2人でなんかやっぱり近くの学校がいいとか、そういうのを話した記憶はないんですね。

これは、寄宿舎に子どもを入舎させることを主観的には「あたりまえ」であるかのように考えていたことを示すものである。また、これと類似するものとして、次のような語りもあった。

A : 僕も寮だったから、小学校 1 年生から寮だったから、その自分の子どもを寮に入れるっていうこと自体もそんなに抵抗は。

この語りは、一見すると、調査対象者自身が寄宿舎に入舎していたので、同じように子

³⁴ X 朝鮮学校が所在する市区町村名。

どもを入舎させることを「あたりまえ」であるかのように考えていたことを示すものであるかのようなものである。しかし、「そんなに抵抗は」というフレーズは、子どもを小学校 1 年生の頃から寄宿舎に入舎させることに抵抗感を抱く人びとがいることを示唆するものである。実際に、そのような人びとがいることを、複数の調査対象者たちが語っていた。

また、「もちろん寂しい思いをするっていうのも分かってますよ、自分も同じ経験をしているので」(A) という語りもあり、自分が寄宿舎に入舎していたからこそ、その経験と照らし合わせることで、子どもに心理的な負担をもたらすのではないかと危惧するという複雑な思いを抱いていた。

子どもが就学年齢に達したときから一貫して親元から朝鮮学校に通わせている調査対象者たちからも、寄宿舎に子どもを入舎させることに関する語りがあった。

G : ○○³⁵で自分が [例えば] △△³⁶に住んで、小学校 1 年生から寮に入れるかって言ったらそれはたぶんなかったと思うんですよ。やっぱり 1 年生から親元離して、やっぱりそれはすごい迷ってたと思うんですよ。

この発言からは、仮に寄宿舎に子どもを入舎させなければならない地理的条件であったならば、そのことは朝鮮学校に子どもを通学させることを阻害する要因になり得たかもしれないということがうかがえる。続く語りの中で G は、親元から通わせることができる環境であることを、「だからいろんな意味で環境も良かったのかな。だからほんとにそんな迷うこともなく、もう先に言ったように自然な流れだったのかなと思いますけど」(G) と語っており、無前提的に「あたりまえ」のように子どもを朝鮮学校に入学させたわけではなく、条件が揃っていたから「あたりまえ」のように入学させることが可能ならしめられていたのである。

子どもを親元から朝鮮学校に通わせているケースのなかには、その状況は所与のものではなく、選択によって作り出されたものであるケースがみられた。F のケースでは、第一子が就学年齢に達したときに、F の配偶者が他の都道府県に 2 年間転勤する必要が生じたという。

F : その時、上の子が小学校に入る時に○○³⁷に転勤で行っていて、[子どもを X 朝鮮学校に通わせるならば] [F の夫が] 単身赴任になっちゃうので日本学校にしようかどうかとかいって一応考えはしたんですけども。いつかは [朝鮮学校に] 入れたいので、じゃあ最初から入ったほうがいいんじゃないかということで、何も考えずにという感じですね。

上記の語りにあるように、一家が離れ離れになることを避けるために転勤の期間のみ子どもを日本学校に通わせることも選択肢の一つとして考えられた。これは、「単身赴任とな

³⁵ X 朝鮮学校が所在する都道府県名。

³⁶ X 朝鮮学校から遠く離れた市区町村名。

³⁷ X 朝鮮学校が所在する都道府県とは異なる都道府県名。

った時にやはり子どもと離れたくないから、そこで日本学校に通わせるのもアリかなという話は出ましたが、学校がどうかだからというのではまったくなかったですね」(F)というように、考えたのはあくまでも子どもと離れるか否かという点であり、教育内容等について迷ったわけではなかったという。結果的にFの夫のみが単身赴任という形で転勤先に残り、Fは子どもたちとともに元々居住していた「X 朝鮮学校」の近くに戻ってくるという選択をした。その結果、子どもが就学年齢に達すると同時に親元から朝鮮学校に通学させるという状況が作り出されたのである。

もうひとつの選択肢として、子どもを寄宿舎に入舎させるということも可能性としては考えられたのではないだろうか。その点についての筆者との応答は次の通りである。

*：逆にその時に例えばお子さんだけこっち側の寄宿舎に入れてみたいなことは考えられなかったんですか？

F：ないですね。主人も本当に小さい時から寄宿舎に入っていて、兄弟なんて1年生から入ってたみたいなんですけど、「自分たちは楽しかった」ってすごく言うんですよね。「楽しくて、全然寂しい思いもしたことないし」って言うんだけど、いざ自分の娘ってなると「無し」って言ってました。

この発言からは、寄宿舎に入舎経験があるFの夫自身にとって、子どもの立場を考えた時、子どもを寄宿舎に入舎させることは避けるべき事柄であると考えられていたことがわかる。その状況になることを回避するために、Fの夫が単身赴任になることが選択されたのであった。

外形的な特徴だけをみるならば、親元から子どもを朝鮮学校に通わせている調査対象者たちの方が、寄宿舎に子どもを入舎させている調査対象者たちよりも負担が少ない条件にあるかのように見える。しかし、そのような状況は選択によって作り出されたケースもあり、朝鮮学校に子どもを通わせようとする保護者たちにとって、地理的条件は大きな影響を及ぼすものであるということがわかった。

子どもを親元から離すことは、寂しさという心理的な負担だけではなく、環境が大きき変化することが子どもにとって負担になるのではないかという心配でもあった。

*：やはり寮に入れられるということで、悩まれました？

B：いや。やっぱり、あの一、その当時、うちの長男がここに1年生に入ったときに、寮が1年生うちの息子だけだったんですよね。まあもちろん先輩のお兄さん達とかお姉さん達とかは結構いたんですけど、あの当時はまだ。それでもやっぱり1年生1人でやっぱりこう夜も、今まで私と一緒に寝てたのが、夜も今度誰か違うお兄さん達とかと一緒に寝ることになるわけなので。

*：ええ。そうですね。うん。

B：やっぱり病気〔になったときの対応〕のこととか、そういうのがやっぱり一番心配でしたね。だから、そのときに、あの一、その当時の校長先生にお願いして、とにかく寮母さんを1人入れてくださいってということでお願いしたら、あの一、

入れてくださったので。うちの子ども 1 人しかいない。入れてくださったので、まあそれも本当にありがたかったですし。

*：ええ。そうなんですネ。

B：ええ。

*：では、そこのあたりがもし仮に、何て言うんでしょうかね。解決しなければ、日本の学校に通わすというのはなかった。

B：それはなかったです。たぶん私が、当分の間は〇〇³⁸にいたんだ、いることになるっていう感じ。

地理的な条件のために子どもと離れなければならないということは、日常的に子どもの面倒を見ることができない状況に置かれるということであり、さまざまな不安を抱かせることとなっていた。その場合、負担が軽減されたと保護者自身が思えるような何らかの手段が取られる必要があった。

これらの語りを総合して考えるならば、最初は親元から日本学校に通わせた後に寄宿舍に入舎させて朝鮮学校に通わせた E のケースは、他の調査対象者たちとは異なるものではなく、保護者なりの心理的負担を軽減する工夫としての子どもを寄宿舍に入舎させる時期を先に延ばすということであったと考えられる。

第4項 学校選択の決定者

子どもたちの学校は、誰によって決定されていたのであろうか。例えば、「私と主人だけですネ」(F) というように、いずれの調査対象者においても、子どもを朝鮮学校に通わせる決定に参加したのは、調査対象者夫妻のみであると主観的には捉えられていた。決定に際して、夫妻間で表立った意見の対立は見られなかったという。

B：それは、あの一、決定っていうより、私達もう結婚して子供ができた時点で、入れるっていうことは、もう家族のなかで暗黙の了解としてもうあったので。

決定者が誰かという点から言うならば、保護者夫妻のみがその最終的な決定権を持っている。また、「決定」とはいつても、そもそもほとんどの調査対象者たちが、朝鮮学校に子どもを通わせるか否か悩んだ末に決めていたわけではないので、「決定」という言葉で表現されるような行為をしたとは認識されていなかったようである。例えば、「全然〔決定したというわけではなく〕、なんかそういうのは自然に」(D) という発言があった。夫も妻も朝鮮学校の卒業生であり、第2項で見てきたとおり、子どもを朝鮮学校に通わせることを「あたりまえ」であるかのようにとらえていたことと合致する内容である。

第5項 周囲の人びとの影響

では、子どもを朝鮮学校に入学させる際に、周囲の人びとからの影響は主観的にはどの

³⁸ X 朝鮮学校が所在する市区町村名。

ようなものとして捉えられていたのであろうか。いずれの調査対象者たちも、調査対象者夫妻以外の家族成員や親族、あるいは家族以外の周囲の人びとの意見が、学校の選択に影響を及ぼすことはなかったと語った。

*：何かご両親ですとかご親戚の方とかお友だちとかで、何かアドバイスなどはあったんですか？

F：まったくないですし、たぶんお互いの両親も日本学校に入れるなんて思ってもない感じだと思います。当然な感じで。なので私も相談はもちろんしませんし、あっち側からもどうするのとかはなかったですね。

この会話からは、朝鮮学校に子どもを通わせるという選択が、直接の決定者である保護者夫妻だけでなく、家族内でも（少なくとも表面上は）「あたりまえ」のものと捉えられていたことがわかる。また、前項で述べたように、子どもの学校を決めるということ自体に対して、保護者夫妻が非常に大きな決定権を持っていたので、周囲がどのような意見であったとしても、決定に大きな影響を及ぼすものとは主観的には捉えられていないということでもある。家族成員との関係については、次のような語りもあった。

B：うちの主人の妹も全部ここの学校出てるんですよ。で、おじいちゃんもこっこの総聯系のお仕事をしてた方なので、何か知らないですけど、もうウリハッキョ³⁹に入るっていうことが、もうあたりまえのようになってたので。だから、別に反対とかそういうのはなかったです。

この発言からは、朝鮮学校に子どもを通わせることが、世代間で継続されており、家族の中でいわば習慣的なものとして行われてきたということがうかがえる。

一方で、学校の選択に決定的な影響を及ぼすことはなかったが、朝鮮学校に子どもを通わせることを不安視する意見が周囲の人びとから表明されたこともあった。そのひとつは、朝鮮学校に通わせることそのものに対する意見である。

*：えー、まあ、お子さん本人とで、まあ、お話しされたということでしたが、その、朝鮮学校に、えー、行くという選択するとき。まあ、いろいろな意見というのはあったんですかね？

E：あ、周りから、そうですね、両親からは、まあ。

*：はい。

E：まあ、この学校の状況も知ってたので。人が少ないなかに送って。大丈夫かと。卒業して働き口とか大丈夫とか。日本の高校をちゃんと出て。高卒、資格もね、ここ（朝鮮学校）だと（高校卒業の資格が）ないので。そういうのも含めて考えてあげたほうがいいんじゃないかと。

³⁹ 우리 학교 (=私たちの学校)。在日朝鮮人たちは、愛着を込めて朝鮮学校のこと「ウリハッキョ」という。

この会話は、朝鮮学校に子どもを入学させることについて、児童・生徒数が少ないという学校の状況についての不安や、卒業後の就職先に関する不安や高等学校卒業資格が得られないことなど朝鮮学校が一条校としてみなされないことで生じている排除の現実について、調査対象者の親が不安を抱いていたという語りである。

もうひとつ語られたのが、寄宿舎に入舎させることについての意見を言われたというものである。

A : よく寮に入れたねって言われたりした。その寮に入ってたもの凄く寂しい思いがやっぱり嫌で、子どもにその思いはさせたくないって。昔はもうちょっとでも離れたら直ぐ全部、寮に入れちゃって、本当に〇〇⁴⁰の子だけが通いで来てたんですけど、今はちょっと地方にいとやっぱり寮に入れるのが嫌だっていう。

B : やっぱりいろんな人達が、やっぱりそこまでなくても、寮に入れなくても、別に日本学校入れたらいいんじゃないっていう方も本当いますし、〇〇⁴¹なんかは、ほとんど、あのー、今のもうみんな大学卒業してる子達ばかりですけど、あの、ほとんど日本学校に行っていました。

G : やっぱり1年生から親元離して、やっぱりそれはすごい迷ってたと思うんですよ。うちの先輩何人か〇〇⁴²の、いるんですよ。1年生から入れてる子もいるし。自分が今△△⁴³なので、自分たちの小学時代というのは全国にどこでも寄宿舎があって、もう寄宿舎に何十何百人がいた、そういう時代だったんですけど。今やっぱり全国的に見ても1年生から寄宿舎に入れてるってほんとに稀で。

調査対象者たちが子どもを寄宿舎に入舎させたことへの意見は、周囲の同年代の在日朝鮮人たちから言われたものであったという。この発言からは、子どもを小さい頃から寄宿舎に入舎させなければならないということは、調査対象者の周囲の在日朝鮮人たちにとって、朝鮮学校に子どもを通わせることを阻害する要因のひとつとなっていることが伺える。しかし、このことは子どもを朝鮮学校に通わせることに肯定的な人びとが周囲に少ないことを示すものではないと筆者は考える。なぜならば、子どもを朝鮮学校に入学させることを「あたりまえ」のことであると考えた人びとは、「あたりまえ」であるゆえにあえてそのことについて言及をすることはほとんどないのではないかと思われるからである。

いずれにせよ、周囲の人びとから朝鮮学校に子どもを通わせることを心配したり躊躇したりする意見を投げかけられても、調査対象者たちは子どもを朝鮮学校に入学させるという決定をしていたのである。

40 X 朝鮮学校が所在する市区町村名。

41 B が居住する市区町村名。

42 G が居住している近くにある他の市区町村名。

43 G が居住する市区町村名。

第6項 排除の現実の中で朝鮮学校に通学させることへの思い

第1～2章で検討したように、朝鮮学校に対する排除は、歴史的にだけでなく、現在においてもポストコロニアルなものとして形式的・非形式的両面において見られる。そのような状況のなかで、子どもたちを朝鮮学校に通わせることを、調査対象者たちはどのように考えているのであろうか。

B：あのころ（子どもを朝鮮学校に入学させた当時）はね、こんなにね、すごい問題なのかなって、私自身がわからなかったんですよ。だから、そんなことは何も考えずに入れましたし、今入れてみて、別に日本の方達が何かわあわあわあわあ騒いでるだけで、私たち、はっきり言ってあまりね。それは、無償化はちょっと腹は立ちますよ、はっきり言わせていただいて。だけど、もうそれ以外はね、私達たち別に、あの一、税金払ってないわけじゃないですし。日本の人と同じ待遇をしていただいてあたりまえだと、私は思うんですよ。同じことをしてるわけだから。選挙権はいらないですけどね。はっきり言って、あんなのはいらないですけど、あの一、そういう福祉だったり、その学校の問題だったり、なんでって思うじゃないですか。

調査対象者たちからは、朝鮮学校に対する排除の現実があることは、子どもたちを朝鮮学校に通わせるうえで考慮はしなかったことが語られた。これまで見てきたように、調査対象者たちは子どもを朝鮮学校に通わせることを当然のこととして語っていた。排除の現実があったとしても、それは揺るがないものであったのである。しかし、自分たちにとって「あたりまえ」のことをしているに過ぎないにも関わらず、子どもを朝鮮学校に通わせるなかで、高校無償化制度からの除外のような朝鮮学校に対する制度上の排除に直面し、不平等な扱いを受けていることに憤りを覚えていたのである。

排除の現実には、朝鮮学校に対する制度上のものだけでなく、個々の日常的な生活の次元においても見られるものである。そのことについてはどのように考えているのであろうか。

F：たぶんそんな状況の中で日本学校に通わしちゃったらもう、もう何も残らないと思うんですよ。すべて否定され、自分で自分を否定しちゃった感じがするので。そういう状況であればあるほど、きっと行かせるんじゃないかなとは思いますがね。下の息子がランドセルの背中のところには北朝鮮の旗をピッと、バッジをつけてるんですよ。みんながよく、「地下鉄でやられるぞ」とかっていう話をしています。でもまあ、それがたぶん日本学校に行ったらほんとにやられるだろうし、気持ちもね。そこに逃げちゃうっていうか、そうしちゃったらもうそうっちゃうから、もう絶対。であればあるほど、そういう状況であればあるほど、自分を守るのはたぶん日本学校じゃなくて朝鮮学校だと思うので。

朝鮮学校に子どもを通わせるということには、日常生活のなかで物理的なものを含む攻

撃を朝鮮学校の外の人びとから受ける可能性が付きまとう。しかし、日本学校のなかで朝鮮人であろうとするならば、学校のなかにおいて攻撃を受ける可能性がある。日本学校の中では、子どもは自分で自分を守るしか術がなくなってしまう。だが、朝鮮学校は、子どもたちが守られる場所であり、自分を否定せずに子どもたち自身が自分を守ることができる場所であることが語られた。これまで見てきたように、調査対象者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることを「あたりまえ」のことであるかのように語っていた。しかし、日常的に攻撃を受けることとの関係において考えた場合、朝鮮学校に通わせることは、より積極的な選択として意味付けられるものであることが語られたのである。

排除の現実のなかで朝鮮学校に子どもを通わせることは心配であるが、子どもたちにとっては、朝鮮学校に通うからこそ排除の意味がわかるということも語られていた。

E : 不安っていったら、まあ、ねえ、まあ、ここは少ないですけど、〇〇⁴⁴とか見たら。通学中にチョゴリ切られたりとか。そういういたずらがね、そういうのにしたらすごい大変なことなんだよなと思うけど。でも、やっぱり、朝鮮人なんで。どうしても、日本の社会にいても、朝鮮人だから。日本の学校に行ってもね。であれば、まず、知ること知ってさ、大人になったときに選択できるようになればいいかな。

A : その中でやっぱりそういうことを通じて朝鮮人社会にいた方が、なんていうんだろうな得っていうのはちょっと違うんだけども。朝鮮人であることがメリットとかそういうことはまたちょっと違うんだけども。うん。学校でこのコミュニティにいた方が、いるのが自然。

* : はい、うん。

A : ただ逆風は当然、常にいつの時代でも吹いてるわけです僕らの時もそうだったし。でもそれを押してでもいる価値は、このコミュニティにいる価値はあるし、ここにいるからこそその逆風の意味は分かるんです。

* : はい。

A : 多分、今、ネトウヨとかよく言われてるじゃないですか。ああいう子たちって僕らが思ってるほど朝鮮人を嫌ってるとか韓国人を嫌ってるとか中国を嫌ってるとかっていうんじゃないと思うんですよ、周りの話を聞いてると。ようするに周りの大人が言ってるから、ニュースで言ってるからっていうぐらいのものなんですよ。じゃあその歴史をちゃんと本当に分かった上でってやっちゃうと、普通に考えたら言えないんですよ。どこの国だっていろんな歴史があるんだから、それを上げ足とるみたいにしてあいつらがなんて普通は言えないです。だから僕らだってその侵略の歴史を教わるわけですよ。

⁴⁴ X 朝鮮学校が所在する場所とは異なる具体的な地域名。

第7項 学校選択の影響

1. 朝鮮学校に通わせることで実感している効果

調査対象者たちは、子どもを朝鮮学校に通わせることで、自身やその子どもたちにはどのような影響がもたらされたと認識しているのでしょうか。朝鮮学校に子どもを通わせることによって、教育効果が実感できていることがすべての調査対象者たちから語られた。その一つが、自立性や社会性が養われたり、生活力が身に付いたりするなどの効果である。

朝鮮学校では挨拶ができたり敬語を適切に使うことができたりするなどの、礼儀作法がしっかりと教えられており子どもたちはそれを身につけていると調査対象者たちに実感されているということがわかった。それは、朝鮮学校における人間関係のあり方に関係したものであった。

B：やっぱり、あの一、団体生活っていうのがとてもよかった。させることによって、やっぱり子ども達のすごい成長も見られたし、よかったなと思います。で、やっぱりね、うちの学校というのは、まだまだ縦社会だから、その、上の人に対する礼儀とか、そういうのはすごく厳しいので、そういう面では、だから、誰に会っても必ず子ども達あいさつちゃんとしませすし。そういうところはやっぱり、あの一、親が教えなくても、自然と先生達が教えてくれるし、先輩達が教えてくれるし。そういう面では、教えなくても、親が教えなくてもちゃんとやってくれるという、そういう礼儀作法って一番大事な部分なので。

この発言からは、朝鮮学校における人間関係のあり方がうかがえる。それは、「団体生活」「縦社会」というフレーズで表現されていた。礼儀作法の習得は、このような人間関係のあり方の中で「自然と」教育されているものとして捉えられていることがうかがえる。こうした朝鮮学校の状況は、日本学校とは区別し比較されていた。上記の語りにおける「日本の学校だったら」、「うちの学校というのは」というフレーズがそれを示している。

他にも次のような発言もあり、調査対象者たちにとって、周囲の日本学校の子どもたちと自身の子どもたちを比較することで、朝鮮学校の中の人間関係のあり方が、特徴あるものとして実感されていた。

G：たまに見かけたときには、まあ、こんな感じになるかなって比べちゃうと申し訳ないですけど。こっちに来たほうが、すごいしっかりしたかなという印象はありますね。自分でいろいろ全部やってるせいか。

朝鮮学校の「集団生活」や「上下関係」は、寄宿舎の存在とも関係していた。

A：だからあれ（Aの子ども）が寮に入った時は、小中の寮生はいないんですよ、全員、高校生ばかりで。その高校生の先輩と先生が面倒を見て。最初、小学生が1人しかいないから、寮の先生と一緒に暮らして。下の妹が年子なんで次の年に入ってくるんです。そうすると今度は兄妹2人、普通は男部屋と女部屋って分か

れるんですけども、先生方の配慮でこの2人は兄妹でそのままいいよと。寮の先生が見てくれて。そうすると最初の長男は、最初の1年でまず自分のことを全部、自分でやらなくちゃいけない。2年目からは妹の面倒を見なくちゃいけなくなつて。

*：ええ、そうですね(笑)。

A：3年経つと、僕の母親が、ようするにその僕の子どものお婆ちゃんが、もう小学校3年生の孫を見て、大人過ぎてつまらないって(笑)。

*：(笑)そうなんですか。

A：それぐらいだから自立心というか。普通、小学校3年生っていったら、ねえ大抵まだ親がなんやかんやってやったりするじゃないですか。

*：ええ、そうですね。親にべったりみたいな感じですね。

A：それいうとあれ聞いた時は、ああやっぱり寮に入れて良かったなって。そうすると親がいると親は甘いし子どもは親に甘えるし。でももちろん寂しい時もあるので、先輩とか先生方に甘えるんですけども、でもそれ以外はやっぱりきちっと、それこそ社会生活ですよ、上がって下がってみたいな。

また、親元を離して寄宿舎に子どもを入舎させることで、他者に対するありがたみを実感できるという点も強調されていた。

B：うん。寮に入れながら、またここ(朝鮮学校)に通いながら、学校隣ですけど。やっぱり人のありがたみを子どもたちもちゃんとわかると思うんですね。あの一、寮母さんがお洗濯してくれたりとか、食堂のお母さん達がご飯をつくってくれたりとか、自分達のために。本当に何人かしかいない自分達のために、朝早く起きてやってくれてるんだっていう。その先生達もね、あの一、自分達の夜食をつくってくれたりするんですね、うちの学校。

2. 朝鮮学校へ通学させる中で生じる困難

調査対象者たちは、「あたりまえ」であるかのように子どもを朝鮮学校に通わせていたが、子どもを朝鮮学校に通わせ続けることの困難も語られていた。特に、経済的な不安は複数聞かれた内容であった。

E：学費とかね。高いからね。ここだと補助金とか、高校無償化対象外だし。お金、続かなとか、そういう現実的なことあるんでね。

*：ああ、そうですね。やっぱり、その、経済的なことについても、心配はされた？

E：いや、ありますよ、はい。ねえ、送ったはいいけどね、払えなくなったら、学校に迷惑がかかるし。ちゃんと土台がな、あって送ってあげないと。長男のときはね、まだ1人だからいいけど。2人が行ったら2倍だし。

*：そうですね。

E：ねえ、3人いたら3倍になっちゃうとか。

しかし、経済的な事柄については、それほど困難ではないという発言もあった。寄宿舎に入舎させるか親元から通わせるということによる違いや、それぞれの家庭の経済状況は異なるからであろう。また、調査対象者たちは、調査実施当時において、実際に子どもを朝鮮学校に通わせている人びとである。つまり、経済的な困難が全くないわけではないにせよ、通わせ続けることができている状況にある人びとである。一方、調査対象者や「X朝鮮学校」の教員たちからは、経済的な理由から朝鮮学校に入学できなかつたり、途中で退学せざるを得なかつたりするケースがあることが、複数語られていた。

寄宿舎に入舎させることによる困難はどうであろうか。寄宿舎に子どもを入舎させている調査対象者からは、子どものそばにいないのが日常的に子どもたちに目が届かないことに不安を抱いていることが語られた。

A：失敗したって思ったことはないけども、あ、ちょっとこれは、なんだろう、しょうがない部分でもあるんだけど、やっぱり目が届かないじゃない、子どもたちって、先生方も四六時中ついてるわけじゃないし。結構、遊んでる最中に危ないことしてる場合があるんですよ。まあ変な意味じゃなくて、本当に高いところから飛び降りるとか、そういうことする、まあ自分たちもやったから身に覚えはあるんだけど、ああいうのやっぱりさ、その話を聞いた時はちょっとドキッとしました。頼むからもう止めてくれって。でもまあそれでも、うん、いうほどじゃあ、それで寮に入れるの止めるかっていうとそんなこともなかったし。思いどおりにならないことってというのは当然、家の中にいたってあるけども外に出りゃあもっといっぱいあるわけでしょ。

一方で、親元から子どもを離して寄宿舎に入舎させることの利点も語られていた。例えば、次のような発言である。

D：朝鮮学校っていうところに預けて、親だけじゃなく、周りで一緒に育ててもらえるっていうのは、自分も楽って言ったらかわいけど、自然にそうやって身に付いていくっていうことは [良い点だと思っている]。

子どもを親元から離して寄宿舎に入舎させることで、日常的に子どもと関わることができなくなる。それは、親にとっては不安の材料となる一方で、子育ての負担が軽減することであると語られていたのである。

第8項 将来の展望

調査対象者たちは、朝鮮学校卒業後の子どもたちの将来について、どのような展望をもっているのだろうか。調査対象者たちが一様に語ったのが、子どもたちには「本人のやりたいことを実現して欲しい」ということであった。調査対象者たちは、自身の親世代から自営業を継いだり、民族系の企業等で働いたりするなど、在日朝鮮人同士の人間関係の

中で職業の斡旋を受けてきた。しかし、子どもたちの将来については、家業を継ぐことも特定の仕事に就くことも強く望んではおらず、子どもたちの自主性に任せるとというのが基本的なスタンスであった。

A：僕は基本的には本人がやりたいことをやるようにと。それはもう小さい頃から言っていて。

*：Aさんとしては是非こういう仕事に就いて欲しいとか、ご自身のやられているパチンコ屋さんを継いで欲しいとかみたいなのは？

A：ないです。継げば継いだて良いし、継がなければ継がなくても良しと。

D：見付けてくれてるだけでいいのかな。なにをやりたいか分からない世代が多いという中で、こういうのしたいっていうのがあると、それがあっても。

E：ああ、まずは本人の希望を優先してあげたいということと。あまりにも無謀だったら、助言はするかもしれないし。それでもやりたいなら、やらせてあげたいなと。まあ、経済的にもクリアできるのであれば。だから、あれしてほしい、これしてほしいというのは、特にないですね。仕事を継いでほしいとか。そういうのもないし。やりたいことやったほうがいいのかなど。

調査対象者の中には、自分たちの経験と比較しながら子どもたちの展望について語った者もいた。それは、自分たちは好きなように将来の展望を描くことができなかつたので、子どもたちには自分の望む道に進んで欲しいというものであった。

B：私はね、できればね、あの一、好きなことをやって、あの、私こう言ったら主人に怒られるかもしれないけど、主人がやっぱり自分の家業を継いだじゃないですか。この人もはっきり言って、それをやりたかった人ではないんですよ。それを見て私ずっときてるから、やっぱりやりたくない仕事でも、やっぱりやらなきゃいけないし、何と言うんでしょう。やっぱり自分にあんまり合わないから、なかなかこう葛藤する商売でね、葛藤することも多いですから、それをずっと見てきてるので。何、どんな仕事したって、それは自分とその仕事、悩みとかいろいろあると思うんですけど、でも、好きな仕事をして悩むのは、それはもう自分が好きでやってる仕事だからいいと思うんですよ。だから、子どもたちには、できれば自分がこう、そう簡単にはうまくはいかないんですけど、少し、ちょっとでもいいから興味を持てる仕事に就いたほうがいいのかと思うんですよ。そうは、今の世の中そう簡単に、自分の思うようにはならないですから。

F：まったくないんですけど、自分が夢を見付けて、夢を見付けられたりやりたいことを見付けられない社会だったので、それを見付けてそれに向かってっていうふうになっていけばいいなっていう漠然とした感でしかないですね。子どもに対して

どうしてほしいとかってまったくくないですね。

小括

本章では、インタビュー調査で得られたデータをもとに、朝鮮学校保護者の学校選択の実際を整理した。そこから明らかになったのは、つぎの事柄である。

まず、学校選択の経緯に関する事柄である。調査対象者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることを、「あたりまえ」であるかのように捉えているということが明らかになった。それは、調査対象者たち自身や配偶者が朝鮮学校の卒業生であること、さらには、親が自分を朝鮮学校に通わせたので、自分も子どもを朝鮮学校に通わせるというように、「あたりまえである」と認識するような状況におかれていたということである。朝鮮学校に子どもを通わせるということは、習慣的なものとして家族内で行われていることであった。

地理的条件の影響として、寄宿舎に子どもを入舎せなければならぬことは、調査対象者たちにとって、朝鮮学校に子どもを通わせるうえで阻害要因となりうるものであった。子どもと離れて暮らすことによって、心理的負担がもたらされるということが、大きな理由である。しかし、寄宿舎の入舎経験で得られるものは、大きな意義あるものとして実感されていた。

また、朝鮮学校に対する排除の現実があることは、子どもたちを朝鮮学校に通わせるうえで考慮しなかったと調査対象者たちは語った。調査対象者たちにとって、排除の現実は、子どもを通わせることの阻害要因とはなっていなかったのである。むしろ、排除の現実があるからこそ朝鮮学校に子どもを通わせることの意義は、より積極的なものとして見出されていた。

朝鮮学校に子どもを通わせることによって、調査対象者たちは、子どもの自立性や社会性が養われたり、生活力が身についたりするということを実感していた。朝鮮学校に子どもを通わせることによって得られる効果は、朝鮮学校内部の人間関係のあり方や、親元から離れていることと関連付けられるものである。

朝鮮学校卒業後の子どもの将来の展望に関しては、子どもたちには自分のやりたいことをやって欲しいと調査対象者たちは語っていた。これは、調査対象者たち自身の世代とは異なるものである。調査対象者たちが家業を継いだり、民族系の企業等で働いたりするなど、在日朝鮮人同士の人間関係のなかで職業的世界を継承してきたのに対して、現在は、そのような展望を描くことは難しくなっていることの表れでもあると言えよう。

第5章 朝鮮学校保護者の学校選択が含意するもの

前章では、散住地域に所在する「X 朝鮮学校」に子どもを通わせている保護者を対象に行ったインタビュー調査のデータを整理し、彼／彼女たちの学校選択の実際を明らかにしてきた。本章では調査データの分析を深め、在日朝鮮人が子どもを朝鮮学校に通わせることがいかなる意味を持つのかということ、ポストコロニアルな社会的排除との関係において明らかにしていく。

第1節では、調査対象者の教育戦略を左右する歴史・社会的背景への認識を検討する。第2節では、日常的な生活のレベルにおける排除のひとつとして、他者化の経験に焦点をあてる。第3節では、文化資本の相続という側面から考察する。第4節では、社会関係資本の相続という側面から考察する。第5節では、子どもたちに対する将来の展望との関係について触れる。

第1節 歴史・社会的背景への認識

オグブによるならば、マイノリティの学校適応や教育達成に対しては、どのように主流社会に参入したのかということが決定的な重要性を持つ (Ogbu 1978)。そのことを説明するのが、「文化モデル (cultural model)」という概念である。文化モデルとは、「マイノリティ集団の成員が、彼／彼女たちを取り巻く世界をどのように理解・解釈し、そのもとでどのように自分たちの行動を意味づけるのか」(Ogbu & Simons 1998 : 168) という認識の枠組みのことである。オグブは、アメリカ合衆国のマイノリティ集団を、自らの意思に基づいて移住した「自発的マイノリティ」と、自らの意思に反して連れてこられた「非自発的マイノリティ」に分類し、それぞれが異なる教育戦略をとることを明らかにした。それは、マイノリティ集団は、主流社会からの排除・差別にさらされるなかで構築した認識の枠組みによって社会を認識し、それが生活様式や生き方の姿勢にも影響を与えるからである。ここでは、調査対象者たちが具体的に自分たちを取り巻く社会や歴史的背景をどのように認識しているのかを検討する。

第1項 在日1世の経験への認識

第2章で検討したように、日本社会への参入の歴史的経緯を見るならば、在日朝鮮人は「非自発的マイノリティ」に分類される。在日2～3世にあたる調査対象者たちは、親世代や祖父母世代にあたる在日1世の経験を、日本の植民地支配の推進によって強制的に移住させられ、虐げられてきた歴史として語った。

そのことは、例えば次のような語りの中にみられた。日本国籍や韓国籍を取得せずに朝鮮籍であり続けるAに対して、その理由を尋ねると、自身の祖母の経験が理由の一つであることを以下のように語った。

A : 20年前に僕のおばあちゃんが亡くなったんですけども、うちの父がおばあちゃんに聞いたんです。「おばあちゃんが亡くなったあと墓をどうするか？」と。それまでおじいちゃんの墓は無くてお骨をお寺にずっと預けてたんですよ。で、おばあちゃんがもう歳も歳だし、亡くなったらどうするんだということを聞いたんで

す。おじいちゃんのお兄さんが韓国にいるんですけども、そこに墓は用意してあると。「お前たちが 2 人とも亡くなったらこの墓に入れてもいいよという墓は用意してあるから、何時でも持って来い」と。ただうちの父にしてみると自分はもう日本で、日本で 2 世ですから、日本で生まれたしこのまま日本で死んでいくだろうと、できることなら日本に墓を建てて自分が墓を見たいと、自分の父母だから。だけでも強制することはできない。なのでおばあちゃんに自分の、要するにうちの父にしてみるとお母さんですよ。聞いたんです。「墓どうするんだ？」って。「向こうにもあるし、希望としてはこっちに墓を建ててもいいんだけど」って言った時に、おばあちゃんの答えが、これはちょっと日本の方にはあれかもしれないけども、「死んでまで日本人の足の下にいたくない」と言ったんですよ。辛い時代を超えてです。もうそれこそ踏みつけられてきた人生の中で、死んでまで日本人の足の下にはいたくない。うちの父はそれを聞いて「うん、分かった」と。骨は全部韓国に持っていくからって。それを僕は父から聞かされたんです。それはうちのおばあちゃんが亡くなった後に。「実は亡くなる前にこういう話をしたんだ」って。「お前のおばあちゃんはそうやって言った」と。だからどうというのではないんですよ、ただそういう話しをしてくれたんです。僕はそれを聞いた時に、自分は死ぬまでずっと朝鮮籍でいようと。

在日 2 世以降の人びとにとって、日本は生まれ育った場所であり、これからも生きていく場所である。しかし、日本による植民地政策の推進を背景に移住し困難な生活を強いられてきた在日 1 世の経験は、在日 2 世以降の人びとにとって自らのルーツとして大切にされていると考えられる。これが、歴史・社会的背景に対する彼／彼女たちの基本的な認識である。

しかし、そのような自分たちの祖先の歴史が、日本社会においてなかったものにされようとしていることに調査対象者たちは憤りを感じていた。

C : まだ本人たち（日本軍「慰安婦」の被害者たち）が生きてて訴えてる。ここの朝鮮学校にも来たんですよハルモニ⁴⁵が。その他に資料はどこにでもあるんですよ。アジア、中国に行けばね。中国だってそうですし、それを無くそうとして。最近もっと腹立たしいのは、そういう群馬とか栃木に慰霊碑があるんですよ。新聞見て分かると思う。その強制の部分を塗りつぶしてシール貼ったり、強制はなかったとか、なんで最近そういうことばっかやってんのって。強制連行連れて来て遺骨まで、〇〇⁴⁶でも遺骨収集やってるじゃないですか。事実があるのに、みんななかったことにするんですよ。

この発言からわかるのは、在日朝鮮人にとって、自分の直接的な祖先の経験だけでなく、

⁴⁵ 朝鮮語で「おばあさん」のこと。日本軍「慰安婦」の被害者たちのことを、親しみと敬意を込めてハルモニと呼ぶことがある。

⁴⁶ 「X 朝鮮学校」が所在する地域の名称。

植民地政策が推進される中で日本軍「慰安婦」にされた人びとや強制連行された人びとなど、集団としての朝鮮人の経験すべてが自分たちのものとして認識されているということである。そのような自分たちの歴史が消し去られようとしているというのが、現状に対する認識となっている。

第2項 排除の現状への認識

第4章2節第6項で整理したように、朝鮮学校あるいは在日朝鮮人に対する現在の差別・排除について調査対象者たちは、高校無償化制度からの朝鮮学校の除外のような制度的な排除に憤りを感じたり、子どもたちに対する直接的な攻撃を心配したりしていることを語っていた。制度的な排除については、調査対象者たち自身が子どもの頃にも通学定期券が適応にならなかったことや、1条校ではないがゆえに大学入学が制限されてきたことも語られていた。排除は徐々に軽減されつつあるが、現在も続くものとして認識されていた。

C：大分和らぎましたけど。今は大学にもそのまま入れる大学が増えたもんですから。うちはみんな公認の試験（大学入学資格検定、現在の高等学校卒業程度認定試験）は受けて、そのまま高校から朝鮮大学行くには別に問題ないんですけど。新聞とかで高校無償化とかいろいろ騒がれてますよね。ああいうのも、うちらとすれば無性に腹立たしいことだし、なんで朝鮮学校だけ。

排除の現実は今も続くものとして認識されていたが、一方で、在日朝鮮人たちの社会運動によって徐々に軽減されてきたことが語られていた。それは、「闘い」というフレーズで表現されていた。

G：思えばあの時兄貴、自分のお姉さん、自分の妹、定期券だけで〔それぞれ〕月2万円ぐらいしてたかな。で学費も。あの何年後かオモニ会（母親の会）が闘って、学割が〔適用されるようになった〕。うちらはまだ普通の、1万7千なんぼだったかな。まだ覚えてるわ。ほんと親に感謝します、もう。

権利のための「闘い」は、現在も取り組まれていることが語られていた。そして、排除の現実があることも、そのための「闘い」が必要であることも、朝鮮学校に通うからこそ経験的に理解できるものであると語られていた。

E：この高校、長男も今、高1なんですけど、高校無償化の街頭で署名運動をやったりとかいうの見てたらたぶん、ああ、うちらはこういう立場の学校なのかなっていうのは。感じてるでしょうし。普通に日本の高校行ったらね、そんなことせず。もしかしたら、その時間、部活に専念できたりも、できるんですけど、でも、そういう、まあ、闘って言ったら大げさですけどね。そういうことを権利取るために闘うっていうことも、朝鮮学校ならではのあれじゃないですかね。うん。それがわかれば。自分たちの子どもにも。伝えられることだと思うので。

体験しないとね、なかなか。同世代の同じ朝鮮〔人〕の子が、日本の学校に行ったら当然ね、その署名運動には参加しないでしょうし。そういう気持ちが芽生えれば、それだけじゃなく、まあ、いろんな弱者に対しての気遣いとかも。できるようにはなるのかなっていう気はしますけどね。

日常的なレベルにおいて直接的な攻撃を受けることも、調査対象者たち自身は子どものころに経験していた。それは現在も続くものであるが、かつてと比較するとその内実が変化してきていることが語っていた。

A：昔あった差別とかっていうのはまたちょっと違うんでしょうね、きっと。今だとやっぱりネットの力が。昔もだからそういうのはあったんです、それはどっちかっていうと学生同士だったりとか。それは例えば、朝鮮学校対どこそこの学校とかっていう構図なんですよ、わりと。だからそれはなんていうんだ、どっちかっていうと朝鮮人というよりは学校対学校の不良同士の話みたいな。そういう部分にわりと近かった。大人がそれに介入してくるのは、どっちかという右翼の街宣。僕らあの時よくデモ行進とかってやったらまあ来るわけですよ、彼らが、で、かなりたてるわけです。ただあの時っていうのは、あの当時の大人、学校を卒業したり在学中じゃない、大人の方々、周りでその光景を見ている人はどちらかっていうと僕らには同情的なんですよ。もう日本の右翼が来て街宣でガンガンやった、「この日本人の恥さらしが」みたいな感じだったんですけど、今はそうじゃないですね。もうようするに朝鮮人を叩くのがトレンドみたいな形になっちゃってるという。

調査対象者たちが子どものころに経験していたのは、学生同士のどちらかという「対等」な喧嘩のようなものであった。また、日本人の大人たちによるあからさまな差別も右翼団体による街宣活動が主流であり、一般の日本人たちはそのような差別について否定的であったという。しかし、現在では、朝鮮人を差別することが当たり前であるかのようになってきていると認識されていた。

以上をまとめると、調査対象者たちによる歴史・社会的な背景への認識は、①日本の植民地政策の推進によって強制的に移住させられ困難な生活を強いられてきた人びとをルーツに持つということ、②現在も朝鮮学校や在日朝鮮人に対する排除があるという社会状況であるが、自分たちの「闘い」によって少しずつ権利が獲得されてきたということ、③近年は一般の日本人による差別的な言説も広く見られるようになってきていること、である。

第2節 日常的な生活のレベルにおける排除との関係

在日朝鮮人に対する排除は構造的なものであるだけでなく、個々の日常的な生活の次元で周囲の日本人との具体的な関係において経験されるものでもある。それは、日本社会に

において朝鮮人であるということがどのような意味を持つのかということと関係している。本節では、朝鮮学校に子どもを通わせることが日常的な排除・差別の経験とどのように関係しているのかを検討していきたい。

第1項 日本学校における他者化の経験

調査対象者の中には、当初は子どもを親元から日本学校に通わせ、その後寄宿舎に入舎させて朝鮮学校に通わせたというケースがあった。このケースでは、調査対象者が「そもそも、僕も嫁もこの学校の出身者なので、まあ、いずれ行くだろうなどは思っていました。ただ、タイミングね。まあ、親元を離す、どのタイミングで離すか」(E)と語ったように、子どもたちを朝鮮学校に通わせること自体は当初から想定されていた。

では、その「いずれ」「タイミング」はどのように訪れたのであろうか。以下は、Eが長男を親元から離して寄宿舎に入舎させ、朝鮮学校に通学させる決定をした際のエピソードに関する語りである。Eは、長男を本名(朝鮮名)で日本学校に通わせていた。ある日、長男はEに対して「朝鮮学校に行きたい」と言ってきたという。それに対してEは「なんで行きたいの?ただ楽しそうっていうだけだったら、絶対やめたくなるよ、寂しくなるし」と言った。Eは、そのときの長男から聞いたことについて次のように語った。

E : [日本の] 学校で、[長男が]「おまえ、名前、普通と違うよね?」って[周囲の子どもたちに]言われたことがあったみたいで、で、「[朝鮮語で]なんかしゃべってみて」とかって、1回言われたみたいで。クラスで。したら、わかんない。当然。朝鮮語でしゃべったことがないので、単語しか[わからない]。それで、「しゃべれないのに、朝鮮人っておかしくねえ?」とかってなって。まあ、それで本人はちょっと、言葉を教えてとか。単語を教えてとか。そういう話から、たぶん、本人はちょっと意識が、長男はね。

Eの長男は、周囲の日本人の子どもたちから、彼/彼女たちとは異なる「他者」として扱われた経験をしていた。それは、名前が「普通と違う」という理由によるものであった。子どもたちの言動は、朝鮮人を侮蔑するようなあからさまな差別ではない。しかし、「普通と違う」というフレーズを投げかけることは、名前が日本的なものではないという単なる事実の指摘には留まらず、自分たちとは違う存在であるということを含意していると考えられる。

さらに、日本人の子どもたちは、彼/彼女たちが考える朝鮮人であることを、Eの長男に求めた。それは、朝鮮的な名前であるならば朝鮮語も話せて当然であり、日本人である自分たちとは決定的に異なるという期待であった。そして、朝鮮人であるのに朝鮮語を話せない、すなわち期待から外れるのは「おかしい」ところであると指摘していた。

こうした経験からEの長男は、周囲の子どもたちとは異なる他者であることを意識させられる日本学校ではなく、「朝鮮学校に行きたい」と言った。そのことが、Eが長男を朝鮮学校に通わせる決定をする要因のひとつとなっていたのである。これは、結果的に日本学校からの排除である。

日常的な生活のレベルにおける排除は、調査対象者たち自身も経験していた。子どもたちを初級部 1 年次から朝鮮学校に通学させていた C は、自身が日本学校に通うなかで E の長男と類似した経験をしていた。

C : 小学校の頃に、一回いじめられたことがあるんですよ。年上からね。小学校の時に、「お前朝鮮人だ！」ってばれちゃったんですね。そのときに「朝鮮人！朝鮮人！同じ飯食ってどこ違う！」って馬鹿にされて。喧嘩になっても〔相手は〕年上ですしね。それから朝鮮人っていう名前が、すごい違和感があったんですよ。どっちみちこういう日本の社会のなかで、学校のなかでいじめられるんだったら、同じ民族のところに行った方が、いじめられないんじゃないかって。そういう気持ちもあったんですよ。〔自分が朝鮮学校に通うことになった〕きっかけは。

C は朝鮮人であることが他の子どもたちに知られたことを、「ばれちゃった」というフレーズで表現していた。通名（日本名）で日本学校に通学していた当時の C にとって、朝鮮人であるということは隠さなければならないことであった。朝鮮人であるということでのいじめの対象となり、C は日本学校の中で自分自身が朝鮮人であるということに違和感を持った。そして、その経験は、他者として扱われる日本社会から離れ、「同じ民族」のいる朝鮮学校に通学することのきっかけのひとつとなっていた。

さらに C は、子どもを朝鮮学校の入学させたことと、自身の経験との関係についても語った。

* : ごくごく当たり前のようにお子さんの学校を決められたということなんですか？

C : でも、ほら、私も小学校時代いじめられてたっていう前例もあるじゃないですか。

子どもたちにはそういうことのないように、朝鮮学校に行けばなんにも問題ないんじゃないかと、そういう思いもあった。

C は自分が日本学校でいじめられた経験から、同じような思いを子どもたちにはして欲しくないと考え、そのことが朝鮮学校に通わせることの理由のひとつとなっていた。朝鮮学校に子どもを通わせるということは、在日朝鮮人にとって日本学校が安心して居られる場ではなく、結果的にそこから排除を強いられた経験への応答という側面を持っていたのである。

第2項 在日朝鮮人同士の関係のなかに身をおくということ

引き続き C の語りを検討してみよう。前項で見た C の発言からは、子どもを朝鮮学校に通わせるという選択には、子どもが日本学校でいじめられないようにするための解決方法としての側面があることがわかった。それはなぜなのであろうか。

C : 朝鮮人が日本の学校に入って生活していく中で、多分隠したくなるんだ、朝鮮人っていう根本的なものをね。名前も変えたり、通称名使っていくと、陰に隠れな

がら日本の中で生活していく、そういう想像が見えるんですよ。私もちょっと引
っかかった面があったんで、そういう面は朝鮮学校に入ればみんな解決するじ
ゃないですか。堂々と。だから逆に〔朝鮮学校に通っている子どもたちは〕日本
の学校に入れるよりは堂々と生活してるし、主張もしてるし。

Cが自分の子どもたちは朝鮮学校に通わせていることは、朝鮮学校の中と外でそれぞれ
朝鮮人であるということがどのように立ち位置にあるのかということと関係していた。日
本学校は、朝鮮人であるということを隠さなければならない場であると実感されていた。
一方それとは対比的に、朝鮮学校は堂々と朝鮮人でいられる場であると感じられていたの
である。このように、朝鮮人であることの意味は、朝鮮学校の中と外で、決定的に異なる。

朝鮮人であることの意味は、日本学校に通学した経験のない調査対象者からも複
数語られたものであった。

F：ああ。やっぱり自分が朝鮮人だっていうのを言わなくても当たり前を感じてるっ
て言うか、認めてるって言うか、それが当たり前、隠すこともなく、〔朝鮮学校
の中ではいられる〕と思いますね。ほんとと親戚とかいとことかを見たら帰化して
る人もたくさんいますし、見てたらかわいそうなんですよ。すごく。

*：ああ、そうですか？

F：隠すところから始まってるので。

*：やはり日本の学校の中では隠していくと？

F：職場でも隠してる〔人たちもいる〕。キムチも食べて行かないとか。

*：ああ、ほんとですか？

F：そこまで隠さなきゃいけないと言うか。たぶん日本の方はそんなに言わないけど、
本人がすごい思ってるみたいで。そういうのを見るとかわいそうな気はしますけ
ど。

この発言にあるように、日本社会では朝鮮人であることは特異なことであり隠すべき必
要がある場であると認識させる力動が、在日朝鮮人に対して働いている。Fの周囲にいる
日本国籍を取得した人びとが、朝鮮人であることを必死になって隠そうと実践しているこ
とに関するエピソードは、そのことを示している。それに対して、朝鮮学校では、朝鮮人
であるということは当然のことであり、隠す必要のないことであると認識させる力動が働
いているのである。

日本社会において朝鮮人であることの困難は、朝鮮人であるか否かというだけでなく、
周囲と異なる他者であると認識させられることと関係していた。

A：だからその時（日本社会にいるとき）は要するに、周りが全部日本人じゃないで
すか？

*：はい。

A：自分だけが異端になっちゃうわけですよ。

*：うん。

A：それが嫌だ。朝鮮人が嫌って言うよりも、周りと同じじゃないことが嫌だった。

具体的な排除・差別の経験がなくても、日本社会のなかで朝鮮人であることは、疎外感を感じるものとなっていた。それは、「異端」という言葉で表現されていたように、日本社会のなかでは日本人であることが当然とされがちであり、朝鮮人は異質な存在であるかのように意識させられる力動が働いているのである。

朝鮮学校に子どもを通わせるということは、日常的な生活のレベルにおいて周囲の人びとは異なる他者であることを認識させられることのない環境に子どもたちの身をおく選択であるという側面を持っていたのである。

第3節 文化資本の相続

ここでは、文化資本の相続に関する事柄として整理できるものについて述べる。教育戦略について理論的に検討した第1章第4節でとりあげたブルデューらの指摘にあるように、文化的再生産は2つの次元で用いられる。それは、①過去から受け継がれてきた文化の伝達、②文化を介した集団・階層、社会構造の再生産である（Bourdieu = 1991 : 18-26）。つまり前者は、文化的な価値や行動様式が、ある世代からつぎの世代へと伝達され維持される過程である。それに対して後者は、前者を通じて既存の社会集団やその立ち位置が永続する過程である。本節では、まず、これら2つの側面から学校選択をとらえ考察を深める。

第1項 在日朝鮮人文化の再生産と在日朝鮮人の再生産

調査対象者たちにとって、子どもを朝鮮学校に入学させるということは、在日朝鮮人文化を伝達し共有することと大きく関係していた。ここでいう在日朝鮮人文化とは、現在、朝鮮半島において人びとの間で共有されているものとは必ずしも一致するわけではない。それは、在日朝鮮人の間で伝達されてきたものであり、彼／彼女たちにとって、自分たちの祖先が日本に渡航することになった歴史的背景も含めて自らを朝鮮人として意識させるものである。

*：先ほど幼少期の教育が大事だということで、風習ですとか食べ物っていうことをおっしゃってたんですが、それは、変な言い方かもしれないですけど、朝鮮学校の中でしかやっぱり学ぶことができないものだっていうことなんじゃないかな？

G：いや、そういうことではないですよ。家庭でもしようとすればできますよね。

*：ええ。

G：だから、家でキムチ出せば、キムチを毎日出してればそういうふうになるし、家で、朝鮮学校に送ってなくても親が朝鮮語分かるんだったら、朝鮮語教えればで

きると思うんですけど。でも、どうなのかな。うーん、ちょっと難しい。〇〇⁴⁷はまだ寄宿舎があつて、中学校から、高校から寄宿舎、朝鮮学校に来る子どももいるので、〔寄宿舎に子どもを入舎させることは負担が大きいので〕それ（途中から朝鮮学校に転校してくることは）はそれで大歓迎ですし、そういう考え方もあっていいと思うんで、それをなにも否定はしてないんですけど。三つ子の魂百までって言うようにやっぱり幼少期の時の教育って大事なのかな、でも自分はたまたま、この子は、日本人じゃないからね。朝鮮人、韓国人、コリアン、いろいろあるんですけど、コリアンとして育てるには、そういう教育を受けさせるのが一番理に適ってるのかな。

調査対象者たちにとって、風習や食事などの文化や朝鮮語を子どもたちに伝えることは、重要なことだと考えられていた。それは、在日朝鮮人化を伝達することは、「コリアンとして育てるには、そういう教育を受けさせるのが一番理にかなってる」というフレーズで表現されていたように、在日朝鮮人を再生産することと関係しているからである。

調査対象者たちには、朝鮮学校のこうした機能を家庭の中だけで担うのには限界があると意識されていた。それは、文化の習得・継承は日常的に他者とともに集団的に使用することによって可能ならしめられるからである。

D：朝鮮人として言葉も覚えて、文化も覚えて、それを結局もし日本の学校に入れて、朝鮮人として生きるんですよって言ったら、親の責任ですごく大変じゃないですか、その中でちゃんとして生きるんだよってというのは。

調査対象者にとって、朝鮮学校での教育を通じて伝達する在日朝鮮人文化の中には、歴史も含まれている。それは、植民地支配期に日本に渡航した在日1世から生きられてきた経験の伝達と共有である。歴史は、単に知識として知ることではなく、日本にいながらにして日本人とは区別される朝鮮人であることを実感させるものである。

B：やっぱり私たちは、日本に住んでいても日本人ではないので、やっぱり朝鮮人として、これからますます子どもたちが生きていくなかで、自分の国のこととか、どうして私たちがここに、今日本にいるのかとか、1世からずっとこう来てるそういう歴史とかを、うちの子どもたちに学ばせたかったのと、やっぱりそういうのがわからないと、私達、アイデンティティっていうものがやっぱりあれなので、そういうのがやっぱり私にしては重要だったっていうの。

朝鮮学校での教育を通じて在日朝鮮人文化を伝達し共有することの期待は、学校選択の要因のひとつとなっている。そうした朝鮮学校の機能は、日常的に朝鮮人同士の関わりが少ない人びとにとっては、特に重要な位置付けである。寄宿舎に子どもを入舎させている

⁴⁷ 「X 朝鮮学校」が所在する都道府県名。

調査対象者のほとんどは、居住する市町村の中で朝鮮人は自分たち一家以外にはいない状況であると語っていた。

E : あっち (E が居住する市区町村) にいると、もう別世界なんですよ。周りに朝鮮人がいるわけでもないし。で、家のなかで使ってる単語とか、出る料理とかも、法事とかもね、祭祀 (チェサ) ⁴⁸ っていうのがあるんですけど。そういうのを見て、たぶん、それが普通だと思ってたのに。日本の社会に行ったときに、あれ？これなんだとか。〔日本式の〕法事とかって、参加したことないし。そういういろんな文化とか、なんだろう？ギャップ？これが普通だと思ってたのが、実はそれは朝鮮のやり方だったとか。それだったらね、こういうちゃんと学校に来てそういうのに触れる、学ぶとかがあったほうが。大人になったときに、伝えられないんじゃないかな。自分の子どもに。薄れていくって言ったらかおかしいですけどね。そういうのが、ちょっと心配かな。

朝鮮学校に子どもたちを通わせることは、直接的には、在日朝鮮人文化を自分たちの世代から子どもたちの世代へ伝達し共有する環境に子どもたちを置くことである。それに加えて、子どもたちが同じように次の世代へと在日朝鮮人文化を伝達することも、長期的な目的として念頭におかれている。文化資本の伝達と共有は、それを受け継ぐに相応しい行為主体を再生産することでもある。

C : だから学校卒業して金融機関入れば本名でみんな使いますから、当然会話はみんな朝鮮語なんです。中も全部ね。一応日本の学校から入ってきた職員に対しては、朝鮮語を教えるんですよ。教える人が何人かいて、仕事終わった後にね、朝鮮人を育てるそういうシステムがあったんです。

* : 今もそういう感じなんですかね。

C : あります。

D : 今も教えてるみたいですね。やっぱり会話でもちゃんとした会話じゃなくても、挨拶だったりそういうのはさせないと、金融機関的にアレなんで。

F : どんなんなんだろうな、うーん。〔朝鮮学校在学経験があると〕自分ってなに人かなって感じが無いと思うんですよ。たぶん日本学校に行ってる、それこそ自分の親をオンマとかアッパとか、おじいちゃんのことをハイベとか言ってるのに、自分は日本学校に行ってるしとかっていうのがないから。私の中だけの朝鮮人なのかもしれないんですけど、どうなんだろうな。なんて言ったらいいんだろうな。朝鮮人であることを卑下しないって言うか、そういうところかな。わざわざ言わなくても朝鮮人なところかなあって思いますけど。

⁴⁸ 朝鮮人のあいだで行われている儒教式の先祖供養の儀式。日本における法事がそれに近いものにあたる。

こうした語りは、在日朝鮮人に対する教育政策の歴史と現在の状況に規定されたものである。植民地支配期において、朝鮮人に対して同化教育政策が推進され、朝鮮人がその文化や歴史、言語を学ぶことは阻まれていた。現在においても、彼／彼女たちは、自分たちのものとしてそれらを公教育の中で学ぶ機会からは排除されている。

C：学習指導要領の日本の教育のもとに学ばなければならないのが一条校なんですよ。支配者側の日本の言葉や歴史とか。そうじゃないでしょ。こちらは朝鮮民族というアイデンティティの元に、歴史、言葉、文化を覚える為に、要するに、こちらが先祖からずっと引き継いできたものを子孫に残して、繁栄させていくというのが、うちの使命なんです。

形式的には「平等」が担保されているかのように見える日本学校においても、支配的な文化はいわゆる「日本文化」である。仮に、朝鮮語を習ったり、朝鮮の歴史や文化に触れる機会があったりするとしても、それらはあくまでも「外国語」「外国の歴史」「外国の文化」という、日本社会から見たときの他者のものとしてでしかないであろう。そのような現状にあって、子どもを朝鮮学校に通わせることは、単に文化を伝達するだけではなく、文化を相続するにふさわしい主体としての朝鮮人を再生産することであるとも言えよう。

第2項 他者に対する・態度姿勢

朝鮮学校において伝達される文化は、より広義のものとして見出すことができる。それは、礼儀正しきや目上の人びとを敬うといった態度・姿勢である。

*：イメージとして、まあ、朝鮮学校を卒業された方のほうが、しっかりしてるって
いうふうなことをおっしゃってたんですけど、具体的にどのような点ですかね？

E：まずね、なんでしょうね。僕が感じるのは。

*：はい。

E：あいさつがしっかりするし、コミュニケーションが。なんだろう。まあ、僕も飲食店にいるので（働いているので）、日本の高校生とかバイトをね、過去にいましたけど、ちょっと、ぱっとしないと言ったらね、その子には悪いんですけど。まあ、みんながそうじゃないんでしょうけどね。僕が接してきたなかで、そういう子が多かったの。

*：はい、ええ。

E：逆にそう感じちゃってるだけかもしれないですけどね。

*：特にお子さんを朝鮮学校に入学させて良かった点というのはなんですかね？

F：うーん、何かな。全部良かったんですけど。朝鮮人にちゃんとなったことと、ちゃんとした人間になったことと、かなあ。日本学校のイメージがあまり良くないので、ちゃんと挨拶して、ちゃんと敬語を使えてっていう普通のことなんですけど、そういうことが普通にできるので。目上の人に対してちゃんとしなさいよっ

てわざわざ私が言わなくても、もう教育の中でそうしてくれてるので、当たり前になってるので。それが日本学校だったらイチイチ言って、言ってもダメなのかなって感じがするので。そういう基本的なことがちゃんと育ってるなどは思ってます。

*：そうなんですね。その何か挨拶をしたりとか目上の方を大切にしたりみたいなのところができないっていうので、やはり日本の学校のイメージが悪いという感じがする？

F：悪いですね、とても。学校の授業も見に行ったことがあるんですよ。

*：ああ、そうなんですか。

F：幼稚園の頃って見に行かせてくれるんですよ、近所の小学校。そんなのを見てても、いやどうかなって感じもしましたし。それこそ親戚とか一緒に集まるじゃないですか。日本学校に行ってる子もいや朝鮮学校に行ってる子もいるみたいになって、やっぱり比べられるじゃないですか。間近に。そしたらやっぱり、やっぱり朝鮮学校だなんて思うんですよ。まったく。

調査対象者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることで、望ましい態度や姿勢を身につけていると肯定的な意味付けを行っていた。これは、第4章第2節第7項で示した、学校選択の影響に関する事柄である。

このような評価には、2つの意味が考えられる。ひとつは、日本人との差異の強調である。「朝鮮学校の子どもたちはしっかりしている」というフレーズは、日本人との差異を意識し、自分たちがより豊かな文化資本を持っていることを強調しているものであるといえよう。現実的に、日本学校卒業生と朝鮮学校卒業生の間で礼儀正しさに違いがあるかどうかは別として、朝鮮学校のなかでは優れた文化を相続しているという、ある種の自負のようなものの表れではないだろうか。朝鮮学校の子どもたちの礼儀正しさを評価する声は、朝鮮学校の中で度々聞かれたものである。

もうひとつの意味は、日本社会のなかで生きていくうえでの必要な能力への資本の転換につながる意味である。朝鮮学校の間人関係のなかで習得されるものであると考えられている礼儀正しさや目上の人を敬うといった態度は、日本社会において肯定的で普遍的なものとして、積極的に評価されるものである。調査対象者たちは、日本学校の子どもたちと比較することで、主観的には、朝鮮学校に通っている子どもたちの方が優れていることを表すある種の「シンボリックなもの」として捉えているということを語っただけではなく、それを社会の中において実際に「使えるもの」として肯定的に位置づけているのであると言えよう。この点については、将来的な展望との関係において、第5節第2項においてさらに詳しく見ていく。

第4節 社会関係資本の相続

ここでは、社会関係資本の相続に関する事柄として整理できるものについて述べる。ブルデューによると、「社会関係資本とは、多かれ少なかれ制度化されており相互に認め合

う持続的なネットワークを所有すること、換言するならば、集団のメンバーシップと結びつくような現実的で潜在的な資源の総称であり、そのメンバーシップは、相互のメンバーに、様々な意味で信頼を付与する資格証明書のような集団全体が所有する資本によって支援されるものである」（Bourdieu 1986 : 249）。そして、社会関係資本は、個人が権力や資源配分の決定権へのアクセスに関係するものである（Bourdieu and Wacquant 1992 : 119）。本節では、朝鮮学校保護者たちの学校選択を社会関係資本の相続との関係において捉え考察を深める。

第1項 在日朝鮮人同士をつなぐものとしての朝鮮学校

調査対象者たちは、朝鮮学校は地理的な限定のある在日朝鮮人コミュニティの中心的存在として位置付けられるものであると語った。

G : やっぱりね、在日の社会の中で朝鮮学校の意義ってすごく大きいと思います、私は。そうなんです。在日の人たちが集まる場はやっぱり学校だし。そう、そう。悪いけど総聯自体ももう弱いし。学校の行事って言ったら、それでも在日の同胞とかは集まるんですよ。こっちで大きい行事、運動会とか、なんかすれば、それでもうじゃあ学校行ってみようかとか。学校が衰退して学校がなくなればそういうコミュニティの場もなくなるし。

日本人が圧倒的多数の日本社会のなかで、マイノリティとしての在日朝鮮人にとって、コミュニティの中心となる朝鮮学校の存在は非常に大きい。朝鮮学校は個々の在日朝鮮人同士を呼び集め、集団として再生産する機能を果たしている。これは、朝鮮学校が持っている子どもを教育するという以上の機能である。そうした朝鮮学校の機能は、特に散住地域の朝鮮人にとって大きな意味を持っている。

A : 日本の国内って当然、日本人が住んでますよね。その中にいわゆる朝鮮学校とかいわゆる在日同胞のコミュニティがありますよね。在日同胞って結構、津々浦々バラバラに住んでるんですよ、けどここはその学生がガッと集まってるじゃないですか。このコミュニティって物凄く大事なんです。

朝鮮学校の内部では、人間関係が強固なものとして作られていた。朝鮮学校在学中に作られた人間関係は、「横のつながり」として卒業後も続いている。

A : やっぱり、友達との繋がりっていうのも当然強いし、先輩後輩ともそうだしっていう。クラスが例えば日本の学校だと多いところでクラスで何組って、何年何組ってあるじゃないですか。

* : そうですね。いっぱいあります。

A : 僕のところはほぼ一組ですから。

* : はい、うん。

A : そうするともう同級生というと 20 人、僕の時も 20 人かな。この 20 人って本当に結束が強いですよ。

* : 今でもその頃の方とお付き合いってというのはありますか。

A : そうですね。もう男女関係なくってという感じで。

* : それはご友人としてですか、例えば、逆に仕事上のお付き合いみたいなのかもあったりしますか。

A : それもある人もいますけど、でもやっぱり同級生としてっていうのが。仕事はもう全くバラバラなんで接点がないことが多いんですけども、多少疎遠になっても会えばすぐ打ちとけるし。

* : そうなんですね。やっぱり結束の強い感じなんですね。

A : そうですね。だからこの、多分、全国の朝鮮学校全部そうだと思うんですけども。そのなんていうんだろう横の繋がり、縦じゃなくて横の繋がり自体が。そんな広くないからなおさら強いのかもしれないです。

この発言からは、在日朝鮮人のコミュニティというものが地理的な制約を超えた大きな広がりをもったものであることがわかる。朝鮮学校はコミュニティの中心として、人をつなぐ点としての機能を持っているだけでなく、その点での経験をもとにつくられる関係は、日本各地に張り巡らされた社会的ネットワークとしての機能も持っているのである。

さらに、朝鮮学校の卒業生であるということは、直接の関係がなかった者同士でもつながることができる。直接的な関係がなかったとしても、朝鮮学校の卒業生だというだけで関係性を広げていくことが可能である。

D : 朝鮮学校ってどこに行っても自分の子どものようにみんなが接してくれるので、それはどこのハッキョ（学校）から来ましたって言うだけで、みんな。だから私たちもお嫁に来たりとか、行ったりとか、要するに県外に行っても、なにかしら誰かと繋がってるっていうのが結構、「あ、その人知ってる！」みたいな感じになるので。私なんかは高校までしか行ってないので、大学とか通ってる人たちからすると、自分の友達が大学行ってたら、「同級生にこの人いる？」みたいな感じになって話がみんな繋がるので、そういう面では初めに行った時は自分 1 人ですけど、だんだん知ってくうちにどんどんいろんな人と、この人のことも知ってるのみたいな感じになるので、その点は日本の学校と、朝鮮学校の違いっていうか。

C : そういう絆は強い。

D : 全然知らなかった人がいつの間にか自分の友達になっちゃってるような感じになって。

C : みんな親戚なんですよ。辿ってくと、こんなところまで親戚って、どこまでも繋がってるんですね。こうやって結婚すると、こっちの誰かとこっちの誰かが親戚って、あの人の子ども、あの人の子どもってなって、みんなほとんど親戚。

D : だからどこに行っても、ちょっと自分が勇気を出して話しかければ、いつの間に

かみんな友達みたいになってるので。どこの学校？どこの学校卒業したの？誰々さん知ってる？こうやって広まってくんですね。

朝鮮学校に子どもを通わせることは、朝鮮学校を中心として形成される人間関係を、社会関係資本として子どもに相続させることである。調査対象者たちは、在日朝鮮人同士の社会的ネットワークの中で職業の斡旋を受けてきていた。しかし、この機能は現在では後退している。代わりに重要になっているのが、在日朝鮮人であることの帰属意識をもたらす機能である。本章第2節で検討したように、圧倒的に日本人が多い社会の中で「他者」としての立ち位置に置かれがちな在日朝鮮人にとって、この機能は重要なものであると考えられる。

第2項 社会関係資本を相続することそのものの意味

第4章で整理したように、本研究の調査対象者たちは在日朝鮮人同士の人間関係のなかで就労の機会を得ていた。いわゆる民族系の金融機関等に勤め、日常的に在日朝鮮人との関わりが比較的多い調査対象者のケースでは、職場の人びととの関係が、学校選択に影響を与える要因の一つとなっていることが語られていた。

C・D 夫妻のケースでは、他の調査対象者と同じように子どもを朝鮮学校に通わせることは、ふたりだけで決めたと言っていた。しかし、C・Dともに、職場の中での人間関係が、学校選択に大きな影響を与えていた。同時にインタビューを行ったC・Dの、子どもを朝鮮学校に通わせることになった経緯に関する一連の語りを見てみよう。

C：昔はそういうところ〔民族系の金融機関〕で働いていると、ウリハッキョに〔子どもを通わせる〕っていうのが、まあ、基本じゃないけど、自然に。

D：条件じゃないけど、まあ、みんながそういう〔子どもを朝鮮学校に通わせるという〕環境だったんですよ。でもそのことによって、ふたりでなんかやっぱり近くの学校がいいとか、そういうのを話した記憶はないんですよ。だからもう学校に入れるっていうふうになった時に、そこ（朝鮮学校）に入れる為には寮に入れなきゃいけない、必ず寮に入れなきゃいけない条件だったんですけど、何も別に。

上記の語りには、C・D 夫婦が職業的つながりを持ち、日常的に関わっている人びとからの、学校選択に対する影響がうかがえる。ふたりとも、子どもの学校選択について、職場の人たちから明示的なアドバイスを受けたことはなかったという。しかし、朝鮮学校に子どもを通わせることは、職場の中では「決まりごと」(C)であり、逆に、日本学校に通わせることは、「ありえないこと」(C)であったという。そのような関係の中で、C・D 夫妻にとっても、自分たちの子どもを寄宿舎に入舎させ、朝鮮学校に通わせるという選択をとることは、「自然に、なにもためらいもなかった」(D)という。

職場の中での人間関係が、学校選択に影響を与えたというエピソードは、他の調査対象者からも語られていた。

F : いや、どうなのでしょうね。やっぱり主人の働いている会社も、それこそ総聯系の感じなので、たぶんちょっとした圧力もあるんですよね。「入れなよ」みたいな感じで。それもあったと思います。

これらの語りは、民族系金融機関や在日朝鮮人が経営する会社に勤務している人びとによるものである。第4章第1節で述べたように、本研究の調査対象者たちの職業的世界は、親世代から相続されたものか、在日朝鮮人コミュニティの中で受け継がれたものである。これらの職業的世界を通じた在日朝鮮人同士の日常的な関係が、彼／彼女たちの学校選択を左右する要因の一つとなっていたのである。

このように、散住地域であったとしても、日常的に朝鮮人との関係が比較的深く、それらの人びとが皆子どもを朝鮮学校に通学させているという状況のなかでは、意識的にではないにせよそのことが学校選択に影響を及ぼしていたのである。子どもを朝鮮学校に通わせるということは、「子どもを朝鮮学校に通わせている親」になることである。そのことは、在日朝鮮人のコミュニティの成員であることの証のようなものとなっている考えられる。

また、朝鮮学校に子どもを通わせることの意味は、朝鮮学校を守っていくという「使命」のようなものとしても語られていた。

G : 昔はそれでもね、うちの父、母、おじいさん、おばあさんの時代はもう、すごく〔植民地支配から〕解放されて、やっぱりね。確かにもう時代は違うなっていうのはすごく思いますけど。でも、それでもそうだな。朝鮮学校をやっぱり守っていかなくちゃいけないっていう、なんかそういうのを叩きこまれちゃいました。

* : 叩きこまれた？叩きこまれちゃいましたって、お感じなんですか？

G : それだけはなんかあるんですよね。やっぱりね、在日の社会の中で朝鮮学校の意義ってすごく大きいと思います、私は。

* : ああ、そうですか。

G : そうなんです。在日の人たちが集まる場はやっぱり学校だし。

以上、朝鮮学校に子どもを通わせることを、社会関係資本という視点からみてきた。そこでわかったことは、朝鮮学校は在日朝鮮人のコミュニティの中心であると同時に、日本全国に広がる在日朝鮮人同士のネットワークのような人間関係を作る場として機能していた。宮島はブルデューの社会関係資本のコンセプトと関連づけて、エスニック・マイノリティにとって、「先進国の、特に大都市ではその社会成員を単なる『個人』へと解体し去る、社会的、道徳的な圧力が大きいだけに、社会的ネットワークの保持は重要なのである」と指摘している(宮島 1994: 176)。本研究の調査対象者たちは、大都市の居住者ではない。しかし、日本人が圧倒的多数の社会の中で異質な他者であることを認識させられがちな状況にある在日朝鮮人たちにとって、社会的ネットワークは在日朝鮮人であり続けることを支えるものである。また、そのような社会関係資本を相続するという実践自体が、在日朝鮮人同士の間では意味をなすものとして捉えられているのである。

第5節 将来的な展望との関係

第4章第2節第8項で確認したように、調査対象者たちは、在日朝鮮人の社会的ネットワークの中で子どもたちに職業を斡旋することを考えてはいなかった。本節では、以上の点に留意しつつ、朝鮮学校に子どもを通わせることと、子どもの将来に対する展望との関係を探っていく。

第1項 将来の展望を描きにくい状況

調査対象者たちは皆、在日朝鮮人同士の関係の中で職業的世界を得てきた。しかし、自分の子どもたちに対しては、親や祖父母世代から受け継いできた家業を継ぐことや、いわゆる民族系の企業や朝鮮総聯などの組織で働くことを求めてはいなかった。それよりも、共通して聞かれたのは、子どもがやりたいことをやって欲しいという望みであった。分析を深めると、このことは社会状況の変化と関係しているということがわかった。

*：まあ今後お子さんの人生がこうあって欲しいみたいなのって、どのようにお考えですかね？

B：いやあ、もうね、あの一、とにかくうちの長男なんかは、朝鮮大学校〇〇学部入ってるんですよ。大体そこを卒業すると、皆さん総聯系の仕事に行く子もいれば、まあ自分の家継ぐ子もいれば、いろいろだと思うんですけど、まあまだ勉強する子もいる、いるでしょうし。大体、まあそっちのほうに職が行くんですけど、今この時代、だんだんうちのその総聯系の支部も少なくなってきてますし、本部も経済的に今しんどい状況だと思うんですよ。私もちょっとちゃんと見てないから、わからないんですけど。そうなると、やっぱり就職じゃあどうするっていう、そっちのほうに心配なんですよ、私は。

*：ああ、そうなんですか。

B：そこに就職はもちろんできると思うんですよ。あの、大学のほうでたぶん紹介っていうか、あれしてくれると思う。ただ、今の時代、お給料頂けないですよ、そうなる。今、この本部の方達も、少ない給料で若い方達やってると思うんですよ。そうなる、やっぱり生活はどうしますっていう。それで、いつまでもずっとそこにいれるわけじゃないじゃないですか。結婚もしなくちゃいけないっていうのもあるでしょうし、じゃあ子どもできたらどうするのっていう。給料ももらえない。

*：そうですね。はい。

B：だけども、そこにいて、今度新しいところに就職ってなかなか無理じゃない？うちがなんぼ商売やってるとはいえ、うちももう、どんどん過疎化の村ですから、あそこは。いつかはもう辞めるときが来ると思うんですよ、私も。だから、私はそういう意味では、息子にはだから自分で自立して、自分の何かやりたいことをやるなり、それに向かって何かまた勉強するなりっていうことをしてもらいたいなと思ってるんですけど。だから、私が心配なのはそこですよ。

先行研究で明らかにされているように、在日朝鮮人に対する職業差別は、在日 2～3 世の世代の調査対象者たちの時代と比較して、現在では軽減されてきている。しかし、第 1 章第 3 節で検討したように、日本の労働市場において、在日朝鮮人の職業選択を制限する何らかの力動が働いている現状がある。そのことは、朝鮮学校が正規の学校として認められていないことで、朝鮮学校の卒業生たちが排除されがちであることとも関係しているだろう。

他方、在日朝鮮人同士の関係のなかで職業の斡旋を受けることも、難しくなっている。仮に、そのなかで仕事の機会を得られたとしても、十分な収入を得ることは難しくなりつつある。民族組織としての朝鮮総聯がかつてと比べて弱体化していることに表れているように、在日朝鮮人のなかでも個人化が進み、在日朝鮮人のコミュニティの力が小さくなってきているからである。

また、過疎化の進行によって、地方で家族経営的な自営業を続けることも困難になってきている。これは、在日朝鮮人であるか否かに関わらず、日本社会全体の変化である。それによって、調査対象者たちの世代までのように、親世代から自営業を引き継ぐことが難しくなっている。

朝鮮大卒卒業後の進路の一つとして、朝鮮学校の教員になることも考えられる。調査対象者自身やその親族のなかにも、以前は朝鮮学校の教員をしていたという者が複数いた。しかし、様々な要因が重なり合って、朝鮮学校の運営は現在困難になってきている。それによって、朝鮮学校の教員を続けることも難しくなりつつある。その背景のひとつには、朝鮮学校が一条校でないことによって地方自治体からの補助金が極めて少なかったり、近年更に削減・廃止されつつあったりするという、排除に裏打ちされた経済的な事情がある。かつては在日朝鮮人のなかでも財力のある人びとが朝鮮学校を支えていたが、労働構造が変化した今日では、それも難しい状況である。また、日本人だけではなく在日朝鮮人の間でも少子化が進んでおり、朝鮮学校に入学する児童生徒が減少しつつある。

C : だから私個人として訴えたいのは、いま全国的に県や市や補助金全部ストップしてますよね。これが連鎖して広まっていますよね。学校の運営自体がそれだけで大変なんです。補助金も出ないとね。給料も払えなくなる、先生辞めなければならない。給料安くなる。そうすると、その地域にいる同胞たちは学校の為にいろんなバザーやってあげた利益を学校にやるとか、今後そういうお金の作りしか出来ないんですよ。昔は個人個人がみんな経営者がいて、パチンコも絶好調の頃は子どもはみんな朝鮮学校に。力のある人は力なり、お金のある人はお金を出せよとそういう時代がもうなくなってきて、みんな全般的にサラリーマン化してるんですよ。そうするとイベントやるにしても土日ぐらいしか人が集まらない。平日やると人が集まらない。そういう社会的ないろんな構造が崩れて来て、若い人もいま結婚適齢期もみんな晩婚化してるじゃないですか。20代で結婚出来なくて、30代になっても独り者が多いと。その中でいくと少子高齢化が始まって、生徒数も今日もいろいろ訴えてましたけど、学校に子どもを送れない状況を作り出して

と思うんですね。だから今後も未来を見て行くと子どもが少ない、当然学校運営出来なくなる。

以上の発言を総合すると、朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちは、子どもの将来の展望を描くことが難しくなっていると考えられる。第4章第2節第8項で整理したように、調査対象者たちは皆、自分の子どもたちには自由な選択をして欲しいと望んでいた。しかし、それは、積極的な期待だけでなく、在日朝鮮人同士の間で職業的世界を得ることが難しくなっており、必然的に「やりたいこと」をみつけたり、「自由な選択」をしたりしなければならないというように、個人で将来展望を模索しなければならない状況が生じているということであるとも言える。親世代までのように在日朝鮮人同士の人間関係のなかで職業斡旋を受けたり家業を継いだりすることが難しくなっているという状況の大きな変化がある。一方、朝鮮学校は一条校ではないので卒業したとしても正規の高等学校や大学を卒業したとはみなされず、選択できる進路は限定されているのである。

さらに、第2節で考察したように日本社会のなかで朝鮮人であり続けようとするならば、他者であることを意識させられ、疎外感を抱きがちになる状況に置かれてしまう。これらの事柄を鑑みるならば、子どもたちは自分で将来の選択をしなければならないが、それほど自由な選択ができるわけでもない状況に置かれていると考えられる。

第2項 広い世界で活躍する朝鮮人になることの期待

子どもの将来の展望を描くことが難しくなっている状況でありながらも、調査対象者たちは、いくつかの思いを語った。具体的な展望として聞かれたのが、日本社会を超えて広い世界の中で活躍する仕事に就くことである。それは朝鮮学校で習得した朝鮮語を活かすことができ、日本に生まれ育った朝鮮人であるという立場が優位になる仕事である。

*：もっと先のお子さんの将来のお仕事についてとかって、何か考えてることってあります？

G：仕事ね。自分はいろんな考えがあってね。たぶんこの子たちがもう社会人になる頃には国交正常化が結ばれてて、日本のビジネスがもう乗り込んでいって、そういうチャンスが、そういう時代にきてるのかなとも。そういう時に朝鮮学校出身者ってされるし。パチンコの仕事、実家の仕事を継いでやっていくのか、あるかもしれないんですけど、せっかく朝鮮学校を出てるから、グローバルな仕事ってなれば、いま不毛地帯の北朝鮮ですからこれからもう。ほんと国交正常化してればビジネスチャンスはいっぱいあると思うんですよ。なんぼでもありますよ。何もないですからね。ヨーロッパなんかもうガンガン入ってますからね、今。日本も入りたいんですよ、ほんと。通訳もそうだし。そう、そう。やっぱり朝鮮籍の。そういう仕事に就いてくれればいいとは思いますがね。あとは在日の人はいっぱい事業、どう言ったらいいのかな。実家でやってる人がいるからね。その気持ちがあれば継いでくれればいいし。

調査対象者たち保護者の希望だけでなく、子ども自身も、国際社会で活躍できる仕事に就くことを展望しているということも聞かれた。

A：下の娘は〇〇学部で英語を習って最終的にはそれを活かした仕事に就きたいと〔言っている〕。今のところはまだ漠然としてるんだけど、本人曰くツアコンをやりたいと。ツアーコンダクターをやって世界中飛び回りたい。なるかならないか分からないですけど。

朝鮮学校で習得した朝鮮語を活かすことができる仕事に就くことによって、朝鮮語は利益をもたらす資本へと変換される。在日朝鮮人であることを再生産する文化資本が、別の意味を持つようになるのである。さらに、英語を習得することによって、朝鮮学校の卒業生たちは、朝鮮語、日本語、英語を話すことができるマルチリンガルになる。また、日本の中で朝鮮人であることは「他者」として疎外感を抱かせられるものであるが、日本社会の外に出るならば、場合によっては強みにすらなっていくと考えられている。

抽象的な次元では、調査対象者たちは主体性を持った人間になることを子どもたちに望んでいた。例えば、それは次のような語りに表れていた。

A：一言で言うなら自分で判断する。そしてそれをできる力なり知恵なり知識なりは身につけて欲しいなどは思うけども。

第4章第2節第7項で整理したように、調査対象者たちが子どもを朝鮮学校に通わせることで実感している影響は、子どもが自立したということであった。この実感と将来の展望は、関連付けて考えられるものである。

他方、日本社会のなかで朝鮮人であり続けることも望みとして語られていた。

C：こういう異国の地でも、朝鮮人として胸を張って正々堂々と社会に復帰しても(社会に出て)、朝鮮人の名前を汚さないように、日本の友達とかそういう人を大事にしなが、そうやって継続していくと、そういうことがうちの願いというかアレですよ。日本人に生まれなくて、逆に外国人に生まれて来て逆に良かったと思います。

*：それはどのようなことですか？

C：日本の人は日本の国のために働くじゃないですか？平凡じゃないですか？自分の国のために働くのは。うちは外国から来て、先祖が向こうであって、日本に渡り住んで、そこで生まれて、いろんな状況の中で、いろんなひもじい思いもあり、そういう中で闘って勝ち取った権利もあるし、そういうのが他では出来ない、なんかあるじゃないですか。

上記の語りのなかでは、朝鮮人と日本人が対比的に語られ、朝鮮人であることに対する自負のようなものが見られる。しかし、だからといって日本社会から離れて生きていくの

ではなく「日本の友達とかそういう人を大事にしながら」というように、あくまでも日本社会のなかで生きていく朝鮮人の姿が語られていたと言えるのではないだろうか。

以上、本節の内容をまとめると、朝鮮学校の卒業後の子どもたちの展望を描くことは難しい状況にある。そのこととの関係で考えるならば、朝鮮学校に子どもを通わせるということに意味を見出しにくくなっている。調査対象者たちは子どもたちに対して、自分がやりたいことをやって欲しいと望んでいるが、それは自分自身で将来を切り開いていかなければならないということでもある。

そのような状況のなかで、調査対象者たちは何とか子どもたちの将来を展望しようとしていた。そのひとつとして、具体的な次元においては日本社会を飛び出して国際的な職業に就くということであった。そして、抽象的な次元では、主体性をもった人間であること、朝鮮人でありつづけることが望まれていたのである。

小括

本章では、朝鮮学校保護者の教育戦略を、ポストコロニアルな社会的排除との関係において考察してきた。そこで明らかになったのはつぎの事柄である。

第一に、在日朝鮮人に対する排除・差別の経験との関係における意味である。日常的な生活のレベルにおいて経験したあからさまな差別・排除の現実、学校選択の要因のひとつとなっている。また、在日朝鮮人の散住地域においては、日常的に在日朝鮮人同士の関係を持つことは難しい。しかし、日本のなかで朝鮮人であるということに対しては、他者化の力動が働いている。そのような状況において、「同じ在日朝鮮人」とのつながりを持つことを調査対象者たちは模索していた。

第二に、文化資本の相続という側面からみた意味である。朝鮮学校に子どもを通わせることは、朝鮮語や朝鮮の歴史・文化などのいわゆる在日朝鮮人文化を子どもたちに伝達し、共有する環境に身を置くということを期待した選択であるということが含意されていた。在日朝鮮人文化の伝達・共有は、日本学校においては為しえないものである。

第三に、社会関係資本の相続という側面からみた意味である。散住地域の在日朝鮮人にとって、朝鮮学校は極めて重要なものとして位置づけられていた。それは、在日朝鮮人コミュニティの中心として人びとが集まる物理的な場所である。それだけでなく、朝鮮学校は、卒業後も続く日本各地に広がる社会的ネットワークを再生産する場所でもある。子どもたちを朝鮮学校に通わせるということは、様々なところに散住する在日朝鮮人個人の帰属意識をもたらすものとして、人間関係を相続するということが含意されていた。

社会関係資本の相続という側面から見ると、学校選択はもっぱら子どものためとしての側面だけでなく、保護者自身のためとしての意味も持ち合わせていた。朝鮮学校に子どもを通わせるということは、「朝鮮学校に子どもを通わせている保護者」になるということでもある。

第四に、調査対象者たちが抱いていた自らの子どもたちについての将来展望との関係において明らかになったものが、より広範な社会において活躍できるような教育効果を得るという意味づけである。個人化の力動が強く働く中であって旧来のように職業的世界の継

承によって経済的資本を獲得するという展望を描くことは難しくなっている。そうした現状の中で、具体的なレベルでは日本社会の枠組みを超えて活躍することを思い描き、抽象的なレベルでは主体性を持った人間になることを望んでおり、そのための教育が期待されていた。

終章 本研究の成果と今後の課題

本研究は、旧植民地に背景を持つ人びととして在日朝鮮人に焦点を当て、彼／彼女たちが植民地主義的な構造に根ざした社会的排除＝ポストコロニアルな社会的排除にさらされがちな中であって、その現実と朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちの学校選択にはいかなる関係があるのかを明らかにすること、そして排除の克服の方向性を検討することを目指したものであった。

本章では、まず第1節で、序章から第5章までの内容を振り返る。その上で、第2節では、本研究の結論を述べる。最後に第3節では本研究の意義を確認し、今後の研究課題を提示する。

第1節 本研究の要約

序章では、まず、本研究の背景と問題の所在について述べた。社会的排除の克服を目指した議論が盛んに行われながらも、日本の社会的排除研究において、ポストコロニアルな社会的排除が見られる場の一つである朝鮮学校はあまり題材とされてこなかった。他方、朝鮮学校に関する先行研究では、朝鮮学校に子どもを通わせることは、同化教育への抵抗であり、民族アイデンティティを形成するための自由で主体的な選択であるかのように論じられがちである。

また、在日朝鮮人を題材とした先行研究では、在日朝鮮人の集住地域が頻繁に考察の対象となってきた。先行研究では、朝鮮学校在学経験がある在日朝鮮人たちは、日常的に日本人との関係に乏しく生活していると述べられていた。しかし、そのような論は、ひとつの市区町村に一家族しか在日朝鮮人がいないような散住地域の現実とは合致しない。さらに、散住地域の朝鮮学校に通学している子どもたちの一定程度が親元を離れて寄宿舎に入舎している。しかし、朝鮮学校に関する研究において、寄宿舎に入舎している子どもやその親に焦点を当てたものは見つからない。そこで、散住地域の朝鮮学校に焦点を当てることによって、より多様な在日朝鮮人のおかれた状況を明らかにすることを提起した。

以上より、研究の目的を、「在日朝鮮人散住地域の朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちに焦点をあて、ポストコロニアルな社会的排除の文脈と関連づけながら、保護者たちの学校選択の実際とその意味を分析し明らかにすること、さらには在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性を検討する」と定めた。具体的には、ある在日朝鮮人の散住地域に所在する「X 朝鮮学校」に子どもを通わせている保護者たちを調査の対象とした。

第1章では、社会的排除に関する理論的研究を検討し、概念整理や分析枠組みの提示を行った。第1節では、本研究の鍵となる概念である社会的排除について、ヨーロッパにおける先行研究を中心に検討し、概念的特徴を整理した。

第2節では、ヨーロッパにおける社会的排除概念の再考に大きな影響を与えているポストコロニアル研究の視座を参照した。そこから得られた知見は、①移民的背景を持つ人びとの排除を、彼／彼女たちの「特有な」エスニシティや民族の問題としてではなく、排除を生み出す社会構造の問題として捉える必要があること、②排除と包摂は政策的には二項対立的に捉えられがちであるが、包摂を目指した政策の中において排除が生み出されているということに着目する必要があるということであった。

第3節では、第1～2節において得られた知見を手掛かりに、在日朝鮮人に対する日本社会の排除の特性について検討した。ヨーロッパにおいて「包摂型社会」から「排除型社会」への転換が見られたのに対して、日本は在日朝鮮人に対しては一貫して「排除型社会」あり、労働市場などにおいていまだに厳しい状況にあることを指摘した。排除の現実に対して在日朝鮮人たちは、民族集団内のインフォーマルな互助的なネットワークを形成し、生存の機会を作り上げてきた。しかし、ヨーロッパと同様、近年は個人化の促進の結果として、排除への対応が個人的な責任に帰されがちになっているということを指摘した。また、在日朝鮮人に対する排除の価値観は、植民地主義的なものであることを述べた。

第4節では、そもそも教育を社会学的にどのように位置づけるのか検討した。まず、在日朝鮮人の教育をめぐる排除と包摂は、日本の教育制度に入り組んだものとして埋め込まれており、二項対立的には捉えられないことを指摘した。つぎに、ブルデューらの議論を手掛かりに、文化・社会的装置としての学校を、既存の階層構造を再生産する場として捉えた。さらに、学校選択を教育戦略の中核をなすものとして分析することで、学校選択に影響を与える排除の構造を明らかにするという方向性を提示した。

第2章では、本研究の対象として朝鮮学校保護者を取り上げる前提として、在日朝鮮人の教育に関する歴史と現状について論じた。第1節では、在日朝鮮人が日本に渡航した歴史を、植民地支配との関係において整理した。

第2節では、日本による朝鮮半島の植民地支配終結後に、ポストコロニアルな社会的排除がどのようにして形成されてきたのか、在日朝鮮人に対する政策の変遷を中心に明らかにした。そこで明らかになったのが、「外国人」化という制度上の他者化によって、在日朝鮮人は福祉国家の枠組みから排除されたということであった。

第3節では、在日朝鮮人に対する教育政策と教育状況の変遷を、植民地支配期から今日に至るまで、朝鮮学校に対する排除の構造を中心に引き上げ概観した。昨今問題として取り上げられている高校無償化制度からの朝鮮学校の除外をめぐるのは、排除の克服を目指したはずの制度の運用において、「排除されるもの」と「包摂されるもの」の線引きがなされてしまったことを明らかにした。

第3章では、朝鮮学校保護者の学校選択を明らかにするためのインタビュー調査の概要として、調査設計、分析方法、調査フィールドの特徴について説明した。

第4章では、インタビュー調査で得られたデータをもとに、朝鮮学校保護者の学校選択の実際を整理した。そこから明らかになったのは、つぎの事柄である。

第一に、学校選択の経緯に関する事柄である。調査対象者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることを、「あたりまえ」であるかのように捉えているということが明らかになった。それは、調査対象者たち自身や配偶者が朝鮮学校の卒業生であること、さらには、親が自分を朝鮮学校に通わせたので、自分も子どもを朝鮮学校に通わせるというように、「あたりまえである」と認識するような状況におかれていたということである。朝鮮学校に子どもを通わせるということは、習慣的なものとして家族内で行われていることであった。

第二に、散住地域という地理的条件に関する事柄である。寄宿舎に子どもを入舎させなければならないことは、朝鮮学校に子どもを通わせるうえで阻害要因となりうるものである。しかし、寄宿舎の入舎経験で得られるものは、大きな意義あるものとして実感できるもの

でもある。

第三に、排除の現実に関する事柄である。朝鮮学校に対する排除の現実については、実際に子どもを朝鮮学校に通わせている人びとは、排除の現実があるからこそ朝鮮学校に子どもを通わせることの意義を、より積極的なものとして見出そうとしていた。

第四に、朝鮮学校に子どもを通わせることによる影響に関する事柄である。調査対象者たちは、子どもの自立性や社会性が養われたり、生活力が身についたりするということを実感していた。この効果は、朝鮮学校内部の人間関係のあり方や、親元から離れていることと関連付けられているものである。

第五に、子どもの将来の展望に関する事柄である。朝鮮学校卒業後の子どもの将来の展望に関しては、子どもたちには自分のやりたいことをやって欲しいと望んでいるということが明らかになった。これは、調査対象者たち自身の世代とは異なるものである。調査対象者たちが家業を継いだり、民族系の企業等で働いたりするなど在日朝鮮人同士の間関係のなかで職業的世界を継承してきたのに対して、現在は、そのような展望を描くことは難しくなっているのだと言える。

第5章では、調査対象者たちが朝鮮学校に子どもを通わせるということが何を含意しているのかを、ポストコロニアルな社会的排除との関係において考察した。そこで明らかになったのはつぎの事柄である。

第一に、在日朝鮮人に対する排除・差別の経験との関係における意味である。日常的な生活のレベルにおいて経験したあからさまな差別・排除の現実、学校選択の要因のひとつとなっているケースもある。日本のなかで朝鮮人であるということに対しては、他者化の力動が働いている。そのような状況において、「同じ在日朝鮮人」とのつながりを持つことを調査対象者たちは模索していた。

第二に、文化資本の相続という側面からみた意味である。朝鮮学校に子どもを通わせることは、朝鮮語や朝鮮の歴史・文化などのいわゆる在日朝鮮人文化を子どもたちに伝達し、共有する環境に置くということを期待した選択であるということが含意されている。それは在日朝鮮人文化の相続であるとともに、相続するにふさわしい主体の再生産でもある。また、個人にとっては在日朝鮮人コミュニティへの帰属意識を獲得することにつながる。

第三に、社会関係資本の相続という側面からみた意味である。このことは、散住地域の在日朝鮮人にとって、極めて重要なものとして位置づけられている。それは、在日朝鮮人コミュニティの中心として人びとが集まる物理的な場所である。それだけでなく、朝鮮学校は、卒業後も続く日本各地に広がる社会的ネットワークを再生産する場所でもある。子どもたちを朝鮮学校に通わせるということは、様々なところに散住する在日朝鮮人個人に帰属意識をもたらすものとして、人間関係を相続するということが含意されている。

社会関係資本の相続という側面から見ると、学校選択はもっぱら子どものためとしての側面だけでなく、保護者自身のためとしての意味も持ち合わせている。朝鮮学校に子どもを通わせるということは、「朝鮮学校に子どもを通わせている保護者」になるということでもある。

第四に、調査対象者たちが抱いている自らの子どもたちについての将来展望との関係において明らかになったものが、在日朝鮮人コミュニティを超えたより広範な社会において

活躍できるような資本を得るという意味づけである。個人化の力動が強く働く中であって旧来のように職業的世界の継承によって経済的資本を獲得するという展望を抱くことは難しい。具体的なレベルでは日本社会の枠組みを超えて活躍することを思い描き、抽象的なレベルでは主体性を持った人間になることを望んでおり、そのための教育が期待されている。

以下ではこれまでの検討を踏まえ、本研究の目的であったポストコロナルな社会的排除の文脈と関連づけながら、在日朝鮮人散住地域の朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちの学校選択の実際とその意味を明らかにし、在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性を検討していく。

第2節 朝鮮学校保護者の学校選択の実際と意味

第1項 朝鮮学校保護者の学校選択の実際

本研究では、朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちの学校選択の実際を明らかにするために、散住地域にある「X 朝鮮学校」の保護者たちを題材に、検討を進めてきた。

本研究で明らかになったのは、朝鮮学校保護者たちにとって、子どもを朝鮮学校に通わせるということは、「あたりまえ」な選択であるかのように捉えられているということである。別な言い方をすれば、朝鮮学校に子どもを通わせている人びとは、そのことを、「あたりまえ」なこととして捉えるうる状況におかれているということである。それは、朝鮮学校保護者たち自身が朝鮮学校の卒業生であり、自分自身が朝鮮学校に通ったのであるから、子どもを通わせることも自然な成り行きであるという意味である。さらに、自分の親たちが自分を朝鮮学校に通わせたのであるから、それと同じように、自分の子どもも朝鮮学校に通わせているに過ぎないという意味である。つまり、朝鮮学校に子どもを通わせるということは家族内での習慣的なものであり、世代間で継承されているのである。

保護者たちは、子どもの入学に際して、朝鮮学校が日本の教育制度の枠組みの中では正規の学校として認められていないことで、様々な制約を受けていることに対する不安を周囲の人びとから聞いたり、彼／彼女たち自身も実感を持って朝鮮学校に対する排除の現実を認識したりしている。しかし、そのことは、現に朝鮮学校に子どもを通わせている人びとにとっては、排除の現実があるからこそ子どもを通わせるというように、より積極的な選択の理由として認識されている。

つまり、朝鮮学校保護者たちは、子どもを朝鮮学校に通わせることを、「ごく自然に」という意味においての「あたりまえ」の選択であるかのように認識させられる状況にある一方で、肯定的な選択として、積極的に朝鮮学校に子どもを通わせているというようにも認識しているのである。

一方で、「あたりまえ」という言葉で一括りに説明できない現実もある。それは、排除の現実に促されるものとしての学校選択というケースである。日本学校における日常的な生活の次元における排除の経験が、朝鮮学校を選択することの要因の一つになっているケースもある。

では、在日朝鮮人の散住地域であるという点についてはどうであろうか。先行研究では、

在日朝鮮人の集住地域が頻繁に考察の対象となってきたが、散住地域には集住地域とは異なる状況があるのではないかと考え、本研究では、散住地域に所在する「X 朝鮮学校」に子どもを通わせている保護者たちを調査の対象とした。散住地域の特徴として着目したのが、寄宿舎に子どもを入舎させなければ子ども朝鮮学校に通わせることができない地理的な条件に置かれた保護者たちがいるということであった。

保護者たちにとって、寄宿舎に子どもを入舎させなければならないことは、朝鮮学校に子どもを通わせることを阻害する要因としての側面を持っている。それは、親元を離れることによる親子双方の心理的な負担という点が、大きなものとなっていると言える。経済的な負担については、本研究の調査ではそれほど語られなかった。しかしそれは、実際に寄宿舎に子どもを入舎させている保護者たちは、少なくとも調査実施時点では、そのことが可能な経済状況であるということではないだろうか。仮に、経済的な負担が大きくなるならば、寄宿舎に入舎させ続けることは難しくなるのではないかと推測される。

寄宿舎に子どもを入舎させることについても、保護者自身もそうであったのだから「あたりまえ」であるかのような語りが複数あった。しかし、保護者たちは、寄宿舎に入舎させることで生じる負担を軽減しようとしたり、そもそも寄宿舎に入舎させなくても済むようにしたりしている。つまり、保護者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることを「あたりまえ」のこととして捉えるにせよ、積極的な選択として捉えるにせよ、現実的に朝鮮学校に子どもを通わせることができるような状況をつくり出す努力をしているのである。

一方、寄宿舎に子どもを入舎させることは、肯定的な意味を見い出せる側面もある。それは、親元を離れることで、自立心が養われたり、他者から支えられていることを実感し感謝の気持ちを抱くことができたりするという効果である。こうした効果は、朝鮮学校に通わせることと寄宿舎に入舎させることが不可分のものである散住地域の人びとにとって、集団生活のなかで上下関係を重んじたり、他者を敬うことを大切にしたりするという朝鮮学校の教育効果として捉えられているものと一体的に、朝鮮学校に通わせることで得られる効果として認識されている。

第2項 朝鮮学校保護者の学校選択の意味

つぎに、朝鮮学校保護者の学校選択の意味を、ポストコロニアルな社会的排除との関係において考察していく。

第5章では、第1章第4節で検討したブルデューが提起した文化的再生産論の議論を手掛かりに、朝鮮学校に子どもを通わせるという選択の背景にある様々な状況を検討してきた。本研究で明らかになったことは、朝鮮学校保護者の学校選択は、ポストコロニアルな社会的排除に対する応答としての意味を持っているということである。それには、いくつかの側面がある。ひとつは、形式的な排除に対する応答という側面である。朝鮮学校は、在日朝鮮人文化や朝鮮語、さらには態度や姿勢までもを含めた文化資本を子どもたちに相続する場として機能している。第1章第4節で検討したように、日本の教育制度の中では、日本学校において民族教育を受けることはできないという排除が埋め込まれている。そのことに注目するならば、日本学校では為しえない文化資本の相続が、朝鮮学校において達成されているということが明らかになる。

もうひとつは、日常的な生活の次元における日本人からの排除への応答という側面である。調査で明らかになったケースの中には、日本学校における排除の経験が、朝鮮学校への転校のひとつの要因となっていたというものがあつた。他方、朝鮮人に対する否定的な言説が流布されている日本社会のなかにあつて、朝鮮学校在学経験が自尊心を保持することにつながっているという語りも複数見られた。このことから、日常的な生活の次元における排除との関係でいうならば、朝鮮学校に子どもを通わせるということは、排除の結果としての側面と、排除に抗するための手段としての側面があると言えるのではないだろうか。

さらに、朝鮮学校は在日朝鮮人のコミュニティの中心であり、日本全国に広がる在日朝鮮人の社会的ネットワークを再生産する場でもある。朝鮮学校の卒業生であるということによって、顔見知りの同窓生たちとのつながりだけでなく、ネットワークの一員として、全国に散らばる見知らぬ在日朝鮮人とも容易に関係を構築できる。特に、日常的に在日朝鮮人同士の間が乏しい散住地域の人びとにとって、この機能の持つ意味は大きなものであると言えよう。

ところで、序章では、先行研究においては、朝鮮学校に子どもを通わせることは「異化」として捉えられ、民族アイデンティティ形成のための主体的で自由な選択として一括りに説明されがちであることを指摘した。日本学校の中では相続し得ない在日朝鮮人文化の相続、さらには、相続にふさわしい主体としての再生産は、「異化」戦略としての側面であると言えるようなものかもしれない。しかし、第1章第2節で検討したオブライエンとペンナの議論を参照するならば、「同化」対「異化」という捉え方は、恣意的なものではないだろうか。本研究で明らかになったことを振り返ると、「異化」として一括りに解釈できないのではないだろうか。その点について、子どもたちの将来に対する展望や、保護者たちが子どもを朝鮮学校に通わせることで得られていると実感している効果との関係も踏まえながら考察しておこう。

第1章3節で検討したように、これまでの在日朝鮮人のあり方は、ボナシチ (Bonacich =2016) が言うような「ミドルマン・マイノリティ」としての存在であつた。しかし、個人化の力学が働くことで、在日朝鮮人の互助的なネットワークは弱くなっている。先に、朝鮮学校は、日本全国に広がる在日朝鮮人の社会的ネットワークを再生産する場でもあると述べたが、本研究で明らかになったネットワークは、帰属意識を確認したり心理的な支えとなったりするという側面が大きいものであり、具体的に互助的な機能はあまり期待できない。かつて朝鮮学校に子どもを通わせることは、在日朝鮮人のネットワークのなかで職業的世界を得ることにつながっていたが、その機能が弱くなってきているのである。また、散住地域においては、過疎化の進展により自営業を続け、子どもに相続することが難しくなっている。

こうした社会変化がある一方で、朝鮮学校が正規の学校の枠組みからは排除されていることで、卒業生たちは日本の労働市場においては不利な位置に立たされているという現実是不変である。また、在日朝鮮人に対する排除の現実は、形式的な次元においても、非形式的な次元においても見られる。在日朝鮮人に対するポストコロニアルな社会的排除は、現代社会の変化を受けて、形を変えながら存在しているのである。

このようななかで、朝鮮学校保護者たちは、朝鮮学校に子どもを通わせることで相続さ

れる資本を、日本社会のなかで、さらには日本社会をも超えた国際社会のなかで生きていくための資本に転換していくことを子どもたちに望んでいるということができる。国際社会での活躍という、一見華々しいもののように見える。しかし、かつてのように在日朝鮮人のコミュニティのなかで職業的世界を継承して経済的資本を獲得するという展望を抱くことは困難となっているうえに、日本社会のなかで労働市場に参入することも容易ではないという現実の中で、どうにかして再生産戦略を模索しようとしているということではないだろうか。一見すると排除は軽減され、「自由な」選択が可能となったかのように見える現代において、朝鮮学校に子どもを通わせている人びとは、ポストコロニアルな社会的排除にさらされ続けているのである。

形を変えた排除の現実を前に、朝鮮学校保護者たちにとっての子どもを朝鮮学校に通わせることの意味づけは、変化してきていると言えるのではないだろうか。例えば、朝鮮学校で習得する朝鮮語は、単に自らのルーツを認識したり、朝鮮人としての証のようなものとなったりするだけでなく、将来職業的世界において実用的に使える資本へと転換できるものとして意味づけられている。また、朝鮮学校に通わせることを通じて子どもたちが身につけているものとして保護者に実感されている社会性や自立心、他者を敬う態度や礼儀正しさといったものは、日本社会の中で必要な普遍的な能力として意味づけられている。

このように、朝鮮学校に子どもを通わせるということは、ポストコロニアルな社会的排除がある現実のなかで、朝鮮人であり日本社会の一員として、さらにはより広い国際社会の一員として、少しでも良い資本を子どもたちに相続し、できる限り良い社会的地位を得ようと模索する戦略の一環であると言えよう。

第3節 在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性

つぎに、在日朝鮮人に対する社会的排除の克服の方向性について検討していく。

まず、在日朝鮮人の教育をめぐる排除の克服を考える際に、第1章第4節で検討したように、在日朝鮮人の子どもたちは、制度上「教育を受ける権利」から排除されているということであらためて確認しておく必要がある。そもそも在日朝鮮人の子どもたちが権利主体として位置付けられていないことに根本的な問題がある。これは、社会的排除の関係性の問題としてルームが指摘した、「人びとの中のいくつかのグループが、ソーシャル・シチズンシップの現代的概念を具現化する、主要な社会的・職業的環境や、福祉インスティテューションへのアクセスをどの程度拒否されているのかということ」(Room 1995: 7)に他ならないのではないだろうか。

第1章において、社会的排除に関するヨーロッパの研究を検討したり、在日朝鮮人の教育をめぐる排除と包摂について考察したりした。それによって明らかになったのは、排除と包摂は入り組んだものであり、包摂は現状を一定程度変革するが、排除を前提としている以上は排除を補完したり、排除を見え難くしてしまったりするということであった。在日朝鮮人たちが子どもを日本学校に通わせることは、制度上は「恩恵的に」認められているに過ぎず、排除を前提とした包摂という構造となっている。また、日本学校で民族教育を受けることはできない。他方、朝鮮学校は正規の学校として認められておらず、朝鮮学

校に子どもを通わせることは、高校無償化制度からの除外や、高校卒業資格として認められず卒業後の進路が制限されることなど、結果的にさまざまな他の次元の排除につながりかねない。

こうした排除を解決するためには、在日朝鮮人の子どもたちを、教育を受ける権利の主体として位置づけること、日本学校において多様な教育を受けられるように保障すること、さらには、朝鮮学校を正規の学校と同等の処遇がされるように明確化することによって、制度上の排除を克服するという方向性が考えられよう。ただしこれは、朝鮮学校を一条校として位置づけることではないと考える。そもそも一条校と「その他の学校」、すなわち、正規の学校と非正規の学校という線引きがあること自体を問う直す必要があるのではないだろうか。こうした議論は、いわゆる他の「外国人学校」や「外国人」の教育をめぐる排除の問題に関する研究へと接続可能なものであると考える。

他方、このような形式的な排除だけではなく、非形式的な排除の克服も必要である。第1章第3節で検討したように、労働市場における困難や入居差別、さらにはヘイトスピーチの問題など、在日朝鮮人に対する排除の現実には様々な次元において見られる。在日朝鮮人に対する排除は、社会保障制度からの国籍条項の削除など、形式的な側面においては一定程度解消されつつある。しかし、排除と包摂の入り組んだ構造を考えるならば、形式的な排除が一定程度解消されつつあるからこそ、とりわけ非形式的な排除は見え難くなっているのではないだろうか。在日朝鮮人に対する排除の現実の背景には、植民地主義的な価値観の再生産がある。これを断ち切ることは容易ではないが、排除の価値観は特定の人びとによって体现されているものではなく、社会において再生産されていることを鑑みるならば、社会教育等による働きかけが必要であろう。

本研究では、在日朝鮮人の教育をめぐる排除の問題を、社会的排除研究として位置づけて考察を深めてきた。排除と包摂の二項対立的な捉え方の転換、すなわち、排除の克服は包摂ではないということを確認したが、この視座は様々な社会的排除の克服を模索する際に必要なものではないだろうか。現在、本研究で題材とした在日朝鮮人だけではなく、他の「外国人」、障害者、セクシュアル・マイノリティなど、様々な人びとの排除の克服が重要な課題として論じられている。しかし、排除の克服として包摂を想定するならば、それは根本的な解決にはならないのではないだろうか。なぜならば、排除を生み出す主流社会の側は問われることなく、「恩恵的に」包摂するに過ぎないからである。そこで、排除を生み出す主流社会の側の価値観を問うこと、さらには、「他の」カテゴリーの生成を前提とした二項対立的な構図を転換し、多様性が保障される社会を目指すことが、排除の克服の方向性として考えられるのではないだろうか。

第4節 本研究の意義と今後の研究課題

本研究の意義を、本研究の課題との関係において以下の4点にまとめて述べる。

第一に、在日朝鮮人の学校選択に即して、「排除」「包摂」概念を再考したことである。社会的排除をめぐる議論では、排除の対概念として包摂が想定されている。しかし、ヨーロッパの先行研究や日本の教育制度における在日朝鮮人の教育の位置づけを考察すること

で、「排除」「包摂」は複雑に入り組んだものであると捉え、その上で「排除」の克服の方向性を検討することができた。

第二に、在日朝鮮人の教育をめぐるテーマを、ポストコロニアルな社会的排除の問題として論じたことである。日本の社会的排除研究において、社会的排除は「福祉国家の危機」という文脈において「新しく生じた事柄」について論じられがちであり、ポストコロニアルな社会的排除はあまり論じられてこなかった。しかし、在日朝鮮人の形成や朝鮮学校の歴史を確認し、さらには在日朝鮮人や朝鮮学校に対する現在の排除を植民地主義の歴史を踏まえ考察することで、ポストコロニアルな社会的排除として論じることができた。

第三に、在日朝鮮人が散住する地域の朝鮮学校保護者による、学校選択の実際を明らかにしたことである。先行研究では、在日朝鮮人の集住地域が頻繁に考察の対象となってきた。しかし、ある在日朝鮮人の散住地域に所在する「X 朝鮮学校」の保護者たちを調査対象にすることで、朝鮮学校に通学するためには寄宿舎に入舎しなければならないことに代表されるような、集住地域とは異なる散住地域の特徴を明らかにすることができた。

第四に、第三で述べた事例の分析を通じて、朝鮮学校に子どもを通わせている保護者たちの学校選択が持つ意味は、「異化戦略」として一括りにはできないことを示したことである。先行研究では、朝鮮学校に子どもを通わせることは、「同化」への抵抗であり民族アイデンティティを形成するため、すなわち「異化戦略」として一元的に解釈されがちだった。しかし、朝鮮学校に子どもを通わせることは世代間で継承されているいわば「習慣的なもの」である。朝鮮学校選択は、ポストコロニアルな社会的排除の現実があるなかで、自分たちの社会的位置を維持あるいは向上させようという再生産戦略の一環としての意味があることを明らかにすることができた。

最後に、今後の研究課題を以下の2点にまとめて提示する。

第一に、在日朝鮮人に対する排除の克服のより具体的な方法に関する課題である。本研究では、社会的排除の克服を目指すという立場から、朝鮮学校保護者の学校選択の実際とその意味について分析してきた。そして、排除の克服の方向性を検討し、教育を受ける権利の主体として位置づけることや、朝鮮学校の位置付けを再考することなどの形式的な排除の克服とあわせて、非形式的な排除の克服の方向性を検討した。

しかしながら、在日朝鮮人に対する社会的排除の現実には、これまであまり具体的に明らかにされてこなかったのではないだろうか。不平等な法制度やあからさまな差別などに関する研究蓄積は多数見られるが、第1章第3節で検討したような労働市場における排除や、昨今社会問題化されているヘイトスピーチによる被害などの具体的な実態に関しては、その把握のための取り組みが始められたばかりであるといえよう。排除の克服のための具体的な方策を立てるためには、さらなる実態調査が必要であると考えられる。

また、根本的な解決のためには、社会の価値観の転換が必要であるとしても、それは長期的な展望を考えなければならない。一方で、現にいま日常的な生活の次元における排除の現実さらしている人びとをおり、具体的な支援を早急に模索する必要がある。就労をめぐる排除や、ヘイトスピーチによる被害を受けた個人や地域に対する支援の実践の検討が必要である。

第二に、排除と包摂をめぐる研究成果の普遍化に関する課題である。本研究では、排除

と包摂は複雑に入り組んだものであり、排除と包摂の二項対立的な捉え方の転換が必要であること、すなわち、排除の克服は包摂ではないということを確認した。この視座は様々な社会的排除の克服を模索する際に必要なものではないかと提起し、終章第3節において、他のマイノリティの排除をめぐる課題との関係に言及した。

しかし、この点については、多様性が守られる社会を模索するという立場から、より具体的なテーマにおいて考察を深める必要がある。教育を受ける権利からの排除は、在日朝鮮人以外の他の「外国人」にもシチズンシップに関する社会的課題としてあてはまるものであり、さらなる考察が必要である。

参考文献

- Althusser, Louis (1995) Sur la reproduction, Universitaires de France. (2005、酒川長夫・伊吹浩一・大中一弥・今野晃・山家歩訳『再生産について：イデオロギーと国家のイデオロギー装置』平凡社。)
- Andersen, Gøsta Esping (1996) Welfare States in Transition: National Adaptations in Global Economies, Sage. (=2003、埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家：グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部。)
- Badiou, Alain (2005) L'Humiliation ordinaire, Le Monde. (=2006、丸山真幸訳「日々の屈辱」『現代思想』vol.34-3 青土社：pp.28-32。)
- Bhabha, Homi (1994) The Postcolonial and the Postmodern: The Question of Agency, The Location of Culture, Routledge: pp.171-197. (=1995、谷真澄訳「ポストコロニアルとポストモダン」『現代思想』第23巻3号：pp.258-282 青土社。)
- Barnes, M. (2005) Social Exclusion in Great Britain: An Empirical Investigation And Comparison With The EU, Ashgate Pub Co.
- Baylis, J., and S. Smith eds. (2001) The Globalization of World Politics: An Introduction to International Relations, Second ed., Oxford University Press.
- Bhalla, Ajit S. and Lapeyre, Frédéric (2004) Poverty and Exclusion in a Global World, Second Revised Edition, Palgrave Macmillan. (=2005、福原宏幸・中村健吾訳『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)
- Bonacich, Edna (1973) A Theory of Middleman Minorities, American Sociological Review, 38: pp.583-93. (=2016、福田友子・前田町子・石田沙希訳「ミドルマン・マイノリティ理論」『千葉大学人文社会科学研究』No.32：pp.191-208。)
- Bourdieu, P. avec Passeron, J-C. (1970) La Reproduction: Eléments pour une théorie du système d'enseignement, Minuit. (=1991、宮島喬訳『再生産』藤原書店。)
- Bourdieu, Pierre (1979) Les trois états du Capital culturel, Actes de la recherche en sciences sociales, vol. 30: pp.3-6. (=1986、福井憲彦訳「文化資本の三つの姿」『actes』(1)日本エディタースクール出版部：pp.18-28。)
- Bourdieu, Pierre (1987) Chose Dites, Éditions de Minuit. (=1988、石橋晴己訳『構造と実践：ブルデュー自身によるブルデュー』新評論。)
- Bourdieu, Pierre (1986) The Forms of Capital, J. Richardson, ed. Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education, Greenwood Press, pp.241-258.
- Bourdieu, Pierre, and L. J. D. Wacquant (1992) An Invitation to Reflexive Sociology, Cambridge: Polity Press.
- Brossat, Alain (2006) France: Qui sème le vent, récolte la tempête. (=2006、橋本一径訳「フランス 暴動の真相：誰が火を放ったのか」『世界』No.749：pp.241-246 岩波書店。)
- 曹慶鎬 (2012) 「在日朝鮮人コミュニティにおける朝鮮学校の役割についての考察：朝鮮学校在学生を対象としたインタビューを通じて」『移民政策研究』第4号:pp.114-127。

- European Commission (1989) The Fight Against Poverty: Social Europe Supplement, Luxembourg, Office for Official Publications of the EC.
- 藤岡美恵子 (2007) 「植民地主義の克服と『多文化共生』論」中野憲志編著『制裁論を超えて：朝鮮半島と日本の〈平和〉を紡ぐ』：pp.34-77。
- 福原宏幸 (2007) 「社会的排除／包摂論の現在と展望」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と福祉政策』法律文化社：pp.11-39。
- 福田誠治 (2005) 「戦後日本における外国人の子どもの教育と外国人学校問題」福田誠治・末藤美津子編著『世界の外国人学校』東信堂：pp.357-394。
- 福岡安則 (1993) 『在日韓国・朝鮮人：若い世代のアイデンティティ』中央公論新社。
- Gamble, Andrew (1988) The Free Economy and the Strong State, Macmillan. (=1990、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家』みすず書房。)
- Giddens, Anthony (1998) The Third Way: The Renewal of Social Democracy, Polity Press. (=1999、佐和隆光訳『第三の道：効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- Hage, Ghassan (2003) Against Paranoid Nationalism: Searching for Hope in a Shrinking Society, Pluto Press. (=2008、塩原良和訳『希望の分配メカニズム：パラノイア・ナショナリズム批判』御茶ノ水書房。)
- 韓東賢 (2006) 『チマ・チョゴリ制服の民族誌：その誕生と朝鮮学校の女性たち』双風舎。
- 韓東賢 (2014) 「外国人：包摂型社会を経ない排除型社会で起きていること」小熊英二編著『平成史【増補新版】』河出書房新社：pp.467-497。
- Hardt, M. and A. Negri (2004) Multitude: War and Democracy in the Age of Empire, Penguin Books. (=2005、幾島幸子訳『マルチチュード〈帝国〉時代の戦争と民主主義 (上) (下)』日本放送出版協会。)
- 比嘉康則・館奈保子 (2014) 「外国人学校施策の歴史的展開：排除と包摂をめぐる公の分裂と共振」志水宏吉・中島智子・鍛冶致編著『日本の外国人学校：トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』明石書店：pp.24-35。
- 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- 樋口雄一 (2002) 『日本の朝鮮・韓国人』同成社。
- 広井良典 (2006) 『持続可能な福祉社会：「もうひとつの日本」の構想』筑摩書房。
- 稲葉奈々子 (2008) 「置き去りにされた若者たち：フランスにおける移民と社会的排除」『飛礫』No.58 つぶて書房：pp.48-59。
- 稲垣恭子 (2012) 「教育と若者の現在：包摂「の中の」排除をめぐって」稲垣恭子編著『教育における排除と包摂：もうひとつの若者論』明石書店：pp.7-18。
- 井上厚史 (2001) 「近代日本社会における在日朝鮮人の自己認識：『文化国家』と『自己のテクノロジー』」『総合政策論叢』第2号：pp.161-180。
- 伊藤周平 (2002) 『「構造改革」と社会保障：介護保険から医療制度改革へ』萌文社。
- 岩田正美 (2008) 『社会的排除：参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 梶村秀樹 (1980) 「1920—30年代朝鮮農民の渡日の背景」『在日朝鮮人史研究』第6号：pp.55-69。

- 亀山俊朗 (2007) 「シティズンシップと社会的排除」 福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社：pp.74-100。
- 康明逸 (2016) 「国勢調査を利用した在日コリアンの就労状況」 人種差別実態調査研究会編『日本国内の人種差別実態に関する調査報告書』：pp.19-45。
- 姜徹 (2002) 『在日朝鮮韓国史総合年表：在日同胞 120 年史』雄山閣。
- 姜在彦 (1996) 『「在日」からの視座』新幹社。
- 姜在彦・金東勲 (1989) 『在日韓国・朝鮮人：歴史と展望』労働経済社。
- 川端浩平 (2013) 『ジモトを歩く：身近な世界のエスノグラフィ』御茶の水書房。
- 河合和夫 (1986) 『朝鮮における産米増殖計画 (朝鮮史研究双書)』未来社。
- 金徳龍 (2004) 『朝鮮学校の戦後史』社会評論社。
- 金東勲 (2004) 『共生時代の在日コリアン』東信堂。
- 金英達 (1990) 『在日朝鮮人の帰化』明石書店。
- 金英達 (金慶海編) (2003) 『金英達著作集 (2) 朝鮮人強制連行の研究』明石書店。
- 金日化 (1995) 「在日朝鮮人の法的地位」 朴鐘鳴編『在日朝鮮』
- 金昌宣 (2008) 『在日朝鮮人の人権と植民地主義：歴史・現状・課題』社会評論社。
- 金明秀・稲月正 (2000) 「在日韓国人の社会移動」 高岡健次編『日本の階層システム 6：階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会：pp.181-198。
- 金明秀 (2016) 「日本における人種差別の被害実態について」 人種差別実態調査研究会編『日本国内の人種差別実態に関する調査報告書』：pp.1-14。
- 金侖貞 (2007) 『多文化共生教育とアイデンティティ』明石書店。
- コバヤシ・コリン (2006) 「フランス郊外叛乱の震源」『現代思想』vol.34-3 青土社：pp.20-24。
- 小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂 (2003) 『欧米のホームレス問題 (上)：実態と政策』法律文化社。
- 小堀眞裕 (2005) 『サッチャリズムとブレア政治：コンセンサスの変容、帰省国家の強まり、そして新しい左右軸』晃洋書房。
- 厚生省社会・援護局企画課 (2000) 『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』。
- 高智富美 (2005) 「外国人多住としにおける教育運動とエスニック・アイデンティティ：大阪八尾市 Y 地区の在日韓国・朝鮮人を事例として」 大阪市立大学社会学研究会『市大社会学』No. 6：pp.45-63。
- 高史明 (1974) 「新しい相互理解の回路をひらく：小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史篇』，長璋吉『私の朝鮮語小辞典ソウル遊学記』」 『朝日ジャーナル』No.16 (7) (780)：pp.56-57。
- 倉石一郎 (2012) 「排除／包摂論からよみとく日本のマイノリティ教育：在日朝鮮人教育・障害児教育・同和教育をめぐる」 稲垣恭子編著『差別と排除の [いま] 第 5 巻教育における排除と包摂：もうひとつの若者論』明石書店：pp.101-136。
- Loomba, Ania (1998) Colonialism/ Postcolonialism, Routledge. (=2001、吉原ゆかり訳『ポストコロニアル理論入門』松柏社。)
- Madanipour, Ali (1998) Social Exclusion and Space, Ali Madanipour, Göran Cars and

- Judith Allen (eds), Social Exclusion in European Cities: Processes, Experiences and Responses, Jessica Kingsley: pp.75-94.
- Marshall, T. and Bottomore, T. (1992) Citizenship and Social Class, Pluto Press. (= 1993、岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。)
- 文部省 (1953) 『朝鮮人の義務教育学校への修学について』
- 文部省 (1965) 『日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育事項の実施について』
- 文部省 (1965) 『朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて』
- 松本俊郎 (1988) 「朝鮮からの対日移民」 溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計』東洋経済新報社。
- 松村高夫 (1967) 「日本帝国主義下における植民地労働者：在日朝鮮人・中国人労働者を中心にして」 慶應義塾経済学会編『経済学年報』 No.10 : pp.107-191。
- 宮島喬 (1994) 『文化的再生産の社会学：ブルデュー理論からの展開』藤原書店。
- 宮島喬 (1999) 『文化と不平等：社会学的アプローチ』有斐閣。
- 宮本みち子 (2012) 『若者が無縁化する：仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房。
- 宮本太郎 (2004) 「新しい右翼と福祉ショービニズム：反社会的連帯の理由」 齋藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房：pp.35-86。
- 文貞實 (2000) 「震災とエスニシティ：神戸市長田のケミカルシューズ産業の再生と共生のまちづくり」『地域社会学年報』12集：pp.55-78。
- 中島智子 (2011) 「朝鮮学校保護者の学校選択理由：「安心できる居場所」「当たり前」をもとめて」『プール学院大学研究紀要』第51号：pp.189-202。
- 中島智子 (2014) 「負けるわけにはいかない！：東大阪朝鮮高級学校」 志水宏吉・中島智子・鍛冶致編著『日本の外国人学校：トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』明石書店：pp.73-87。
- 中塚明 (1986) 「在日朝鮮人の歴史的形成」 佐藤明・山田照美編『在日朝鮮人：歴史と現状』明石書店：pp. 85-116。
- 野間易通 (2013) 『「在日特権」の虚構：ネット空間が生み出したヘイトスピーチ』河出書房新社。
- 中野敏男 (2005) 「東アジアで『戦後』を問うこと：植民地主義の継続を把握する問題構成とは」 岩崎稔・大川正彦ほか編『継続する植民地主義：ジェンダー／民族／人種／階級』青弓社：pp.12-23。
- 成家克徳 (2006) 「ポストコロニアリズムと現代日本」 新津晃一・吉原直樹編『グローバル化とアジア社会：ポストコロニアルの地平』東信堂：pp.35-97。
- 二階堂裕子 (2003) 「地域福祉活動による異民族との共生の可能性：大阪生野区の事例から」日本社会分析学会『社会分析学』30号：pp.113-129。
- O'Brien, M. and Penne, S. (2008) Social Exclusion in Europe: Some Conceptual Issues, International Journal of Social Welfare, 17(1), pp.84-92, Blackwell Publishing Ltd and International Journal of Social Welfare.

- 小内透 (2001) 「階級・階層構造の社会的再生産と正当化」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』 84 : pp.107-126。
- 大沼保昭 (1978) 「出入国管理法制の成立過程 (資料と解説) - 8 - 」『法律時報』 第 50 巻 11 号日本評論社 : pp.86-91。
- 大阪府学務部社会課 (1934) 『在阪朝鮮人の生活状況』。
- Ogbu, J.U. (1978) Minority Education and Caste: The American System in Cross-Cultural Perspective, Academic Press.
- Ogbu, J.U. & Simons, H.D. (1998) Voluntary and Involuntary Minorities: A Cultural-Ecological Theory of School Performance with Some Implications for Education, Anthropology & Education, Vol.29, No.s, pp.155-188.
- Ottmann, Juliane (2010) Social Exclusion in the Welfare State: The Implications of Welfare Reforms for Social Solidarity and Social Citizenship, Distinktion: Scandinavian Journal of Social Theory, vol.11-1: pp.23-37, Taylor & Francis.
- 小沢有作 (1973) 『在日朝鮮人教育論 : 歴史編』 亜紀書房。
- 朴慶植編著 (1976a) 『在日朝鮮人関係資料集成 (第 3 巻)』 三一書房。
- 朴慶植編著 (1976b) 『在日朝鮮人関係資料集成 (第 4 巻)』 三一書房。
- 朴一 (2005) 「在日コリアンの経済事情 : その歴史と現在」 藤原書店編集部編『歴史のなかの「在日」』 藤原書店 : pp.267-286。
- 朴三石 (2011) 『教育を受ける権利と朝鮮学校—高校無償化問題から見てきたこと』 日本評論社。
- 朴三石 (2012) 『知っていますか、朝鮮学校』 岩波書店。
- 朴正恵 (2008) 『この子らに民族の心を—大阪の学校文化と民族学級』 新幹社。
- Room, G. (1995) Poverty and Social Exclusion: the new European agenda for policy and research. In: Room G, ed. Beyond The Threshold. The Measurement and Analysis of Social Exclusion, The Policy Press.
- Said, Edward W. (1993) Culture and Imperialism, Knopf. (=1998、大橋洋一訳『文化と帝国主義 1』 みすず書房.)
- 酒井朗 (2015) 「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』 pp.5-24。
- 酒井直樹 (2012) 「レイシズム・スタディーズへの視座」 鶴飼哲・酒井直樹・テッサモリス=スズキ・李孝徳編著『レイシズム・スタディーズ序説』 以文社 : pp3-68。
- 桜井誠 (2006) 『嫌韓流実践ハンドブック : 反日妄言撃退マニュアル』 晋遊舎。
- 佐々木昇 (2010) 「ドイツの雇用問題と「ハルツ」改革」『福岡大学商学論叢』 No.54 : pp.191-210。
- 佐々木てる (2013) 「近代日本の人種差別と植民地政策」 駒井洋監修・小林真生編著『レイシズムと外国人嫌悪』 明石書店 : pp.103-117。
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法 : 原理・方法・実践』 新曜社。
- Silver, Hilary (1994) Social Exclusion and Social Solidarity: Three paradigms, International Labour Review, 133(5-6): pp.531-78.
- 田島淳子 (1995) 「世界都市・東京にみる重層的地域社会の現実」 奥田道平編『コミュニ

- ティとエスニシティ』勁草書房：pp.146-170。
- 田中宏（1995）『在日外国人：法の壁,心の溝』岩波書店。
- 外村大（2004）『在日朝鮮人社会の歴史的研究：形成・構造・変容』緑蔭書房。
- 戸倉裕二（2002）「シュレーダー政権の課題：ハルツ委員会答申と労働市場改革」『海外労働時報』No. 26(12)：pp.50-59。
- 津田正太郎（2013）「シチズンシップ、ナショナリズム、マスメディア：シニシズムの克服による共生の実現」『社会志林』No. 60(2)：pp.45-65。
- 鶴飼哲（1998）「ポストコロニアリズム」複数文化研究会編『〈複数文化〉のために：ストコロニアリズムとクレオール性の現在』人文書院：pp.39-48。
- Worker, A. and Walker, C. (eds) (1997) Britain Divided: The Growth of Social Exclusion in the 1980s. and 1990s., Child Poverty Action Group.
- 山森亮（2004）「連帯・排除・政策構想—基本所得を巡って—」斉藤純一編著『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房：pp.219-240。
- 安田浩一（2012a）『ネットと愛国：在特会の「闇」を追いかけて』講談社。
- 安田浩一（2012b）「領土問題とネット右翼：沸騰するナショナリズム」『出版ニュース』2012年9月中旬号（第2288号）,出版ニュース社：pp.4-9。
- 安田浩一（2012c）「在特会は、『いまの日本の気分』をわかりやすく表わしたものなんです」『Voice』第419号、PHP研究所：pp.86-91。
- Young, Jock (1999) The Exclusive Society : Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity, SAGE Publications. (=2007、青木秀男・伊藤泰郎・騎士政彦・村澤真保呂訳『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。)
- 在日本朝鮮人権利擁護委員会編著（1996）『在日朝鮮人人権白書』朝鮮青年社。
- 在日本朝鮮人教育会編（1996）『在日朝鮮人の民族教育の権利：二十一世紀に向けて、朝・日友好と国際化の中で』Pワード。

初出一覧

第1章第1節・第2節

- 宮崎理（2014）「ヨーロッパにおける社会的排除概念：ポストコロニアルな議論との関係において」『北星学園大学大学院論集』第5号（通巻第17号）：pp.35-47。に加筆修正。

第2章第1節・第2節

- 宮崎理（2015）「ポストコロニアル研究の視座から見た社会的排除:在日朝鮮人への政策の変遷に焦点をあてて」北星学園大学大学院論集 第6号（通巻18号）：pp.1-11。に加筆修正。

資料

資料①

2014年4月吉日

X 朝鮮学校保護者 各位

北星学園大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻
博士後期課程 宮崎 理

インタビュー調査へのご協力をお願い

拝啓 晩春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、私は北星学園大学大学院社会福祉学研究科に在籍しており、社会福祉学・社会学の研究をしております。この度、X 朝鮮学校に通学するお子さんの保護者の方々に、教育に関する決定についてインタビュー調査をおこないたいと考え、ご協力をお願いいたしました。

具体的には、お子さんの学校を選択するに至る経緯などについてお聞きしたいと考えております。歴史的背景の深い朝鮮学校に焦点をあて、より深く理解することは、多様性の増す日本社会において重要なことであると考えております。すぐに研究結果を有益なものとしてお返しすることは残念ながらできませんが、研究に取り組むことで、社会状況の改善に少しでも寄与できればと願っております。

インタビュー調査でお伺いした内容は、学術的な目的以外には用いないことをお約束いたします。論文・学会報告等での研究結果公表に際しましては、皆様のプライバシーを守り、個人が一切特定できない方法をとります。また、答えたくない内容を無理にお聞きすることはございませんので、お話しできる範囲でご協力いただきたく存じます。

ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、研究の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお知らせください。

〈お問い合わせ先〉

宮崎 理 (みやざき おさむ)

TEL : xxx-xxx-xxxx E-mail : xxxxxxx@hokusei.ac.jp

〈指導教員〉

K. U. ネンシュティール

TEL : xxx-xxx-xxxx (ダイヤルイン xxxx) E-mail : xxxxxxx@hokusei.ac.jp

インタビューガイド

場所：X 朝鮮学校ほか

形式：インタビューガイドに基づく半構造化インタビュー（個人インタビュー）

時間：30 分程度

記録：IC レコーダーによる録音、筆記メモ（導入時に許可を取る）

倫理的配慮：匿名化、守秘義務の厳守、研究目的外の使用厳禁

※ 子どもの人数、性別、学年

親の年齢、学校経験

出身（自宅か寮か）

できれば国籍（最後に聞く）**慎重に**

● インタビューの流れ

挨拶、倫理的配慮の説明、記録の許可

I. 学校選択時

1. ○○さんが朝鮮学校に通っていたのと同様（日本学校に通っていた一方で）、お子さんも（は）朝鮮学校に通われていますが、○○さんが、お子さんを朝鮮学校に通わせることになった経緯について教えてください。

※ 子どもの構成について把握する。

複数人の場合には、特に第一子の学校選択の経緯について詳しく尋ねる。

2. お子さんは、みなさん朝鮮学校に通われている（いた）のですか。
3. それぞれのお子さんが朝鮮学校に入学されたのは、何年生のときですか。
※（異なる場合）入学された時期が異なるのは、どうしてですか。
4. お子さんを朝鮮学校に通わせることの決定には、誰が参加しましたか。
※ 家族構成、決定時の雰囲気、プロセスについても尋ねる
5. 学校選択に関して、どのようなことが重要なポイントでしたか。
6. ご家族の中では、学校選択についていろいろな意見がありましたか。
7. ご家族以外の方で、学校の決定に影響を与えた人はいますか。
8. 現在の日本の政治的な動向のなかで、お子さんを朝鮮学校に通させることについてどのように考えましたか？

II. 学校入学後

1. 朝鮮学校に通学することは、どのような影響をお子さんに与えていると考えてい

ますか。(特に、入学させて良かった点はなんですか?)

2. お子さんが朝鮮学校に通うことで、お子さん自身に変化があったと思いますが、〇〇さん自身にも何か変化はありましたか。
3. オモニ会の活動や学校の行事などのほかに、朝鮮学校の人たちとはどの程度接点がありますか。
4. 寄宿舎にお子さんが入っていますが、どのくらいの頻度で交流がありますか?そのことについてどうお考えですか?
5. 〇〇さんのお子さんと同年代の朝鮮学校に通っていない近所の子どもたちやその親などとの関係は、お子さんが朝鮮学校に通うようになってから遠くなりましたか。それとも変わりはありませんか。(地域の日本人、学校の親との関係)
6. 一般的に、どんな学校でも「良い点」も「改善すべき点」もあると思いますが、実際にお子さんが朝鮮学校に通学するようになってから感じるようになった、朝鮮学校の「これは良い」という点を教えていただけますか。また、「もっとこうあって欲しい」というような点はありますか。ありましたら教えていただけますか。
7. 朝鮮学校にお子さんを通わせるうえで、なにか大変なことはありますか。

III. 調査対象者、家族の学校経験

1. 〇〇さんが通ったのはどのような学校でしたか。
※ 他の家族成員が通った学校についても尋ねる
2. その学校での経験はどうでしたか。
3. そのころの人たちとは、今でも交流がありますか。

IV. 将来展望

1. 朝鮮学校を卒業後、お子さんの進路について、〇〇さん自身が考えていることをお話しいただけますか。
2. お子さんの将来の仕事について、どのようにお考えですか。(仮に、〇〇さんの意向と異なることをお子さんが望んだ場合にはどう思うと考えますか?)
3. 最後に、抽象的な質問になりますが、お子さんの今後を長期的に考えて、どうあって欲しいとお考えですか。